

平成27年第4回定例会

市 議 会 会 議 録

平成27年11月27日（開会）

平成27年12月18日（閉会）

垂 水 市 議 会

平成二十七年第四回定例会議録

(平成二十七年十二月)

垂水市議会

第 4 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第1号 (11月27日) (金曜日)

| | |
|-----------------------------|-----|
| 1. 開 会 | 4 |
| 1. 開 議 | 4 |
| 1. 会議録署名議員の指名 | 4 |
| 1. 会期の決定 | 4 |
| 1. 諸般の報告 | 4 |
| 1. 報告第9号・報告第10号 一括上程 | 7 |
| 報告、質疑、表決 | |
| 1. 議案第69号～議案第77号 一括上程 | 9 |
| 委員長報告、質疑、討論、表決 | |
| 1. 議案第78号 上程 | 1 3 |
| 説明、質疑 | |
| 議案第78号 総務文教委員会付託 | |
| 1. 議案第79号～議案第81号 一括上程 | 1 4 |
| 説明、質疑 | |
| 議案第79号 総務文教委員会付託 | |
| 議案第80号、議案第81号 産業厚生委員会付託 | |
| 1. 議案第82号 上程 | 1 8 |
| 説明、質疑 | |
| 議案第82号 産業厚生委員会付託 | |
| 1. 議案第83号 上程 | 1 8 |
| 説明、休憩、全協、質疑、討論、表決 | |
| 1. 議案第84号 上程 | 1 9 |
| 説明、質疑 | |
| 議案第84号 各常任委員会付託 | |
| 1. 議案第85号・議案第86号 一括上程 | 2 0 |
| 説明、質疑 | |
| 議案第85号 総務文教委員会付託 | |
| 議案第86号 産業厚生委員会付託 | |
| 1. 日程報告 | 2 1 |
| 1. 散会 | 2 2 |

第2号（12月8日）（火曜日）

| | |
|---|----|
| 1. 開 議 | 24 |
| 1. 一般質問 | 24 |
| 堀内貴志議員 | 24 |
| ふるさと納税額をアップさせるための方策について | |
| (1) ふるさと納税の実績について | |
| (2) ふるさと納税ポイント制の導入について | |
| (3) ふるさと納税旅行クーポン・ふるさと宿泊割引の新設について | |
| (4) ふるさと納税の還元率の見直しについて | |
| 子育て支援の充実、「日本一の子育て村」を目指す島根県邑南町の取組と比較して | |
| (1) 垂水市の今後の取組について | |
| (2) 定住相談、定住後の支援について | |
| (3) 不妊治療費の助成について | |
| (4) 保育料の負担軽減について | |
| 医師・医療福祉従事者奨学金貸与制度の設置について | |
| (1) 垂水市の医療・福祉の従事者の雇用の実態について | |
| (2) 市内の医療福祉施設で業務に従事する意思のある人材確保と市外への流出防止について | |
| 川越信男議員 | 37 |
| 国民文化祭について | |
| (1) 本市の取組の総括について | |
| (2) 「垂水おもてなし少女・少年隊」活動について | |
| (3) 教職員のボランティア活動の評価と今後の取組について | |
| 教育行政について | |
| (1) 学校教育への取組の評価について | |
| (2) 「あつまれわんぱく！夏の勉強会」の取組について | |
| (3) 「垂水高校への取組」について | |
| (4) 教育長の考えと今後について | |
| 南の拠点整備について | |
| (1) 整備構想の現在の進捗について | |
| (2) 概算事業費と財源について | |
| (3) PFIの市の取組は | |
| 北方貞明議員 | 45 |

| | |
|------------------------------------|-----|
| 財政について | |
| (1) 財政調整基金について | |
| (2) 一般会計からの繰入金について | |
| 垂水校区の公民館について | |
| (1) 昭和52年から垂水中央公民館の一室の間借り状態の解消について | |
| 地域包括ケアセンターについて | |
| (1) 当初の理念、目的どおり進んでいるのか | |
| 池山節夫議員 | 5 6 |
| 市政について | |
| (1) 来年度予算編成にあたって | |
| ア 子育て支援策の充実について | |
| イ 高齢者への生活支援について | |
| ウ 6次産業化について | |
| エ ふるさと納税について | |
| 教育行政について | |
| (1) いじめ防止対策推進法 | |
| ア いじめ防止対策推進法の施行後の対応について | |
| イ いじめ防止基本方針について | |
| ウ いじめ対策組織について | |
| 川畑三郎議員 | 6 3 |
| 防災営農対策事業について | |
| (1) 今年度の実施状況は | |
| (2) 負担金について | |
| ふるさと納税制度事業費について | |
| (1) これまでの状況について | |
| (2) これからの取組について | |
| 観光施設整備について | |
| (1) しおかぜ街道の状況は | |
| (2) 映画「ホテル」の看板等について | |
| 市道の整備について | |
| 梅木勇議員 | 6 8 |
| 防災について | |
| (1) これまでの対策はどうだったのか | |
| (2) 避難所について | |

文化施設等について

- (1) 文化イベントの成果と課題はないか
- (2) アトリエ、顕彰碑の移設はできないか

森正勝議員..... 75

マイナンバー制度について

- (1) 10月初めに通知カードの発送が開始された。鹿児島県の配達率は37.6%（平成27年11月25日現在）とのことである。垂水市の配達率はどれくらいか、また未達は何世帯位になるか

観光行政について

- (1) 昨年12月に東九州自動車道及び大隅縦貫道が開通した。観光への影響及びその対策について聞く。
 - ア 利用状況と変化の特徴・効果の状況
メリットとデメリットについて
 - イ フェリーや道の駅及び市内施設への影響は
 - ウ 今後の検討課題について

学校の安全対策について

- (1) 学校遊具の不具合及び火災警報器の設置について
 - ア 各学校の遊具の不具合はどの位か。
 - イ 火災警報器の設置状況は
 - ウ 設置義務はあるのか
 - エ 未設置学校は、早急に設置すべきではないか

村山芳秀議員..... 80

人口ビジョンと人口減少対策プログラムの整合性について

- (1) 人口減少対策プログラムにおける人口18,000人に向けた進捗状況と来年度計画について
- (2) 計画の実効性と整合性について

公民館と自治組織の地域づくりのあり方について

- (1) 地域振興計画の持続的推進にあたって公民館と振興連の合体した組織づくりが必要ではないか。
- (2) 地域担当職員の地域サポート体制について

森の駅たるみずの今後について

- (1) 指定管理者募集に至った経緯について
- (2) 生活改善グループ、キャニオニング、安全対策等の基本的方向性について

ふるさと納税について

(1) 最新の大隅半島の各市町の状況について

(2) 今後の取組について

| | |
|---------------|-----|
| 1. 日程報告 | 9 0 |
| 1. 散会 | 9 0 |

第3号 (12月9日) (水曜日)

| | |
|---------------|-----|
| 1. 開 議 | 9 2 |
| 1. 一般質問 | 9 2 |
| 川尻達志議員 | 9 2 |

6次産業について

(1) これまでの経過と今後の考え方・進め方について具体的に
南の拠点について

(1) 将来、法定外の繰入を心配するが、計画の進め方について
教育力の向上について

(1) 土曜授業も導入され、教育環境も変わるが、全国学力テストの公表
等について

| | |
|--------------|-------|
| 持留良一議員 | 1 0 3 |
|--------------|-------|

T P P問題について

(1) 「大筋合意」についての認識 (国会決議に反する) は

(2) 今必要なのは、情報公開と徹底審議と経済や生活への影響の検証では

(3) 垂水の農業への影響について～現段階の認識

(4) 垂水の農業発展のために取組むべきことは何か

高齢者対策について (生存と尊厳の保障対策が求められている)

(1) 医療や介護の負担増や年金切り下げを続けるもとの高齢者の暮らし
はいよいよ深刻になってきている。この事態の認識と救済対策の必
要性についての考え方は。

ア 「老老介護」、「下流老人」、「老後破産」等の問題は

イ 生活支援、「地域福祉コーディネーター」支援、税等の軽減策は

介護保険について

(1) 要支援者向けの通所介護・訪問介護サービスの市町村の「新総合事
業」への移行問題

ア 取組の現状と課題及び対策は

イ 責任をもって市の「総合事業」に移行できるのか。

(2) 介護保険料・利用料の対策をあらためて求めたい。介護保険料の滞納状況と対策

ア 滞納者数とペナルティー者数は

イ 境界層措置者数は

ウ 保険料の減免への考えは、利用負担軽減の考えは（保険料減免－全国588自治体 減額567自治体保険料免除－21自治体 一般財源での減免6自治体 利用軽減－340自治体が独自の軽減措置）

エ 成年後見人制度利用支援（任意事業）への取組は（1,309自治体が実施している。このうち後見人の報酬助成→1,072自治体 申し立て経費助成→1,091自治体）

子どもの貧困対策について

(1) 子どもがどんな環境に生まれても生活や学習が保障され、未来に希望をもてる社会にするため行政の姿勢が問われている

ア 「子どもの貧困率」が過去最悪を更新する中、市としての対策は十分といえるか。

イ 現状からどのような対策がさらに必要という認識か（具体策はあるか）。

ウ 就学援助制度での入学準備金の前倒し支給への考えは

(ア) 就学援助制度利用の近年の動向と特徴は

(イ) 入学準備で「お金を工面するのに大変だった」の声も多くあるが、これらの声に応えることができないか。

エ 学校給食費への補助は認められているのか（国の考え）。貧困対策や経済的支援の面から補助の考えはあるか。

小規模事業者対策と地域経済の活性化

(1) 平成28年度補助金等に関する商工の要望への考え方は

ア 補助金の増額と助成の制度化（条例化、規則化、要綱化等）への考え方は

イ 他自治体の補助金の状況は

ウ 「小規模企業振興条例」（中小企業振興条例）を提案した。その後の取組と考えについて

エ 要望を具体化するには「条例」の制定を具体化していくことが保障になると考えるが見解は。また、地域経済の活性化（条例制定が持続可能な地域経済）に貢献していくのではないか。

篠原静則議員 1 1 6

鹿児島県果樹試験場移転について

公用車納入について

高齢者支援について

| | |
|---------------|-------|
| 1. 日程報告 | 1 2 1 |
| 1. 散会 | 1 2 1 |

第4号（12月18日）（金曜日）

| | |
|---|-------|
| 1. 開 議 | 1 2 4 |
| 1. 諸般の報告 | 1 2 4 |
| 1. 地方創生等特別委員会の廃止について | 1 2 8 |
| 1. 議案第78号～議案第82号、議案第84号～議案第86号 一括上程 | 1 3 0 |
| 委員長報告、質疑、討論、表決 | |
| 1. 議案第87号 上程 | 1 3 4 |
| 説明、休憩、全協、質疑、討論、表決 | |
| 1. 選挙 | 1 3 4 |
| 1. 閉会 | 1 3 5 |

平成27年第4回垂水市議会定例会

1. 会期日程

| 月 日 | 曜 | 種 別 | 内 容 |
|-------|---|-----|--|
| 11・27 | 金 | 本会議 | 会期の決定、委員長報告、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託 |
| 11・28 | 土 | 休 会 | |
| 11・29 | 日 | 〃 | |
| 11・30 | 月 | 〃 | |
| 12・ 1 | 火 | 〃 | (質問通告期限：正午) |
| 12・ 2 | 水 | 〃 | |
| 12・ 3 | 木 | 〃 | |
| 12・ 4 | 金 | 〃 | |
| 12・ 5 | 土 | 〃 | |
| 12・ 6 | 日 | 〃 | |
| 12・ 7 | 月 | 〃 | |
| 12・ 8 | 火 | 本会議 | 一般質問 |
| 12・ 9 | 水 | 本会議 | 一般質問 |
| | | 委員会 | 地方創生等特別委員会 |
| 12・10 | 木 | 休 会 | |
| 12・11 | 金 | 〃 | 委員会 産業厚生委員会 (議案審査) |
| 12・12 | 土 | 〃 | |
| 12・13 | 日 | 〃 | |
| 12・14 | 月 | 〃 | 委員会 総務文教委員会 (議案審査) |
| 12・15 | 火 | 〃 | |
| 12・16 | 水 | 〃 | |
| 12・17 | 木 | 〃 | 委員会 議会運営委員会 |
| 12・18 | 金 | 本会議 | 委員長報告、質疑、討論、表決、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託 |

2. 付議事件

件 名

報告第 9号 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度垂水市一般会計補正予算(第7号))

報告第10号 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度垂水市一般会計補正予算(第

8号)

- 議案第69号 平成26年度垂水市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第70号 平成26年度垂水市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第71号 平成26年度垂水市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第72号 平成26年度垂水市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第73号 平成26年度垂水市老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第74号 平成26年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第75号 平成26年度垂水市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第76号 平成26年度垂水市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第77号 平成26年度垂水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第78号 垂水市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 案
- 議案第79号 垂水市税条例等の一部を改正する条例 案
- 議案第80号 垂水市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 案
- 議案第81号 垂水市港湾管理条例の一部を改正する条例 案
- 議案第82号 垂水市道路線の認定について
- 議案第83号 鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の一部変更について
- 議案第84号 平成27年度垂水市一般会計補正予算(第9号) 案
- 議案第85号 平成27年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算(第2号) 案
- 議案第86号 平成27年度垂水市介護保険特別会計補正予算(第2号) 案
- 議案第87号 垂水市議会会議規則の一部を改正する規則 案

平成 2 7 年 第 4 回 定 例 会

会 議 録

第 1 日 平成 2 7 年 1 1 月 2 7 日

本会議第1号（11月27日）（金曜）

出席議員 14名

| | | | |
|----|-------|-----|------|
| 1番 | 村山芳秀 | 8番 | 持留良一 |
| 2番 | 梅木勇 | 9番 | 池山節夫 |
| 3番 | 堀内貴志 | 10番 | 北方貞明 |
| 4番 | 川越信男 | 11番 | 森正勝 |
| 5番 | 感王寺耕造 | 12番 | 川尻達志 |
| 6番 | 堀添國尚 | 13番 | 篠原静則 |
| 7番 | 池之上誠 | 14番 | 川畑三郎 |

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

| | | | |
|---------|------|--------|-------|
| 市長 | 尾脇雅弥 | 水産商工 | |
| 副市長 | 岩元明 | 観光課長 | 高田 総 |
| 総務課長 | 中谷大潤 | 土木課長 | 宮迫章二 |
| 企画政策課長 | 角野毅 | 水道課長 | 北迫一信 |
| 財政課長 | 野妻正美 | 会計課長 | 堀内昭人 |
| 税務課長 | 池松烈 | 監査事務局長 | 楠木雅己 |
| 市民課長 | | 消防長 | 前木場強也 |
| 併任 | | 教育長 | 長濱重光 |
| 選挙管理委員会 | | 教育総務課長 | 保久上光昭 |
| 事務局長 | 白木修文 | 学校教育課長 | 下江嘉誉 |
| 保健福祉課長 | 篠原輝義 | 社会教育課長 | 森山博之 |
| 生活環境課長 | 田之上康 | | |
| 農林課長 | | | |
| 併任 | | | |
| 農業委員会 | | | |
| 事務局長 | 川畑千歳 | | |

議会事務局出席者

| | | | |
|------|------|----|------|
| 事務局長 | 磯脇正道 | 書記 | 橘圭一郎 |
| | | 書記 | 瀬脇恵寿 |

平成27年11月27日午前10時開会

△開 会

○議長（池之上誠） 定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第4回垂水市議会定例会を開会いたします。

△開 議

○議長（池之上誠） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△会議録署名議員の指名

○議長（池之上誠） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において川越信男議員、森正勝議員を指名いたします。

△会期の決定

○議長（池之上誠） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る20日、議会運営委員会が開催され、協議がなされた結果、本定例会の会期をお手元の会期日程表のとおり、本日から12月18日までの22日間とすることに意見の一致を見ております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日から12月18日までの22日間と決定いたしました。

△諸般の報告

○議長（池之上誠） 日程第3、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

監査委員から、平成27年7月分から9月分までの出納検査結果報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから御了承願います。

次に、議会報告会についてであります。

本年第3回定例会終了後の9月28日から10月2日までの5日間、市内9つの地区公民館において実施いたしました。昨年から比べますと微増ではございましたが、21名増の106名の御参加をいただいております。幾分か市民の皆様へ定着してきた感がございます。

各会場において、議会への貴重な御意見、御提言をいただいております。議員の皆さんとしっかりと検討を行い、議会活動に生かしてまいりたいと思います。

以上で、議長報告を終わります。

〔市長尾脇雅弥登壇〕

○市長（尾脇雅弥） 皆さん、改めましておはようございます。

諸般報告を行います前に、一言お礼を申し上げます。

11月26日、昨日であります、東京にて開催されました全国治水砂防促進大会に出席するに当たり、本議会の日程変更について、議員の皆様より御理解と御配慮いただきましたことに心より感謝を申し上げます。

おかげをもちまして、深港地区における災害関連緊急事業に対するお礼と、今後の関連砂防事業における要望活動を行うことができました。本市の現状を考えますときに、貴重な機会をいただくことができました。

また、本市のまちづくりに多大な御協力をいただいております森山裕衆議院議員が、第3次安倍改造内閣において、本市ゆかりの大臣としては49年ぶりに農林水産大臣に就任をされました。心よりお祝いを申し上げます。

それでは、9月定例議会後の議会に報告すべき主な事項について報告をいたします。

まず初めに、10月31日から11月15日にかけて本県にて開催されました、第30回国民文化祭について報告をいたします。

10月31日、本市では垂水市文化会館におきま

して、森山裕農林水産大臣を初めとする来賓並びに市議会議員の皆様の御出席をいただき、開会式を行いました。会場には650名余りの方々においでいただき、開幕を告げるにふさわしい式典となりました。

また、同日午後には、鹿児島アリーナで開催されました鹿児島県主催の開会式に出席してまいりました。

本市の3つの主催事業の一つであります和田英作・和田香苗記念全国絵画コンクールでは、展示会場を4カ所に約3,000名の方々に御来場いただき、全国から応募された作品をごらんいただきました。

主催事業2つ目であります大隅歴史街道では、加来耕三先生による記念講演会に450名の方々においでいただき、本市並びに大隅の歴史について、さまざまな角度から御講演をいただきました。

主催事業3つ目であります「たるみずふれあいフェスタ2015」では、武田鉄矢氏率います海援隊の「食のトークショー&ライブ」と「秋の産業祭」を開催いたしました。

「食のトークショー&ライブ」においては、準備いたしました1,040枚の入場券が開場と同時に配り終えるほどの盛況で、会場内は熱気に包まれ、トークショーでは多くの来場者の皆様に、本市の特産品でありますブリやカンパチ、温泉水、焼酎などのすばらしさを情報発信することができました。

「秋の産業祭」においては、大隅ミート杯グラウンドゴルフ大会や恒例の抽選会、並びに地元の農・水産物等の販売を行い、例年より多い約9,000人の来場者がありました。

加えまして、「チェスト行け！提案事業」として位置づけられました「第14回YOSAKOI九州中国祭りinたるみず」も開催をされ、九州各県並びに島根県から78チーム、約1,000人の踊り子たちが、ここ垂水に終結し、熱い踊

りを披露していただき、運動公園多目的広場を中心に5つの会場で大いに盛り上げていただきました。

また、国民文化祭を開催するに当たり、期間中、県内外から多くの方々が本市にお越しいただくことを踏まえまして、結成いたしました垂水おもてなし少女・少年隊は、これまで最高のおもてなしをするため準備をしてまいりましたが、当日、隊員たちは総合案内やイベントの司会進行などに携わり、陰で国民文化祭を支えていただきました。

そして、本市事業の最終日であります11月8日には、第39回垂水市市民文化祭が行われ、バンド演奏や三味線、舞踊などが披露され、加えまして、お茶会や小中学生、文化協会員によります作品展示も行われるなど、国民文化祭のフィナーレを飾っていただきました。

次に、防災政策関係でございます。

安心・安全な垂水のまちづくりの検証としまして、10月24日、水之上地区公民館にて自主防災組織リーダー研修会を開催いたしました。研修会では、自主防災組織相互の連携及び親睦を図り、共通の問題を協議し、市民の防災意識の高揚と知識の向上を図りました。

次に、企画政策関係についてでございます。

地方創生、いわゆるまち・ひと・しごと創生総合戦略の取り組みでございますが、10月29日に垂水市人口ビジョン、垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略を決定いたしました。

策定に当たっては、地方創生等特別委員会を初め、外部委員による垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会で熱心な審議を行っていただきました。改めまして感謝いたしますとともに、引き続き、戦略に定めた目標の達成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、本年度計画策定に着手しております、垂水地区の地域振興計画の進捗状況を報告いたします。

垂水地区の地域振興計画は、垂水づくり計画の策定委員会立ち上げ後、第1回目の策定委員会を開催し、その後、垂水地区全戸を対象に住民アンケートを実施し、そのデータをもとに、垂水地区の課題やあるべき姿につままして、今週24日に第2回目の策定委員会で協議したところであります。将来のよりよい地域づくりのため、引き続き協議を重ねてまいります。

また、誘致企業である合同会社垂水高峠の垂水高峠メガソーラー発電所の竣工式が、10月27日に多数の関係者出席のもと、とり行われました。本施設は、垂水市の再生可能エネルギーのシンボリック的存在と成り得るものと期待をしております。

次に、水産商工観光関係についてでございます。

10月11日に垂水市漁協主催の第15回かんぱち祭りが開催され、どんぶりグランプリ、カンパチのつかみ取りや一本釣り、餌やり体験のほか、加工品の販売など、イベントに親子連れを初め、約8,000人の来場者でにぎわい、約300万円の売り上げがあったと報告を受けております。

どんぶりグランプリにおいては、垂水高校の垂高よくばり丼が優勝し、多くの皆様に感動を与えていただきました。

また、本年度の教育旅行、民泊におきましては、現在、国内並びにインドネシアから20校、約2,200人、餌やり体験には10校、約1,200人と多くの中学生、高校生を迎えておまして、民泊家庭や水産関係者の垂水流おもてなしに非常に喜んでおられ、生徒と民泊家庭においては多くの新たなきずなが生まれております。

そのほか、季節的には現在、千本イチョウ祭りを開催しておまして、市内、県内はもとより、県外からの来園者でにぎわっておりまして、短期間ではありますが、多くの入り込み客があると思われまます。引き続き、さまざまな取り組みを行うことで、本市の活性化を図ってまいります。

す。

次に、教育関係でございます。

8月28日開会の平成27年第3回市議会定例会で教育委員の同意をいただきました野村繼治氏に、10月1日辞令の交付を行い、3期目の職務に就任していただき、10月9日に開催されました教育委員会定例会において委員長に再選をされました。

次に、教育施設整備でございますが、10月21日、新城小学校と松ヶ崎小学校の外壁・手すり改修工事完了に伴う完成検査を実施しました。これにより、児童の安全・安心を確保できる教育環境の充実が図られました。

次に、学校教育関係でございます。

10月10日から市内全小中学校において、土曜授業が始まりました。これは本年度から県下で実施されているもので、本市は大隅地区の各市町と合わせて、10月の第2土曜日からスタートいたしました。各学校におきましては、より多くの地域の方々の協力をいただきたい体験活動や授業の充実のための取り組みを行ってまいります。

また、10月13日から15日まで、肝属地区中学校新人総合体育大会が開催され、垂水中央中学校のサッカー部や男女のソフトテニス部及び剣道部が団体戦、個人戦で優勝するなど好成績をおさめました。

次に、社会教育関係でございます。

10月25日、第54回垂水市市民体育祭秋季大会が秋晴れのもと、9校区から多くの参加者の皆さんによりまして盛大に開催され、市民の親睦並びに健康増進が図られたところでございます。

種目は、小中高校生によりますスプリント競技やグラウンドゴルフ、輪投げなどの団体競技において、青年から高齢者まで幅広く競技に参加していただき、ことしは白熱した戦いの末、牛根校区並びに松ヶ崎校区の両校区優勝という結果となりました。

次に、本市の交通事故の発生状況についてでございます。

交通死亡事故発生状況ですが、10月2日午後6時55分ごろ、海潟の国道220号の道路上で、西之表市の56歳女性の運転する乗用車が霧島市方面へ走行中、横断中の海潟地区の89歳男性をはねる交通死亡事故が発生し、ことしに入りまして4人目の死亡事故犠牲者となりました。

11月末日現在、交通事故発生件数は65件、死亡者数4名、負傷者数90名となっております。前年同時期と比較しますと、発生件数は12件、負傷者は16名減少しておりますが、死亡者は2名増加しております。

今後も、鹿屋警察署、交通安全協会などの関係機関並びに振興会の御協力を賜りながら、交通事故の発生や死亡事故の減少が図られるよう、交通安全対策に努めてまいります。

次に、火災発生状況についてでございますが、建物火災1件の火災が発生しております。10月4日、海潟地区において、バーナーで草を焼却した残り火で発火、住宅1棟が全焼、住宅1棟及び車庫1棟の一部を焼失する火災が発生しております。

次に、主な出張用務について報告をいたします。

国外出張でございますが、10月18日から22日にかけて、鹿児島県市長会主催による海外視察として、オーストラリアにて農畜産業などの視察を行ってまいりました。本視察では、一般財団法人自治体国際化協会のシドニー事務所を訪問し、オーストラリアの行政事情と経済・社会情勢についてレクチャーを受けた後、食肉工場や魚市場などを視察し、グローバル化の進展に伴う経済・社会情勢の変化について見識を深めてまいりました。

次に、県外出張でございますが、9月15日、森山裕衆議院議員事務所を訪問し、防災対策及び水産振興対策に関する陳情及び意見交換を行

ってまいりました。

10月15日から、宮崎県延岡市で開催された九州市長会に出席し、予定された議案等の審査を行ってまいりました。

11月7日からは、大阪市で開催された関西垂水会及び「たるみず大使意見交換会」に出席いたしました。関西垂水会は、例年を上回る約200人の参加があり、大いに盛り上がりました。

また、関西垂水会に先立ち行われた「たるみず大使意見交換会」では、関東・関西たるみず大使12名の皆様と、ふるさと納税に関して意見交換を行いました。

11月11日からは、東京都にて開催された教育再生首長会議、九州国道整備促進総決起大会、全国過疎地域自立促進連盟理事会及び総会、11月19日には国保制度改善強化全国大会、11月26日には全国治水砂防促進大会及び要望活動に出席をしてまいりました。

次に、県内の主な出張用務ですが、曾於市で開催された県市長会定例会や、鹿児島市で開催された錦江湾奥会議に出席し、議案審議を初め、さまざまな行政課題に対しまして意見交換をしてまいりました。

そのほか、委員を務めます県水産技術開発センター研究開発推進会議、地域経済委員会、曾於・肝属保健医療圏地域構想懇話会、国有林野等所在市町村長有志協議会に出席して議案等の審議を行ってまいりました。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（池之上誠） 以上で、諸般の報告を終わります。

△報告第9号・報告第10号一括上程

○議長（池之上誠） 日程第4、報告第9号及び日程第5、報告第10号の報告2件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

報告第9号 専決処分の承認を求めることにつ

いて（平成27年度垂水市一般会計補正予算（第7号））

報告第10号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度垂水市一般会計補正予算（第8号））

○議長（池之上誠） 報告を求めます。

○財政課長（野妻正美） おはようございます。

報告第9号専決処分の承認を求めることにつきまして、御説明申し上げます。

鹿児島海区漁業調整委員会委員補欠選挙に伴いまして、関連経費の執行に急施を要しましたので、平成27年9月25日に、平成27年度垂水市一般会計補正予算（第7号）を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により御報告を申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

補正の理由でございますが、海区漁業調整委員会の委員に欠員が生じたため、補欠選挙の関連経費について予算措置をしたものでございます。

今回、歳入歳出とも218万5,000円を増額いたしましたので、これによります補正後の歳入歳出予算額は91億7,914万5,000円になります。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページにかけての第1表歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

事項別明細でございますが、歳出から御説明申し上げます。

7ページをお開きください。

12目海区漁業調整委員会委員選挙費は、投・開票立会人や選挙事務従事者等の報酬、選挙事務に要する消耗品などの物件費、期日前投票所用プレハブの借上げ料等を計上しております。

これらに対する歳入は、6ページの歳入明細にお示ししてありますように、県支出金の特定財源と繰越金を充てて収支の均衡を図っており

ます。

引き続きまして、報告第10号専決処分の承認を求めることにつきまして、御説明申し上げます。

8月24日から25日にかけての台風15号による農林水産施設の災害復旧に急施を要しましたので、平成27年11月6日に、平成27年度垂水市一般会計補正予算（第8号）を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により御報告を申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

補正の理由でございますが、台風15号により林道海潟麓線の法面崩壊が発生しましたが、その復旧事業費について予算措置をしたものでございます。

今回、歳入歳出とも900万円を増額いたしましたので、これによります補正後の歳入歳出予算額は91億8,814万5,000円になります。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページの第1表歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

地方債にも補正がありましたので、4ページをごらんください。

現年発生補助災害復旧事業債の借入れを右の欄に示す限度額に変更し、本年度の借入総額を8億5,198万円に補正するものでございます。

最後の8ページをお開きください。

事項別明細でございますが、歳出から申し上げます。

林業用施設補助災害復旧費ですが、林道海潟麓線の災害復旧にかかわる工事請負費です。

これに対する歳入は、7ページの歳入明細にお示ししてありますように、県支出金と市債の特定財源を充て、一般財源は前年度繰越金を充てて収支の均衡を図っております。

以上で報告第9号及び第10号の説明を終わりますが、御承認いただきますようよろしくお願

い申し上げます。

○議長（池之上誠） ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

まず、報告第9号を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。よって、報告第9号は承認することに決定いたしました。

次に、報告第10号を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。よって、報告第10号は承認することに決定いたしました。

△議案第69号～議案第77号一括上程

○議長（池之上誠） 日程第6、議案第69号から日程第14、議案第77号までの議案9件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第69号 平成26年度垂水市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第70号 平成26年度垂水市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第71号 平成26年度垂水市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について

議案第72号 平成26年度垂水市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について

議案第73号 平成26年度垂水市老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について

議案第74号 平成26年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について

議案第75号 平成26年度垂水市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第76号 平成26年度垂水市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第77号 平成26年度垂水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（池之上誠） ここで、決算特別委員会委員長の審査報告を求めます。

〔決算特別委員長川尻達志議員登壇〕

○決算特別委員長（川尻達志） おはようございます。

決算特別委員会の御報告をいたします。

去る9月18日、平成27年第3回定例会において決算特別委員会付託となり、閉会中の継続審査となっております平成26年度垂水市一般会計、国民健康保険特別会計、交通災害共済特別会計、地方卸売市場特別会計、老人保健施設特別会計、漁業集落排水処理施設特別会計、介護保険特別会計、簡易水道事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計の各歳入歳出決算について、10月22日及び23日の2日間にわたり、決算特別委員会を開き審査をいたしましたので、審査の経過とその結果を報告をいたします。

審査に当たっては、決算の性質に鑑み、議決した予算が趣旨や目的に沿って適正に、かつ効率的に執行され、問題点はなかったか、さらにもどのように行政効果に反映をされたのか、今後の行政運営においてどのような改善、工夫が必要か等を重点的に審査をいたしました。

また、示された計数については、監査委員の審査等を十分に尊重し、決算報告書、決算意見書に基づいて審査を進め、各関係課長の説明を受けながら、予算執行の実績、効果等を確認し、その適否について慎重に審査いたしました。

まず、議案第69号平成26年度垂水市一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

平成26年度決算の評価について、歳入におい

ては、市税の調定額は前年度並みであったものの、収入額については、滞納対策の強化により前年度より3,109万6,000円の増、市税での徴収率で申し上げますと2.1ポイント向上しており、職員の皆さんが懸命に努力された結果があらわれております。

その他の歳入として、主要財源である地方交付税が前年度より7,608万5,000円の減となっておりますが、市債が2億930万6,000円の増、また繰入金金が1億1,490万9,000円の増となったことなどから、歳入全体では前年度比で3億6,806万3,000円、3.5%の増となっております。

市債の発行額については、通常債の発行額が8億4,270万円となっております、財政改革プログラムにおいて、年平均6億円以内とした発行額を上回っております。しかしながら、平成22年度から26年度までの5カ年の全体計画を見ますと、おおむねその目標を達成をしております。

歳出については、増額幅の大きなものは、消防・救急無線デジタル化事業やコミュニティFM設備整備事業など、また臨時福祉給付金事業や国民健康保険特別会計への赤字補填のための法定外繰り出しを行ったことなどであります。

一方、減額した費目は教育費や農林水産業費ですが、中学校の大規模改造が終了したこと、農林水産事業費の県営事業負担金が減額なったものなどです。

厳しい財政運営の中にあって、結果、歳入総額107億5,774万1,000円に対し、歳出総額104億5,239万6,000円、差し引き3億534万5,000円で、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は、2億9,208万5,000円の黒字が計上されました。

それでは、一般会計決算を各課ごとに説明をいたします。

まず、総務課所管において、防災ラジオに対する市民からの評価について質疑がありました。防災行政無線よりも情報が早く伝わるという点

で高い評価を受けている一方で、一部難聴地域については今後解消に向け努力するという回答がありました。

また、いざというときのラジオの電源確保の方法など、必要な情報を広報誌等で市民に周知されるよう、委員から要望がありました。

次に、市民課所管において、振興会合併の状況について質疑があり、合併の話が出てきたときには、振興会の単位で話し合いの場を持ち、総会で進めていただくようにしているとの回答がありました。

次に、財政課所管において、昨年度の決算特別委員会で要望事項として出されておりました公共入札の格付の公表を求めていることについて、市の建設業組合との協議が続いており検討中であるとの回答に対し、事情は理解をするが、スピード感を持って業務を遂行されたいとの要望がありました。

次に、税務課所管において、昨年の決算特別委員会の中で意見として出されておりました固定資産の相続に関する事務要領の策定について、委員会での意見に基づき、他自治体の調査や市の顧問弁護士にも相談の上、鋭意検討を進めた結果、法的な面から策定を見送り、地道ではあるが、今までどおりの手続を進めていくという結論に至ったという回答がありました。市民の方々に相続の関係がありましたら、早目に固定資産税係や税務課へ御相談をいただきたいとのことでした。

次に、保健福祉課所管において、各がん検診の受診率の推移について質疑がありました。個人情報保護の関係で、高齢者の受診の実態把握が難しい点が挙げられ、それに対し、報告のあり方への工夫を求める意見が出されました。

また、市単独事業として、中学校までの医療費無料化により、今までの課税世帯3,000円の負担分が年間1,400万増加したことなどが回答されました。さらに、臨時福祉給付金、社会福

社協議会への交付金と今後の協議会の運営のあり方についてなどの質疑がありました。

次に、生活環境課所管において、潮彩町排水処理施設事業費の中で、修繕の実績や今後の計画、基金の残高等について質疑がありました。かなりの年数がたっている施設であり、修理、交換を要するものも出てくるが、今のところ大きな工事の予定はないとの回答でした。基金残高は、平成26年度現在で3,438万9,719円であるとの回答がありました。

次に、農林課所管において、中山間地域等直接支払交付金について質疑がありました。対象となり得る農地について、農用地区の中で田については5%以上、畑については8度以上の傾斜角があることが認定の条件になるとの回答でした。

また、本市でも策定されている人・農地プランに基づき、各種施策を展開しているとの回答がありました。

さらに、伐期を迎えた市有林について、今後、林道を開設しながら、伐採、再造林を進めていく予定であることが回答されました。

次に、学校教育課所管において、学校給食の状況について質疑がありました。平成26年度の地場産物の活用状況について、生鮮食品で県内産が66.95%、このうち垂水市産が35.49%であったこと、また、学校給食センターの平成25年度の収入未済額が50万2,218円あったとの回答がありました。

次に、水産商工観光課所管において、積立金についての質疑があり、観光振興基金への積立金約1,300万円については、道の駅たるみずの平成25年度分の純利益の70%が納付された分であることが回答されました。

また、起業支援型地域雇用創造事業について質疑があり、水産事業者、農産物関係の加工業者、6次産業化に参入した企業による商品開発、販路開拓のための事業を県から受託して実施し

た事業であるとの回答がありました。

次に、企画政策課所管において、住宅取得費等助成事業補助金の交付対象者が3名であったことが報告されました。

また、旧フェリー乗り場の用地を取得されたさと丸水産においては、現在は本社で6次産業化を進めており、県の関係課とも連携しながら、6次化の認証期限までに事業申請等、新たな展開のめどが立つのではないかと回答がありました。

次に、歳入について申し上げます。

財政課所管においては、歳入合計が107億5,774万1,000円であり、前年に比べて大きな事業に伴う市債等がふえたことから、3億6,806万3,000円、3.5%増になったとのことでした。

委員からは、ふるさと応援寄附金の状況について質疑がありました。延べ877名、2,781万円の寄附金が本市に直接寄附された分であり、県を経由した形で本市に補助金として入る「かごしま応援寄附金」については、35万5,086円であったと回答がありました。

以上、審査の結果、議案第69号平成26年度垂水市一般会計歳入歳出決算については、認定することと決定しました。

次に、議案第70号平成26年度垂水市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入総額が26億3,868万2,000円、歳出総額26億1,934万1,000円で、実質収支額は1,934万1,000円の黒字となっておりますが、26年度は一般会計から1億2,500万円の法定外繰り入れを実施をしておりますので、実質的には約1億500万円の赤字となっております。質疑では、出産育児一時金の対象者が16人であったことなどが回答されました。

以上、審査の結果、議案第70号平成26年度垂水市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定することと決定しました。

次に、議案第77号平成26年度垂水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入総額2億1,863万4,000円、歳出総額2億1,818万円、実質収支額は45万4,000円の黒字となっております。

以上、審査の結果、議案第77号平成26年度垂水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定することと決定しました。

次に、議案第71号平成26年度垂水市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入総額728万9,000円、歳出総額684万2,000円、実質収支額は44万7,000円の黒字となりました。

以上、審査の結果、議案第71号平成26年度垂水市交通災害共済特別会計歳入歳出決算については、認定することと決定しました。

次に、議案第72号平成26年度垂水市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入総額559万1,000円、歳出総額は327万6,000円、実質収支額は231万5,000円の黒字となっております。

また、垂水市公設卸売市場施設整備基金保有額は2,772万4,000円となっております。委員からは、使用料収入や減少傾向にある出荷量の状況、修繕料について質疑が行われました。

以上、審査の結果、議案第72号平成26年度垂水市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算については、認定することと決定しました。

次に、議案第75号平成26年度垂水市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入総額19億8,835万8,000円、歳出総額19億5,127万9,000円で、実質収支額は3,707万9,000円の黒字となっております。

以上、審査の結果、議案第75号平成26年度垂

水市介護保険特別会計歳入歳出決算については、認定することと決定しました。

次に、議案第73号平成26年度垂水市老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入合計5億8,640万8,000円、歳出合計5億8,115万円、実質収支額は525万8,000円の黒字となっております。質疑については、現在待機者が11名であること、また、施設内ホールの有効活用を図るよう要望が出されました。

以上、審査の結果、議案第73号平成26年度垂水市老人保健施設特別会計歳入歳出決算については、認定することと決定しました。

次に、議案第74号平成26年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入総額は3,315万8,000円、歳出総額3,186万円で、実質収支額は129万8,000円の黒字となっております。質疑では、一般会計からの繰入金の推移について、平成22年度から微増傾向にあるが、平成26年度はわずかに減額となっていると報告があり、引き続き歳入確保と歳出抑制に努力し、繰入金の額が少なくなるよう努めるとの説明がありました。

以上、審査の結果、議案第74号平成26年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算については、認定することと決定しました。

次に、議案第76号平成26年度垂水市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入合計4,118万4,000円、歳出合計3,882万1,000円で、実質収支額は236万3,000円の黒字となっております。質疑では、一般会計からの繰入金について、公平性の観点から検討を求める意見が出され、少なくとも平等な水の供給を考えなければならないという回答がありました。

以上、審査の結果、議案第76号平成26年度垂水市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算につい

ては、認定することと決定しました。

以上のような審査を行った結果、本委員会としては、一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算ともに適正であると認め、特別会計において次の要望を付すことに意見の一致を見ました。

要望事項を申し上げます。

一つ、各特別会計の事業運営に関し、一般会計からの繰入金が見られるが、行政サービスの公平性を保つことから、恒常的な一般会計からの繰入金によらず、負担を将来に先送りすることがないように、会計内での収支の均衡に特段の努力をされたい。

以上で報告を終わります。

○議長（池之上誠） ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。各議案に対する委員長の報告は認定であります。各議案を委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。よって、議案第69号から議案第77号までの議案9件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

△議案第78号上程

○議長（池之上誠） 日程第15、議案第78号垂水市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例案を議題といたします。

説明を求めます。

○総務課長（中谷大潤） 議案第78号垂水市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する

条例案について、御説明申し上げます。

この議案は、平成25年5月31日に公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法に基づき、本市における個人番号の独自利用等につきまして新たに条例を制定しようとするものでございます。

それでは、内容について御説明いたします。

第1条は本条例案の趣旨を、第2条は用語の定義について定めているところでございます。

第3条は、市の責務として適正な取り扱いを確保するための措置をとること、個人番号の利用について自主的、主体的に施策を実施することを規定しようとするものです。

第4条は、個人番号の利用範囲について規定しようとするものでございます。

第1項では、子供の医療費の助成に関する事務、重度心身障害者の医療費の助成に関する事務、ひとり親家庭医療費の助成に関する事務の3事務を本市の個人番号独自利用事務とすることを本条例案中の別表第1に規定しようとするものです。

第2項及び第3項では、本条例案中の別表第2の中欄及び番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために利用することのできる特定個人情報の範囲を定めようとするものです。

第4項は、別表第2の中欄に掲げる利用事務の事務手続における同表左欄の特定個人情報が記載された書面の提出について、特定個人情報の利用により書類の提出が省略できる旨を規定しようとするものです。

第5条は、本条例案中の別表第3の事務欄の事務を処理するに当たって、照会機関が提供機関に対して必要な特定個人情報の提供を求めた場合に、提供機関は当該特定個人情報を提供できることを規定しようとするものです。

第2項は、第4条第4項と同じ内容でございます。

なお、附則としまして、この条例は平成28年1月1日から施行しようとするものでございますが、施行日以前であっても、この条例の実施のために必要な準備をすることができることとしようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（池之上誠） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第78号については、総務文教委員会に付託の上、審査いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。よって、議案第78号については、総務文教委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

△議案第79号～議案第81号一括上程

○議長（池之上誠） 日程第16、議案第79号から日程第18、議案第81号までの議案3件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第79号 垂水市税条例等の一部を改正する
条例 案

議案第80号 垂水市道路占用料徴収条例の一部
を改正する条例 案

議案第81号 垂水市港湾管理条例の一部を改正
する条例 案

○議長（池之上誠） 説明を求めます。

○税務課長（池松 烈） 議案第79号垂水市税条例等の一部を改正する条例案につきまして、御説明申し上げます。

平成27年度税制改正の大綱を受け、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の

一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成27年3月31日にそれぞれ公布され、いずれも原則としまして平成27年4月1日から施行されたことに伴いまして、平成27年度の市税の賦課に急施を要しましたので、垂水市税条例等の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分とし、4月1日から施行したところでございます。

今回は、納税環境整備、地方税における猶予制度の見直しにつきまして御提案申し上げますとするものでございまして、国税におきましては、平成26年度税制改正におきまして猶予制度の見直しが行われ、平成27年4月1日から適用となっておりますが、地方分権を推進する観点から、一定の事項につきましては条例で定める仕組みとした上で、国税における昨年度の改正を踏まえ、所要の見直しが行われましたことなどから調査研究の時間を要したため、今回御提案申し上げますとするものでございます。

また、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成27年9月30日に公布されましたことに関しましても、あわせて御提案申し上げますとするものでございます。

改正の主なものを申し上げますと、地方税の猶予制度につきましては、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、納税者の申請に基づく換価の猶予制度を創設するなどの見直しを行い、その際、地方分権を推進する観点や、地方税に関する地域の実情がさまざまであることを踏まえ、換価の猶予に係る申請期限など一定の事項につきましては、本市の実情等に応じて条例で定めること等、また、引用する法令等の条項の整理を行ったもので、地方税法施行規則等の一部を改正する省令につきましては、番号制度関係につきまして、地方税当局へ提出する申告書等の様式に当該申告書等の提出者等の個人番号または法人番号を記載する欄等を追加すること、被

用者年金一元化関係につきましては、被用者年金一元化法の施行に伴い、様式別表について所要の整備を行うこと、その他所要の規定の整備等を行おうとするものでございます。

以上、申し上げましたことによりまして、垂水市税条例等の一部を改正しようとするものでございますが、お手元の新旧対照表にて御説明申し上げます。改正する箇所をアンダーラインでお示ししております。

まず、第1条関係からでございますが、1ページをお開きください。

第8条につきましては、2ページまでわたりますが、徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付または分割納入の方法につきまして規定しようとするものでございます。

第9条につきましては、3ページまでわたりますが、徴収猶予の申請手続等につきまして規定しようとするものでございます。

第10条につきましては、職権による換価の猶予の手続等につきまして規定しようとするものでございます。

第11条につきましては、4ページにわたりますが、申請による換価の猶予の申請手続等につきまして規定しようとするものでございます。

第12条につきましては、担保を徴する必要がある場合につきまして規定しようとするものでございます。

第13条から第17条につきましては、削除しようとするものでございます。

第18条につきましては、公示送達につきまして、文言の整理を行おうとするものでございます。

次に、第2条関係につきまして、5ページをお開きください。

専決処分とし、4月1日から施行しました垂水市税条例の一部を改正する条例の一部を改正しようとするものでございます。

6ページまでわたりますが、第2条第3号及

び第4号、第36条の2第8項、第63条の2第1項第1号、第89条第2項第2号、第139条の3第2項第1号及び第149条第1号につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の施行に伴い、所要の規定の整備を行う必要があり、番号制度関係で、市が作成する納付書等の記載事項に当該納付書等の納付者等の個人番号または法人番号を追加したものを改正しようとするものでございます。

附則第1条第4号につきましては、本文条項に合わせるため削ろうとするものでございます。

次に、改正附則でございますが、条例の附則をごらんください。

3枚目、5ページからになります。第1条に施行期日を規定しております。

改正後の垂水市税条例は、平成28年4月1日から施行することとしておりますが、第2条の規定につきましては、公布の日から施行することとしております。

次のページにわたりますが、第2条には徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置を規定しております。

以上で、議案第79号垂水市税条例等の一部を改正する条例案につきましての説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○土木課長（宮迫章二） 議案第80号垂水市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案について、御説明申し上げます。

垂水市道路占用料徴収条例は、道路法第39条の規定に基づき、道路の占用料の額及び徴収方法を定めることを目的に制定した条例でございます。

今回の本条例の一部改正につきましては、道路法施行令に基づき、郵便差出箱等や工事中板囲い、足場などの工事中施設、土石、瓦などの工事中材料の占用料を新たに規定し、その他の

条項におきましては文言整理等を行おうとするものでございます。

それでは、添付してあります新旧対照表で御説明申し上げます。改正する箇所をアンダーラインでお示ししてあります。

第1条から第6条までの改正規定は、文言の整理でございます。別表中「変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所」の項の次に「郵便差出箱及び信書便差出箱」の占用料を新たに加え、「政令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料」を「政令第7条第2号に掲げる工作物及び同条第3号に掲げる施設」に改め、同項の次に「政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料」の占用料を新たに加えるものであります。別表の備考5から備考8までの改正規定は、文言の整理でございます。

なお、附則としまして、この条例は平成28年4月1日から施行しようとするものでございます。

続きまして、議案第81号垂水市港湾管理条例の一部を改正する条例案について、御説明申し上げます。

垂水市港湾管理条例は、市が管理する港湾の利用及び管理に関し必要な事項を定め、港湾の機能の維持増進を図ることを目的として制定した条例でございます。

今回の本条例の一部改正につきましては、別表第2中の「野積場使用料」の単位と「注」書きとの整合性を図り、また、その他の条項におきまして、文言の整理等を行おうとするものでございます。

それでは、添付してあります新旧対照表で御説明申し上げます。改正する箇所をアンダーラインで示しております。

第1条から第18条までの改正規定は、文言の整理でございます。

別表第2の注1は、先ほど御説明しましたと

おり、野積場利用料の単位との整合性を図るものであります。

なお、附則としまして、この条例は平成28年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（池之上誠） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○持留良一議員 議案第79号について、ちょっと総論的なところで伺いたいですけれども、質疑したいんですけれども、1つは今回の換価の猶予に伴うさまざまな条例が改正されるということなんですけれども、1つは先ほど説明がありましたけれども、各地域の実情という関係で、この条例の中、どのように反映をされたのか、それが1点と、2点目は、結果として評価できるところもあるわけですよね。納税者の申請による猶予制度を新たに設けたということなどあるわけなんですけど、そういう意味で全体として、この今回の改正が、市にとってどのようなメリットとなっていくのか、その点についてお聞きをしたいと思います。

○税務課長（池松 烈） それではまず、条例の規定の中で、規定する条例で定める事項は次に掲げる事項とするという表現で、それぞれの条項で出てくるわけでございますが、例えば、第9条徴収猶予の申請手続等の第6項につきまして、少し説明させていただきたいと思います。

条文といたしましては、猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ猶予期間が三月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量及び価額及び所在、その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所また居所、その他担保に関し参考となるべき事項ということで規定しようとするものでございますが、担保の徴収基準の見直しにつきましては、要担保徴収額の最低限度額を100万円としましたのは、改正前

の基準額50万円を定めた昭和53年当時と比較しまして消費者物価指数が1.5倍程度となっていることや、滞納人員のおおむね8割が滞納額100万円以下であること等を勘案したものでございます。

また、三月以内の場合に担保を不要としましたのは、担保手続に係る事務負担の軽減と適正な徴収の確保にも留意して、比較的短期間の猶予の場合として認めることとしたもので、このようなことは係内、課内の協議の中で文言の中にもうたっているというようなことで、またそのほか、11条のところでは条例で定める期間を六月とするというようなことのところでも、例えば、早期かつ的確な納付の履行を確保する観点から、余り長期間の申請を認めることは適当ではないのではないかと。可能な限り猶予の活用を推進させるとの観点と、申請を行うために必要な準備期間等を踏まえ、六月の申請期限がいいのではないかとというようなことをば反映をさせているところでございます。

それから、2番目の、本市にとって納税環境の整備、猶予制度の今回の改正がどのように影響をしていくかということでございますが、申告納税制度が適正に機能するためには、納税者が自発的に正確な申告をするとともに、高い納税意識を持ち、期限内に納付することが必要でございます。

しかしながら、納税者によっては、その財産につき、災害を受けたことにより、市税を一時納付することができない場合、または財産の換価を直ちにすることにより、その事業の継続もしくは生活の維持を困難にするおそれがある場合がございます。

そのため、納税の猶予及び換価の猶予の制度は、このような事由がある納税者については、法令及び条例等に基づく一定の要件のもと、強制的な徴収手続を緩和し、その個々の実情に即した適切な措置を講ずることにより、納税者と

の信頼関係を醸成し、税務行政の適正かつ円滑な運営を図ることを目的としていることとございますので、市民にとっては納税の猶予及び換価の猶予が、このような事由により、納税意識をまた高めていく、涵養していくということにも御活用できるんじゃないかというふうにも考えて、以上でございます。

○議長（池之上誠） ほかにございませんか。

○川尻達志議員 この議案第81号で、この文言の中でもってという言葉いっぱいあるんですけども、これはなぜ今変えるのということです。と、もう一つは、ほかにもこういうのがあるのかという。

要するに、多分口語体が変わったとか、いろいろそういうことがあるんだろうけれども、今なぜ変えるのかなと疑問に思ったので。

○土木課長（宮迫章二） 特に今回の港湾の関係での条例改正なかったんですが、今定めております管理条例をチェックをする中で、ちょっと整合性を図ったほうがいいということで、課内で協議しまして修正することにいたしました。

○議長（池之上誠） よろしいですか。

○川尻達志議員 こういう言葉遣いがまだ残っているということは、土木課長の説明、腑に落ちないんですけども、総務課長、まだこういう条例と、ほかにもたくさんあるの、こういうこと、こういう。昔のち言うの、国語の先生じゃわからないんですけど、こういう表現を使ってる条例はたくさんあるんですか。

○総務課長（中谷大潤） 実は、今回の土木課のこの上程を受けまして、総務課のほうで調査しようということにしておりましたが、実は都合の悪いことに、法令に詳しい専門員が今、病気長期欠席中ございまして、ちょっとそこまで、ちょっと着手できない状況にございますので、彼が復帰次第、第一法規、行政という専門の業者と話し合いをとりながら、そういった見直しを行っていく予定でございます。

多分こういったのは、まだあるかと推察しております。

○川尻達志議員 やはり、こういうのは決算報告の中でも言いましたけれども、スピード感だろうと思います。古い法律とか、用語の使い方とか速やかに全てを、すぐ解決をしていく、こういう姿勢がないと、いつまでもこういうのちんたらちんたら出てきて、こういうのが出てくる。ぜひこれについても、スピード感をもった対応を市長によりしくお願いをしたい。

○議長（池之上誠） 答弁はいいですか。

○川尻達志議員 いやいい。

○議長（池之上誠） ほかにございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池之上誠） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第79号から議案第81号までの議案3件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の上、審査したいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。よって、議案第79号については総務文教委員会に、議案第80号及び議案第81号については産業厚生委員会にそれぞれ付託の上、審査することに決定いたしました。

△議案第82号上程

○議長（池之上誠） 日程第19、議案第82号垂水市道路線の認定についてを議題といたします。
説明を求めます。

○土木課長（宮迫章二） 議案第82号の垂水市道路線の認定について、御説明申し上げます。

別添の図面をごらんください。

提案理由でございますが、県道垂水南之郷線の改良工事に伴い、旧道部分の有効利用を図るため、道路法第8条第2項の規定に基づき、新たに市道認定の議決を受けようとするものでございます。

新たに認定する路線は、路線番号347、路線名池ノ比良線、起点は大字新御堂字新御堂原374番1地先、終点は大字新御堂字池ノ比良509番2地先で、延長は403.6メートルでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（池之上誠） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池之上誠） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第82号については、産業厚生委員会に付託の上、審査したいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。よって、議案第82号については、産業厚生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

△議案第83号上程

○議長（池之上誠） 日程第20、議案第83号鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組規約の一部変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

○総務課長（中谷大潤） 議案第83号鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組規約の一部変更について、御説明申し上げます。

提案理由でございますが、この議案は、本市が加入している鹿児島県市町村総合事務組合の規約を変更することに伴い、組合からの協議依頼に基づき上程するものでございます。

鹿児島県市町村総合事務組合の規約の変更内容につきましては、この組合が共同処理する事務のうち、別表第1、常勤の職員の退職手当の支給に関する事務に「垂水市」を、また、8及び9の非常勤職員の災害補償に関する事務に

「伊佐北始良火葬場管理組合」を平成28年4月1日から新たに加えようとするものです。

鹿児島県市町村総合事務組合規約の改正には、同組合を組織する全部の自治体と総合事務組合との協議が必要となることから、議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わりますが、後審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（池之上誠） ここで暫時休憩いたします。

休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案を持って御参集願います。

午前11時14分休憩

午前11時20分開議

○議長（池之上誠） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議題といたしました議案に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第83号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

△議案第84号上程

○議長（池之上誠） 日程第21、議案第84号平成27年度垂水市一般会計補正予算（第9号）案を議題といたします。

説明を求めます。

○財政課長（野妻正美） 議案第84号平成27年度垂水市一般会計補正予算（第9号）案を御説明申し上げます。

補正の内容を説明しました参考資料をお配りしておりますので、あわせてごらんください。

今回の主な補正としましては、ふるさと応援寄附金寄附者の増に伴う、ふるさと納税制度事業費、利用者の増による障害者自立支援給付費や種子島周辺漁業対策事業費などを増額補正し、人事異動による人件費の整理や選挙終了による各選挙費などを減額補正しようとするものです。

今回、歳入歳出とも793万4,000円を増額しますので、これによる補正後の歳入歳出予算総額は91億9,607万9,000円になります。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから4ページまでの第1表歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

歳出の事項別明細でございますが、主な事務事業等の補正について御説明いたします。

10ページをお開きください。

2款総務費の11目電算費の委託料は、インターネット環境のセキュリティー対策に伴う委託料で、備品購入費はそれに伴うパソコンの入れかえ等にかかるものです。

同じく18目ふるさと納税制度事業費は、ふるさと応援寄附者及び金額の増に伴う寄附者へのお礼の特産品等や、ふるさと応援基金への積み立ての補正でございます。

11ページの4項選挙費8目県議会議員選挙費から、13ページ、12目海区漁業調整委員会委員選挙費までは、各選挙の終了により減額しようとするものです。

14ページの下から2行目をごらんください。

3款民生費3目障害者福祉費の扶助費や垂水市内における勤労施設の新規開設に伴う勤労継続支援利用者の増によるものです。国の2分の

1、県4分の1の補助になっています。

15ページをごらんください。

1番下の表の3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費の扶助費は、乳幼児医療費の増額の見込みによるもので、2目児童措置費は保育所や認定こども園及び幼稚園に第3子以降の子供を入園させる多子世帯の経済的な負担軽減のために補助金を交付するもので、どちらも県の2分の1補助となっております。

飛びますが、18ページの一番下をごらんください。

6款農林水産業費2目水産業振興費の種子島周辺漁業対策事業費補助金は、垂水漁協の加工場生産ラインや牛根漁協のフォークリフト購入への補助でございます。

19ページの中ほどをごらんください。

7款商工費3目観光費の積立金は、道の駅たるみずの納付金を観光振興基金へ積み立てるものです。

20ページをごらんください。

8款土木費1目道路維持費の委託料は、市道の除草作業にかかわるもので、同じく工事請負費は、市道の舗装工事にかかわるものです。

以上が、歳出の主なものでございますが、これらに対する歳入は前に戻っていただきまして、5ページの事項別明細書の総括表及び7ページからの歳入明細にお示ししてありますように、それぞれの事務事業に伴う国・県支出金及び給付金などの特定財源と一般財源は繰越金を充てて収支の均衡を図るものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（池之上誠） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は各所管常任委員会

に付託の上、審査いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。よって、議案第84号は各所管常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

△議案第85号・議案第86号一括上程

○議長（池之上誠） 日程第22、議案第85号及び日程第23、議案第86号の議案2件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第85号 平成27年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案

議案第86号 平成27年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第2号）案

○議長（池之上誠） 説明を求めます。

○市民課長（白木修文） 議案第85号平成27年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案について、御説明申し上げます。

1ページに記載しておりますように、今回の補正額は、歳入歳出とも1,085万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億4,202万4,000円とするものでございます。

主な補正の理由でございますが、一般及び退職被保険者に係る高額療養費の追加補正などがございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細により御説明いたします。

なお、金額はお示ししてありますので、省略させていただきます。

歳出から御説明いたします。

7ページをお開きください。

2款保険給付費ですが、2項の高額療養費は、一般及び退職被保険者等の高額療養費負担金の増額補正でございます。

8款保健事業費ですが、2項2目の特定健

診・特定保健指導未受診者等対策費は、1月に実施する複合健診に係る役務費でございます。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページをお開きください。

4款国庫支出金は、療養給付費等負担金の増額補正でございます。

5款療養給付費交付金は、退職者医療交付金の増額補正でございます。

7款県支出金は、歳出の保健事業費の増額に伴う特別調整交付金の増額補正でございます。

以上で、議案第85号平成27年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案の説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○保健福祉課長（篠原輝義） 議案第86号平成27年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第2号）案について、御説明申し上げます。

今回の補正は、低所得者対策として実施されている保険料軽減に伴う国庫負担金等の繰り入れと給付見込み額に過不足を生じることが見込まれる費目につきまして、補正をするものでございます。

歳出について御説明いたします。

8ページのほうをお開きください。

2款保険給付費1項サービス等諸費1目サービス給付費は、給付見込み額により減額し、2目サービス計画給付費は財源組み替え、3目地域密着型介護サービス給付費は、給付見込み額により増額を行うものです。

次に、2項介護予防サービス等諸費1目介護予防サービス給付費、2目介護予防サービス計画給付費、3目地域密着型介護予防サービス給付費は、介護予防サービス給付費見込み額により増減を行うものでございます。

次に、3項高額介護サービス等費1目高額介護サービス費並びに5項特定入所者介護サービス等費1目特定入所者介護サービス費、2目特定入所者介護予防サービス費は、給付見込み額

により増額を行うものでございます。

最後に、6項高額医療合算介護サービス等費1目高額医療合算介護サービス費は、財源組み替えを行うものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページをお開きください。

1款保険料から7款繰入金1項一般会計繰入金1目介護給付費繰入金までは、今後の給付見込み額による減額でございます。

5目低所得者保険料繰入金は、保険料の第1段階の保険料軽減に対する国庫負担金等の繰入金でございます。

2項基金繰入金1目介護給付費準備基金繰入金は、組み替え補正でございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（池之上誠） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池之上誠） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第85号及び議案第86号の議案2件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の上、審査したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。よって、議案第85号については総務文教委員会に、議案第86号については産業厚生委員会へそれぞれ付託の上、審査することに決定いたしました。

本日の日程は、以上で全部終了いたしました。

△日程報告

○議長（池之上誠） 明28日から12月7日までは、議事の都合により休会といたします。

次の本会議は、12月8日及び9日の午前9時30分から開き、一般質問を行います。

質問者は会議規則第62条第2項の規定により、12月1日の正午までに質問事項を具体的に文書

で議会事務局へ提出願います。

△散 会

○議長（池之上誠） 本日はこれにて散会いたします。

午前11時34分散会

平成 2 7 年 第 4 回 定 例 会

会 議 録

第 2 日 平成 2 7 年 1 2 月 8 日

本会議第2号（12月8日）（火曜）

出席議員 14名

| | | | |
|----|-------|-----|------|
| 1番 | 村山芳秀 | 8番 | 持留良一 |
| 2番 | 梅木勇 | 9番 | 池山節夫 |
| 3番 | 堀内貴志 | 10番 | 北方貞明 |
| 4番 | 川越信男 | 11番 | 森正勝 |
| 5番 | 感王寺耕造 | 12番 | 川尻達志 |
| 6番 | 堀添國尚 | 13番 | 篠原静則 |
| 7番 | 池之上誠 | 14番 | 川畑三郎 |

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

| | | | |
|---------|-------|--------|--------|
| 市長 | 尾脇雅弥 | 水産商工 | |
| 副市長 | 岩元明 | 観光課長 | 高田 総 |
| 総務課長 | 中谷大潤 | 土木課長 | 宮迫 章二 |
| 企画政策課長 | 角野毅 | 水道課長 | 北迫 一信 |
| 財政課長 | 野妻正美 | 会計課長 | 堀内 昭人 |
| 税務課長 | 池松烈 | 監査事務局長 | 楠木 雅己 |
| 市民課長 | | 消防長 | 前木場 強也 |
| 併任 | | 教育長 | 長濱 重光 |
| 選挙管理委員会 | | 教育総務課長 | 保久上 光昭 |
| 事務局長 | 白木修文 | 学校教育課長 | 下江 嘉誉 |
| 保健福祉課長 | 篠原輝義 | 社会教育課長 | 森山 博之 |
| 生活環境課長 | 田之上 康 | | |
| 農林課長 | | | |
| 併任 | | | |
| 農業委員会 | | | |
| 事務局長 | 川畑千歳 | | |

議会事務局出席者

| | | | |
|------|------|----|-------|
| 事務局長 | 磯脇正道 | 書記 | 橘圭一郎 |
| | | 書記 | 瀬脇 恵寿 |

平成27年12月8日午前9時30分開議

△開 議

○議長（池之上誠） 定刻、定足数に達しておりますのでただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日は、水之上小学校の6年生18名の皆さんが、社会科学習の一環として一般質問の傍聴にいらっしやっております。

次代の垂水市を担う方々に見守られながらの本会議となりますので、模範となる質問、答弁をよろしくお願い申し上げます。

それでは、これより議事に入ります。

本日議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△一般質問

○議長（池之上誠） 日程第1、これより一般質問を行います。

質問者は、1回目は登壇して行い、再質問は質問席からお願いいたします。

本日の質問時間は、答弁時間を含めて1時間以内といたします。

また、質問回数については4回までといたしますが、一問一答方式を選択した場合は、1回目は一括で行い、2回目の質問から1項目につき3回までといたします。

なお、いずれも初回の発言時間を20分以内に制限しますので、御協力をお願いをいたします。

それでは、通告に従って順次質問を許可いたします。

最初に、3番、堀内貴志議員の質問を許可いたします。

[堀内貴志議員登壇]

○堀内貴志議員 おはようございます。本日トップバッターで登壇しました、キャッチフレーズ垂水の実り生む風の堀内貴志でございます。

今回の一般質問は、私にとりまして、2期5

年目の19回目となりますが、本日は、議長からも紹介がありました。傍聴席には、水之上小学校6年生の児童と先生方が来てくれました。将来の垂水を担う子供たちです。

きょうは、垂水の行政についてしっかりと勉強していただいて、そして垂水のまちづくりに関して、これからもいろいろな発想で新しい提案をしていただければと思っております。どうかきょうは、よろしくお願いいたします。

さて先日、日本自動車連盟（JAF）九州本部が、この夏行った「あなたのイチオシ道の駅ランキング」を発表しました。それによりますと、第2位に「たるみず道の駅湯つ足り館」が選ばれました。昨年13位から大きく飛躍したことになります。

ことしは、6月から7月にかけて牛根地区で発生した深港川土砂災害による国道の通行どめ、さらに8月には、桜島の噴火警戒レベル4への引き上げなど、次々に全国ニュースで災害のまち垂水市という悪いイメージを植えつけるような報道がされたことにより、特に道の駅たるみずを含め、牛根地区は観光面に大きな打撃を受けました。

そんな中での道の駅たるみずの「あなたのイチオシ道の駅ランキング」第2位の発表でした。先月末には、桜島噴火警戒レベルも5年ぶりに噴火警戒レベルがさらに引き下げられ、レベル2になりました。これからの観光面、観光客を取り戻す最大のチャンス、再生の好機が訪れているということを訴えて、早速質問に入らせていただきます。

まず大きな一つ目は、ふるさと納税額をアップするための方策について質問をいたします。

ふるさと納税とは、皆様御存じのとおり、地域間格差や過疎化等による税収の減少に悩む自治体に対して、2008年、第1次安倍内閣のときに創設された新しい制度であります。いわゆる自治体への国民からの寄附金であり、このふる

さと納税の寄附を多く集めることによって、その自治体の収入増につながり、ひいては、地域活性化のために活用できるということにつながります。

また、寄附した人は、金額に応じて住民税が控除されるということと、お礼として寄附額に応じて寄附した自治体から特産品などが送られるというメリットがあります。

これまでは単純に自分たちのふるさとを応援するという目的で寄附していた人たちから、現在では税金の控除とお礼の品物に期待をして寄附する人が多くなってきている状況が見られます。

このことは、寄附することによって選べるお礼の特産品などをテレビなどで特集として紹介したり、またインターネット上のふるさとチョイスというホームページなどで、各自治体のお礼の品物を比較して紹介していますので、ふるさと納税する側も、自分たちにとって、よりいい自治体を選んで寄附するようになってきているのだと思います。

多くの自治体では、ふるさと納税額をアップさせるために、寄附者への還元率をアップしたり、またお礼の商品の品ぞろえを多くしたり、さまざまな創意工夫を凝らしながら実績を積み上げた自治体もあります。寄附額だけで評価するわけではありませんが、今年の寄附額の第1位は、長崎県平戸市ですが、1年間で14億6,272万6,582円を集めました。

トップ10の中に九州地区から第1位のこの長崎県平戸市を筆頭に、第2位は佐賀県玄海町、第4位は宮崎県綾町、第8位は佐賀県小城市、第9位は、宮崎県都城市の合わせて5自治体がランクインしています。

このトップ10の中に入っている第2位の佐賀県玄海町は、人口は約5,900人で約10億6,000万、第4位の宮崎県綾町は、人口約7,200で9億4,300万を集めました。失礼な言い方かもしれ

ませんが、垂水市よりも人口の少ない小さな田舎町が、頑張りによっては全国でトップ10に入るほどの寄附金を集めることができたということになります。

隣接の鹿屋市は、ことし上半期で既に昨年1年間との比較で、約6倍となるふるさと納税の寄附金を集めたそうです。残りの下半期を含めると、とてつもない寄附額になる見込みであり、恐らくことしのトップ10入りに限りなく近づいているのではないかと思います。

このように実績を伸ばしている自治体、特に身近な隣接自治体が急激な実績を伸ばしている状況がありますので、これらの自治体に学ぶことによって、垂水市のふるさと納税額もさらにアップさせることはできないのかという意味合いを込めて質問させていただきました。

決して、垂水市が努力していないと言っているわけではありません。垂水市もそれなりに担当者を中心に一生懸命に頑張っていた成果が出ておりまして、私の調べでは、去年は約2,800万円の寄附を集めております。これもすばらしい実績だと思います。しかしながら、もっと創意工夫を凝らせば垂水市には集められる要素がたくさんあると思っていますし、また全国でトップ10に入る可能性も十分に持ち合わせているものだと思います。

このふるさと納税の寄附額の増加を図ることによって、税収の増額につながることはもとより、寄附者にお礼として送られる地元の特産品などもたくさん売れるということですから、垂水市の経済が回るということにもつながり、ひいては垂水活性化に大きく貢献するものだと思います。

だからこそ、もっとさらなる創意工夫と努力、そして積極的な攻めの姿勢をとることによって、寄附額の増額を図れるのではないかと思いますので、このたび質問をさせていただきました。

まずは、ふるさと納税の実績について、過去

5年間の比較で説明をお願いします。

また、年間の目標設定はその都度されており、さらなる積極的な攻めがなされているのか、さらにふるさと納税のアップを図る目的で毎年商品の開発はされているのか否か、これまでの還元率は、どの程度の比率で寄附者に還元しているのかなどについて、お尋ねします。

大きな2つ目は、子育て支援の充実、「日本一の子育て村」を目指す島根県邑南町の取り組みと比較して質問をさせていただきます。

先月、総務文教委員会の所管事項調査で広島県と島根県に行っていました。そのうちの島根県邑南町では、子育て支援の充実について研修を受けてきました。この島根県邑南町は、島根県の中部の山間部、広島県境に位置し、人口は1万1,000人足らずのまちです。主な産業としては、農業と林業であり、垂水と一緒に自然豊かなまちでした。

平成16年に2町1村が合併して邑南町は誕生し、それから10年、18歳以下の人口をいかにふやすか。福祉・保健・医療に的を絞り、子育てするなら邑南町でと誰もが思うような施策を各課で話し合い、「日本一子育ての村」を目指して、さまざまな取り組みを実現してきました。その成果が3年前の平成24年からあらわれるようになったようです。

これまでの社会動態の推移、つまり転入と転出の比較で、転出が多くマイナスだった数値がプラスに転じるようになった。つまりまちに転入する人の数が転出する人の数よりも多くなってきたということです。それにあわせて結婚率も上がり出生率も上がってきた。

平成24年出生率でいうと、全国平均が1.41に対して、島根県は1.65、この邑南町は2.65です。ちなみに鹿児島県の場合は、1.64に対して、この垂水市は1.50です。

安倍首相は、ことし9月の記者会見で、政府として戦後初めて出生率の目標を公式に掲げ、

希望出生率1.8の実現を目指すと言われました。既に邑南町は、政府の目標を大幅に上回っていることとなります。

このことは、多くのマスコミ関係、テレビ、ラジオ、新聞、週刊誌などで特集を組み全国報道されました。そのかいがあって、最近では、まちを視察する自治体や関係機関が多いということで、我々もその合い間を縫って無理を承知で研修させていただきました。研修を受けて感じたことは、さまざまな取り組みもされている。これもやってある。あれもやってある。ここまですべてやっているのかと強く感じたところでした。

そして、役場の職員や住民の方々、一人一人が日本一の子育て村を目指すという目標に向かって、何事にも積極的に活動されていることがひしひしと伝わってきたように思いました。

これを見てください。これは、出生届を役場に出した際に、通常であれば届け出を出すだけで、届け出者には何も残らないものですが、役場の方で出生届をコピーして、この冊子に挟んでプレゼントするそうです。

また、地域では、防災無線で、〇〇さんのところに長男が産まれたと広報をして、地域全体でお祝いをするそうです。こういうところにも地域の温かみを感じました。

また、こんなステッカーも販売していました。車に張るシールです。「子どもを乗せています」、裏は「孫を乗せています」と一目でわかるようなまちのマスコットキャラクターを活用してつくっていました。

さらに、マスコットキャラクターを利用して、切手シートも役場限定で販売しているということで、あらゆるところに子育てを応援する姿勢が強く見受けられました。だからこそ邑南町に、邑南町を訪れた方々のほとんどがまちの温かさを感じて住んでみたいと思うようになり、定住に結びつくのだと思いました。

そこで、「日本一の子育て村」を目指し、現

実に実績を伸ばしている邑南町のさまざまな取り組みの中で、垂水と比較してどうなのか、数点だけ絞った上で質問をさせていただきます。

まず一つ目は、今後の垂水市は、子育て支援に対して、今後どのような取り組み、方向性でいくのか、お尋ねします。

二つ目は、子育て世代の定住相談、定住後の支援についてお尋ねします。

邑南町の場合は、定住促進課という所属があり、専門員が定住相談を受けて、定住後もしっかりとアドバイスを行っているようです。その結果、定住後の転出も抑制されているということでした。垂水市の場合、特に子育て支援に対する定住相談、定住の支援体制について、お尋ねします。

三つ目は、不妊治療の助成についてお尋ねします。

邑南町の場合は、島根県の助成にプラスして、まち単独で助成を行っています。垂水市では、残念ながらまだ実施されていない状況ですが、ぜひとも早急に実施してほしいと願っています。

この問題については、ことし第3回定例会でも、持留議員が不妊治療費の必要性について訴えていましたが、そのときの回答は、県内で43市町村のうち、21市町村で、市町村単独の助成制度を行っている。経済的な負担を軽減するためにも必要であると認識している。また市長自身も本市として早急に早期に取り組む必要性を感じている。前向きに検討すると答弁されていますが、いまだ具体性が見えてこない状況です。その後の進捗状況についてお尋ねします。

四つ目は、保育料の負担軽減についてお尋ねします。

子育て世代には、子供を2子、3子と産み育ててほしいと思いながら、この保育料の負担というものは経済上の大きな問題点の一つです。

邑南町は、第2子から全額無料を実施しています。垂水市の場合はどうなのか、教えてください。

さい。

大きな3つ目は、医師・医療福祉従事者奨学金貸与制度の設置についてお尋ねします。

この制度の詳細については、議論を深めて詰めるなければなりません。基本的には、この奨学金制度を利用した人で、地元に戻ってきた、いわゆる地元就職した場合、貸与した年数の倍の年数を地元の施設で働くことによって免除の対象になるという制度です。このような制度にすることによって、一旦は学校入学のために市外へ転出した人でも、卒業後に必ず地元に戻ってくることに繋がると思います。

邑南町では、実際にこの制度を活用した人の大半がまちに戻ってきているようです。さらに邑南町では、医療体制が充実しており、人口1万1,000人足らずのまちですが、公立病院では11名の常勤医師の体制があり、その中に小児科、産婦人科の専門医もいるということです。きっとこうした事業の継続が、小児科、産婦人科の医師の常勤にも結びついたように感じます。

垂水市の場合を見ると、医療・介護・福祉施設で従事する医師をもって、市外の学校に入学した人のほとんどが、卒業後に垂水市内で就職することなく、市外の施設で働いている事実があります。垂水市の医療・介護・福祉施設に従事する人材確保と、市外への人材流出を防止する上においても、医師・医療福祉従事者奨学金貸与制度を新設してはどうかと思いますが、垂水市の実情とあわせてその考えをお聞きいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○企画政策課長（角野 毅） 堀内議員のふるさと納税制度に関する1回目の御質問にお答えをいたします。

まず、本市における過去5年間のふるさと納税制度の実績を申し上げます。

平成22年度、制度開始により、寄附件数173件、寄附金額789万7,000円、平成23年度寄附件

数291件、寄附金額901万3,000円、平成24年度寄附件数280件、寄附金額746万4,000円、平成25年度寄附件数409件、寄附金額1,136万3,000円、平成26年度寄附件数877件、寄附金額2,816万5,000円となっております。

本年度は、11月末現在で、寄附件数690件、寄附金額2,491万4,000円となっております。これは、昨年度同時期と比較いたしますと、寄附件数が151件増の1.28倍、寄附金額が697万9,000円増の1.38倍となっており、寄附件数、寄附金額とも微増の傾向となっております。

次に、年次目標の設定についての御質問でございますが、平成20年度の制度開始以来、本市はふるさと納税本来の趣旨に沿って、寄附者の利便性の向上やミスのないスピーディーな事務処理、寄附金の使途などを掲載いたしました報告書の送付を行うなど、垂水市のファンをふやし、毎年継続して寄附していただけるよう寄附者をつなぐを大切にするを目標として取り組んでまいりました。その積み重ねが現在の寄附者の増加につながっているものと考えております。

しかしながら、行政評価の観点から数値目標を設定し取り組んでいく必要もあることなど、平成28年度は、需要と供給の予測を立て、具体的な数値目標を取り定めて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、商品開発の状況でございますが、これまで新規商品の開拓や寄附金額に応じて選べるコース制度の導入を行ってまいりました。引き続き、より魅力的な返礼品をそろえるため、利用者ニーズの把握と各事業者に対する積極的な営業活動等を行っていく予定でございます。

最後に、還元率でございますが、本市では、寄附金額に応じて選べるコース制度を採用しております。コース制度はコースごとに返礼品の上限額を設定し、その枠内で各事業者からの魅力的な商品パッケージを提供いただいているも

のでございます。現在、3つのコースと高額納税者向けのプレミアムコースを設定しておりますが、現制度の検証を行いながら、納税者の方々の意向に沿った制度となるよう努めてまいりたいと考えております。

○保健福祉課長（篠原輝義） おはようございます。

それでは、子育て支援についての垂水市の今後の取り組みについて、お答えをいたします。

急速に少子高齢化・人口減少が進行する中、御承知のとおり、本市におきましても、子ども・子育て支援法に基づき、子育て支援策の総合的な計画書として、垂水市子ども・子育て支援事業計画を策定したところでございます。

平成27年度から5カ年計画であり、また、本市の実情に合った子育て支援策を展開していく必要があることから、平成25年11月から12月にかけて、子育て世帯を対象に日常生活の実態、子育てに関するニーズ調査を実施してきております。

計画書に記載しております子育て支援策を今後計画的に推進していくこととなりますが、具体的には、平成26年6月にリニューアルオープンしました子育て支援センターにおいて、施設面はほぼ整備されてきましたので、今後、各種子育て講座の開催、子育て用品レンタル事業、高齢者ふれあい活動等を実施するなど事業内容の充実に努めてまいります。

また、垂水市社会福祉協議会に業務委託して実施しております利用者支援事業においては、子育てサロンや子育てボランティア等の地域にある子育て資源の育成、子育て関係者と地域の子育てに関する課題、情報を共有するための子育てネットワーク体制を構築することで、地域社会全体で子育てを支援する仕組みづくりに取り組んでまいります。

垂水放課後児童クラブの実施場所の増設や試行的に行うファミリーサポートセンター事業に

についても、平成28年度実施に向けて取り組んでいるところがございます。乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、一時預かり事業等につきましても、今後も実施してまいります。

また、安心して子供を産み育てるためには、経済的な支援が不可欠なことでありますことから、平成26年度から中学卒業までの子ども医療費の完全無料化、小学6年生までを対象としたインフルエンザ予防接種助成を行いましたけれども、今後も引き続き実施していく予定でございます。

次に、定住相談、定住後の支援についてでございますが、出産・子育てに関して実施している子育て支援策につきましては、本市のホームページに掲載、子育てパンフレット「たるファミ」を配付するなどして、事業内容、手続等の情報提供に努めているところでございます。

また、定住希望者から出産・子育てに関する相談があれば、保健福祉課の職員で対応しております。その後の支援につきましても、相談、必要に応じた支援を実施してきております。

子育て支援センターでは、子育て親子の総合交流の場所として開設し、子育てについての相談、情報の提供、支援を行っているところでございます。

3番目の不妊治療費の助成についてでございますが、不妊治療費の助成については、子育て支援の一環とし、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる不妊治療に対し、助成事業を平成28年度導入に向けて取り組んでおります。

この不妊治療費自己負担分の助成事業につきましては、県内43市町村のうち、21市町村が既に独自の助成を行い、また助成を行っていない離島においては、旅費の助成を設けているところが16市町村、事業の検討中が3市町と40市町村が何らかの助成や検討を行っております。

本市においては、今後、県の不妊治療助成事業に準じ、1夫婦当たり39歳以下については、

通算6回、40歳から42歳については、通算3回の助成を考慮しており、不妊に悩む御夫婦の精神的負担と経済的負担の軽減を図るため、早期に取り組むたいと考えております。

4番目の保育料の負担軽減についてでございますが、保育料の保護者負担金につきましては、近隣市町と比較しまして若干高めであるということで、平成25年度に負担軽減を実施しており、全体で260万円程度の歳入減額になっております。

また、平成27年度から子ども・子育て新制度が施行されたことに伴い、保育料の算出方法が従来の所得税額を基準に定めていたものが、市民税額へ変更となったことで、国の制度上の移行により、結果的に保育料負担が軽減された形になっております。

18歳未満の児童が3人以上いる多子世帯につきましては、第3子以降に当たる児童の保育料の3分の1から2分の1を助成する多子世帯保育所保育料軽減事業がございます。県の補助事業であり200万円程度の助成を行います。

保育料のさらなる負担軽減につきましては、子育て世帯におきまして、経済的な支援は不可欠なものであると認識しておりますが、財政的な負担を伴いますことから、今後検討していきたいと考えております。

次に、大きな3番目の医師・医療従事者奨学金貸与制度の設置についての1番目の垂水市の医療・福祉の従事者の雇用の実態についてでございます。

垂水市におきましては、在宅サービスを提供する事業所が社会福祉協議会以下7事業所あり、また施設サービスを提供する事業所が特別養護老人ホーム「恵光園」以下3施設、住み慣れた地域を離れずに生活を続けられるように提供される地域密着型サービス事業を提供する事業所が10カ所の合計22カ所あり、380名程度の方が働いておられます。

このうち、地域密着型サービスを提供する11事業所について、昨年7月に介護労働者実態調査を行っておりますので、現況について申し上げます。

この11事業所は、グループホーム6カ所、小規模多機能ホーム5カ所でございますが、総従業員数127名で、うち非正規職員が40名いらっしゃいます。正規・非正規比率が、全国平均は5・5に対して、垂水市は7対3であります。

男女比率は、3対7でほぼ国と同程度となっております。全従業員のうち、約28%が市外からの通勤となっております。

次に、年齢構成は、国の平均年齢44歳に対し、垂水市は46歳で50歳以上が34%に達しており、介護職の高齢化が進んでおります。

次に、離職者についてでございますが、正規・非正規あわせて過去1年間に20名の方が離職されており、このうち11名の方が1年以内の離職者となっております。

なお、同時期に27名が採用されております。職員募集方法については、ハローワーク、職員・知人の紹介、折り込みチラシの順となっております。

次に、中央病院につきましては、現在の職員数は240人で、1年前より26人の減となっております。

終わります。

○堀内貞志議員 それでは、ふるさと納税額をアップさせるための方策について、一問一答方式でこれからは質問をさせていただきます。

まず、ふるさと納税の垂水の過去5年の実績を聞きました。市長が在任して、下がっていったやつが一旦上がった。そしてその後また下がって、その後徐々に上昇しているということですが、ほかの自治体と比較しますと、まだほかの自治体は上昇率が高いところがあります。比べればいろんなところがありますので、ぜひとも創意工夫を担っていただきたいと。

このふるさと納税をくどく言いますけど、アップさせることによって、垂水市への寄附額も増加する。つまり歳入が増加するんだと。そしてさらに納税者に対する還元で垂水市の食産物、産物が売れることになる。つまり商品の販売で経済が流通するんだと、経済が潤うんだということなんです。いわゆるふるさと納税を上げるとは、垂水市の経済が盛んになる、豊かになるということですので、これが前提になると思うんです。

ならば、もっとふるさと納税を上げる必要があるんだということです。ワンパターンの取り組みでは、他の自治体にこのふるさと納税を取られている、現実に取りられている事実がある。

そこで、現在この他の自治体がやってみて実績を伸ばしている事業については、まねるといふ言い方は語弊があるかもしれませんが、やってみるといふことが大切なのではないかなと思いますし、またこの自治体もやっていないことをやるのが、さらなるふるさと納税のアップにもつながるのではないかなと思います。

そこで、まず1回目の質問でお願いしておきたいのは、数値目標をこれから設定されるとおっしゃいました。必ずその件数もありますけれども、金額の数値も目標設定していただきたいということです。

それと、商品開発はされているということですが、すけれども、営業活動もしっかりとさせていただいて、積極的な攻めでどんどん納税率をアップしていただきたいということです。この点は、お願い、要望ということでしておきます。

そこで、このふるさと納税、アップするために、私のほうで3点ほどちょっと提案したいということがあります。

まず一つ目、ふるさと納税のポイント制の導入についてです。このポイント制にして、ためたポイントを使うことで商品と交換するシステムです。

昨年、寄附のランキング第1位の長崎県平戸市、第9位の宮崎県の都城市、ともにこのポイント制を導入しています。システムの構築に多少の費用はかかるかもしれませんが、利用者には優しく利用しやすいシステムになるものと思います。

そして、このポイント制でためたポイントで、好きな商品を選択できるシステムづくり、例えば多額の寄附をして、一度に肉をたくさんもらってその保管に困るという方もおられると思います。その方のためにも、このポイントを使って好きな時期に、好きな商品を、好きな分量だめ小分けして手に入るシステムが必要になってくるというふうに思います。要するに寄附者が受け取りやすい方法も検討しなければならないシステムだと私は思います。

まず二つ目、ふるさと納税旅行クーポン、ふるさと宿泊クーポンの新設についてです。

ふるさとチョイスのランキングで一番人気があるのは牛肉です。2番目に人気があるのは米です。3番目に人気があるのは旅行です。この旅行にターゲットを狙うということです。

このふるさと納税の旅行クーポン、既にやっている自治体があります。JTBを利用したふるさと納税旅行クーポンです。この大手がやるとる、この大手に登録することによって、ふるさと納税したまちに宿泊の旅行ができる。当然その往復も、その旅行会社のパッケージに入りますので、購入できると、交換できるというシステムです。

だから、先ほどのポイント制と一緒に合わせると、ためたポイントを使って旅行できるというシステムになります。ふるさと納税する人、特にこの3番目に旅行が希望ですので、この希望をかなえることができるということになります。

これをふるさと納税の旅行クーポン、これを行うに当たって大手にもうけさせている、要は

この大手は手数料をとることによって自分のところの売り上げにしているということですから、大手にもうけさせる必要もないんじゃないかなということ、地元の旅行社を使った旅行クーポン、これは開発できないものだろうか。地元の旅行社で垂水の宿泊パッケージ、旅行パッケージを企画する取り組み。当然往復の交通費もパッケージの中に入ると。大阪、名古屋、東京等々全国から垂水市に旅行で来てもらうシステムづくりです。ふるさと納税のこのポイントを使ってですね、そういうシステムづくり。

もう一つは、垂水の宿泊社が独自に行うクーポン、旅行までの交通費は、皆さん車で行かれるのでそんなにかからない。だから宿泊だけをその旅行者、宿泊施設がクーポンを出すということ。この3点、旅行に使える、新しく使えるのではないかなというふうに思いますので、ぜひとも検討していただきたい。

それで、もう一つは、ふるさと納税の還元率の見直しです。

この還元率をアップすることによって、つまりたくさんの商品が売れるということになる。そうすると、垂水の経済が回るということにつながる。要は垂水の経済を潤うということにつながるわけです。

今、何割か知りませんが、それを例えば5割に、還元率を50%にした場合に、今まで以上の消費が垂水で実現できるんだと。1,000万円を集めれば、500万円が市の産物として市の産物が売れる。1億集めれば5,000万円が消費できると。いわゆる垂水の経済が回るということにつながるということです。

このふるさと納税する側というのは、少しでもお得なお礼の商品をもらいたいというのは、いまや自然の流れです。ならば還元率をアップすることで納税者をふやすことができるんじゃないかと。現にこの還元率をアップしてふえた自治体もあります。すぐ近くの鹿屋市でありま

す。

鹿屋市では、ことしになって還元率をアップした。そうしたら、この上半期だけで昨年1年間の約6倍もふるさと納税がアップしたと。また、この下半期、10月分一月だけで1億500万円、11月に1億5,000万円集めていると聞いています。年間にすると、驚異的な納税額になると思っています。この12月になってもこれはやまない。さらに集まっている情報が入ってきております。

ですから、この以上3点、ぜひともこのふるさと納税をアップするために検討していただきたい事項ですけれども、市の考えをお聞きします。

○企画政策課長（角野 毅） 堀内議員のふるさと納税制度についての2回目の御質問にお答えをいたします。

まず、寄附額に応じたポイントを付与し、そのポイントの範囲内において、返礼品をお選びいただけるポイント制の導入ということでございますけれども、ポイント制のメリットは、ポイントを翌年度へ繰り越すことを可能とすることで、寄附者は複数回、または年をまたいで継続的に寄附を行うことができ、リピーターの拡大や新たな寄附者獲得につながると考えております。

一方で、デメリットといたしましては、寄附者のポイントを複数年継続して管理することから、確実な管理を行うことのできるシステムの構築が必要となります。

現在、本市では、ポイント制を導入している先進地事例を調査をいたしております。また、必要な情報を収集し、導入について検討を行っているところでもございます。

次に、御提案をいただいているふるさと納税における新しい返礼品といたしまして、旅行クーポン及びふるさと宿泊割引でございますけれども、これらは、ふるさとへの帰省や交流人

口の増加につながる魅力的な返礼品であると思われまので、新たな返礼品の開発という観点から、対応可能な事業者と商品開発を検討してまいりたいと考えております。

最後に、還元率の見直しでございますが、近年、高い還元率を設定する自治体事例がございますことから、総務省よりふるさと納税の趣旨に反するような還元率の高い返礼品の自粛というものが求められております。ただ、寄附者がふるさと納税の自治体を選ぶ指標といたしまして、還元率の高さということ、また一方で還元率に依存していない寄附者の思いというものがございます。後者につきましては、本年11月7日に大阪にて開催されました「たるみず大使意見交換会」においても、同様の意見を多数いただいたところでございます。

また、還元率を上げると返礼品の必要数量が増加いたしますので、現在、返礼品取扱事業者に対しまして、年間を通じて供給できる供給量調査を行っております。

この結果を踏まえた上で、返礼品の需要と供給のバランスを取りつつ、魅力的な商品開発に力を注ぎ、本市の実情を考慮いたしました垂水らしいふるさと納税の体制づくりといったものについて展開をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○堀内貴志議員 ポイント制の導入を検討していただけると。そして旅行クーポンも今後検討していただけるということで、ありがたいお言葉だと思います。問題は還元率の見直しです。これについて過度な還元率を私は要求していません。

隣接の鹿屋市が50%にして、すごい勢いで実績を伸ばしている。このふるさとチョイスを見ますと、還元率でいくと、課長がおっしゃられたのはこのことだと思うんですね。その商品の価値に応じて、要は還元率を見ると、一番多いところで120%という還元率があります。これ

はその肉ですね。第1位は都城の都城市ですよ。このデータによると還元率は160%。要はそのいい豚肉をセットで出しているよと。私はここまで要求していません。第2位なんかが同じく宮崎県綾町、これは還元率120%です。そんな100%を超えるような還元率を私は要求していません。少なくとも鹿屋と同等レベル、隣接の鹿屋が実績を伸ばしているその鹿屋を見習って、50%ぐらいの還元率にしたらということなんです。

そうすることによって、送る側、寄附する側はしっかり見ていますよ。このふるさとチョイスというホームページ、しっかり見ています。それを見た上で一番いいところにふるさと納税するわけですから、ましてや隣接で実績を伸ばしているところがあれば、それを見習ってやる。これは大切なことだと思います。その点について、再度もう一回、お聞きいたします。

それとあわせて、あとふるさと納税の使い方です。これはいいです。とりあえずその還元率、それについてどのような考えなのか、再度お聞きします。

○企画政策課長（角野 毅） 3回目の御質問でございますけれども、平成27年度地方税制改正、地方税務の行政の運営に当たっての留意事項等についてということで、総務省自治税務局よりの通知の中で、その寄附に対する経済利益の無償の提供であるこの制度を踏まえまして、募集に際して返礼品のものにつきましても、パーセンテージであるとか、そういったものがなかなか表示できないことになっておりますので、ただ適正な還元率の設定というのは、非常に重要であると考える方向性で今前向きに調整をしているところでございます。

○堀内貴志議員 その適正な還元率というのが伝わってこないんですけれども、多分その鹿屋に匹敵するような還元率でしていただけるということによろしいんでしょうかね。それは、質

問の回数に含まれますので聞きませんが、ぜひその鹿屋に匹敵するような還元率で対応していただきたい。

ちなみに、紹介しておきます。先ほど、第2位が120%、第3位が長野県です。これは米を進呈しています。還元率は90%ということです。ここまで要求していません。50%でいいんです。鹿屋と同じぐらいのレベルで、ぜひとも、それも早い時期に、できればこの12月にやっていただきたい。

というのは、要は12月は税金の見直しの時期じゃないですか。見直しちゅうか、控除の時期じゃないですか。最後に残っているこのお金をどう使うか。税控除に使いたいという方もたくさんおられると思います。今からでは遅いかもしれませんが、こういうことも考えて、先々を考えて、もっと前の段階でそこまで検討していただかなければと思います。

確実に、少なくとも来年実施方向で検討を進めていただきたいなど。前向きということですね。やるということではないんですか。ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

最後に質問というか、要望も含めてお願ひいたします。この使い道です。ふるさと納税の使い方、これについて私も見させていただきました。この過去のことにとかやく言うつもりはありません。ただ、もうちょっと各課が目的に応じてもっともっと垂水市の知名度をアップする。垂水市が活性化をするための提案をしていただきたいということです。

例えば交流人口の増加、経済効果につながる事業についても助成していただきたい。これについては、垂水市が主催する事業には、毎年出資されているようです。民間が行う事業については、助成していない。その効果をよく検証した上で、効果のある事業については、市が主催しようが、民間がしようが、助成するという方向づけも必要になってくるのではないかなと思

います。

そして、きょう、水之上小学校の子供たちが来ていました。この子たちのためにも、未来ある子供たちのためにも、教育関係についても使っていただきたい。

この平戸市は、ベスト10入りに入っていたかな。離島の子供たちに情報手段の地域間格差をなくすためにタブレットを各学校に配っているそうです。垂水市においても、一般予算からの出費にはそぐわない事業があります。教育の一環として必要な備品購入もあると思います。そんなところまで、その教育関係、検討していただいて出していただきたい。これは要望としておきます。

あと最後、基金残高、私の調べでは、26年度末で6,800万ですけれども、最後、この27年11月末現在は何のぐら残っているのか、それをお聞きして、最後、市長、このふるさと納税に対する思いがあれば、お話、願いたいと思います。

○企画政策課長（角野 毅） ふるさと納税の残高ということでございますけれども、本年度、現在、使途選定委員会を設定しまして、28年度の事業につきまして、今選定を行って大体内定を出したところでございます。

現在、まだ最終的な基金の額というものは出ておりませんが、一番直近で残っているのは、4,000万という数字でございます。あと積み上げを行いますので、本年度末には6,000万台の金額になるものと想定をしております。

○市長（尾脇雅弥） おはようございます。

私も小学生がいるうちにお答えをしたかったかなと思っておりましたが、帰ってしまいましたので、ただ御質問でありますふるさと納税に対して、どうしていくのかというお話であります。

基本的には、我々も堀内議員も考え方は同じであります。これまで垂水市としましては、趣

旨を大事にしながらやってきた、先進的にやってきたことは間違いない。ただいろいろ時代の流れの中で、それだけではいけないということもあります。経済的な要素というのもございますので、大事なことは、その出口ニーズを捉えて、ふるさと納税をされる方々の思い、どういう思いで選択をしていくのかということをしっかり捉えて、納税額がふえるということはもう大変結構なことでありますので、そのための努力、先ほどお答えがありましたポイント制、あるいは還元率、新たな商品開発等々をしっかりと対応して、早い時期に、年内に方向性をしっかりとお示しをして新しい年からできるような形で、ほかのところ頑張っておりますので、うちもそういう形で皆さんに納税をしていただけるような制度というのを、できるだけ早く確立をして対応してまいりたいというふうに考えているところです。

○堀内貴志議員 ありがとうございます。ぜひとも早い段階で対応していただきたいなど要望しておきます。

2問目、子育て支援の充実、「日本一の子育て村」を目指す島根県邑南町と比較して、このことについて2回目の質問をいたします。

子育て支援の充実、言いたいことは、どこの自治体もやっている子育て支援の充実については、垂水市も今おくれながらもやりつつあります。医療費の中学生まで無料化もされた。市長になられてからですね。子育て支援センターの充実もどんどんやってきた。これは当然のことだと思います。

要は、どこの自治体よりも、要はさらに上をいかなければいけないんだと。子育て世帯の人たちというのはよく見えています。どこの自治体に行けばどういう支援が受けられるのか。だから支援の受けやすい、受けるメリットの多いところに選ぶ人たちもおります。だからどこよりも、どこの自治体よりも垂水市は子育てしやす

いんだということを印象づけることが一番大切ではないかなと思いますので、それでもしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

あと、子育て世代の定住相談、定住後の支援について、この邑南町の場合は、定住促進課という所属をつくって、そこに担当の職員を配置しています。その職員が待つとただじゃなく攻めていくんですよ。攻めて相談に行く。攻めて定住をお願いをする。そうすることによって転入がふえてきているんだと。

今、垂水市の状況を見ると、待ちの姿勢ですよ。来る人に相談をする。こっちから積極的に攻めていない。定住、住んだとしても、もう終わり。その後こっちから攻めていって何か困ったことがありますかと、次の攻めがない。そういうところを私は望んでいるわけです。

だから、できればこの専門員の相談員をつくる必要があるんじゃないか。特に子育て支援の充実、せつかく子育てセンターが充実されてきている。そこに専門員を配置して、その専門員が積極的に相談に乗る、そのシステムづくり、これが大切ではないかなと思っています。

それで、不妊治療の助成についてです。

今回の行政視察、邑南町のほかにも、広島県の三次市にも行きました。この三次市は、県の助成にプラスして、あと全額を、全かかったお金を市が負担すると。だから不妊治療費は無料ということですよ。

ここまで垂水市はできるかという厳しい問題がありますけれども、財政的に。ここまですると何らかのそれなりの転入もあるんじゃないかなと思いますけれども、少なくとも今、垂水市ができることは、県の助成プラス、市の助成を早急に実施する。28年度実施するということですけれども、これを再度確認します。28年度実施する方向でよろしいのかどうか、それをお聞きいたします。

そして、保育料の負担軽減ですけれども、県

の助成で18歳未満の子が3人以上いる家庭で、第3子から無料、もしくは2人以上が保育園に入る条件で、2人目が半額、3人目が無料という県の助成、国の助成があると思います。

この邑南町の場合は、何でも邑南町と比べますけれども、ここは実績を伸ばしているんですよ。現実には転入がふえておるんですよ。転出が抑制されておるんですよ。だから研修に行ったばかりですから、記憶に新しいものですから皆さんに訴えますけれども、この第2子から完全無料、これも大きな魅力です。

私は、この第3子から無料というふうには言いません。この県の助成、国の助成でカバーできない人、要は18歳未満の子が3人ですよ。これを撤廃する。3人以上の子供がいる家庭の、これは18歳になっても19歳になっても一緒です。18歳、子供が3人いる家庭の第3子から保育料の無料、これは検討できないか。この2点、ちょっとお聞きします。

○保健福祉課長（篠原輝義） 不妊治療費の助成についてでございますが、これについては、先ほどもお答えしましたように、28年度に向けて取り組んでいるところでございます。

それから、保育料の軽減について、3人目の医療の無料化ということにつきまして、これについては、先ほど申し上げました多子世帯の保育料の軽減事業、こういったものを利用しながらやっていきたいと思っております。

ただ、3人医療を無料というふうになりますと、また財政的な負担ということも伴いますので、今後検討することになるかというふうに思います。

○堀内貴志議員 財政的な負担、これはいつも回答の中にありますけれども、確かに財政的な負担はあると思います。財政的な負担があるけれども、転入してくる数にも反映されるんだということですよ。

私は、やはり子育て世代を重点に訴えていま

すけれども、第3子に優しいまちづくりをしたいと思っています。

以前、給食費について、第3子から無料にできんかということも質問させていただきました。これについても、今後また機会を見て再度質問をするつもりでありますけれども、第3子から優遇するまちづくり、これが垂水のこの大きなPRにもなるのではないかなと思います。人口がふえることによって、それなりのメリットはあると思いますので、財政的な負担もありますけれども、ぜひとも検討していただきたいというふうに思います。

それで、市長、質問をしますけれども、私、この邑南町に行ってきた大変勉強になりました。いろんな意味で大変勉強になりました。

そういった意味で、各自治体もいろんなところが、この邑南町に視察に来ているようです。市長も一度、邑南町で行かれる、もしくは職員を邑南町に研修視察に行かれると、そういう予定は立ててもらえないかどうか、その点だけお聞きいたします。

○市長（尾脇雅弥） いろんなところが先進地としてございます。皆さんが実際現場に足を運ばれて、結果としてよかったということでありますので、私もできるだけ機会を捉えて、邑南町かどうかわかりませんが、いろんな現場を見ていきたいというふうに考えております。

○堀内貴志議員 時間も少なくなりましたので、第3問目、医師・医療福祉従事者奨学金貸与制度の設置について質問をします。

邑南町のことばかり言っていますけどね。この医療の関係ですごいここ充実しているんですよ。特に医者を目指す人に対して手厚い。国立の医者を目指す学校に行く人は15万円。月ですよ。私立で20万円。これ奨学金制度があるんですよ。それ以外にもこの短大とか医療福祉の関係に従事するにしても、金額を落として奨学金制度をしているということです。

垂水市のドクター、もしくは医療関係で住みたいという方もおみえになる。特に医師を目指す人、学校でも多額のお金をかかるものですから諦める人もたくさん、能力があるにもかかわらず諦める方もおみえになるということです。

この県内で調べてみました。出水市でこの医師修学資金貸与制度というのを採用していますね。出水市で医療に従事する方に対して、医師を養成するために貸与制度があるんだと。薩摩川内市は、甑島に限定して支援をしているようです。

だから、垂水市も、まだ県内でこの薩摩川内と出水を含めれば、3カ所目になりますけど、垂水市でこれを検討する必要があると私は思っていますけれども、どうでしょうか。再度お聞きします。

○保健福祉課長（篠原輝義） 垂水市におきましては、中央病院で看護師の奨学制度というのを設けております。この中で平成20年度から始まったものでございまして、今現在6名が貸与を受けており、来年4月には4名が修業予定となっております。貸与年数は2年から5年でありまして、奨学金の貸与期間、医療業務に従事した場合は、その返還を免除する規定となっております。

これまで修業の辞退者はないとのことでございます。期間満了後は、ただ次の施設を選択するといったような看護師もいるとのことでございます。

また一方、産科医の不足の問題というのは、今いろいろと言われているわけですが、大隅地域におきまして、産科医不足が深刻化しまして、地域住民への医療に、産科医の医療の提供に重大な支障を来しているということで、地域住民の出産を守れない事態となる可能性があるというようなことから、大隅4市5町からなる保健医療推進協議会というのが、平成26年7月に発足しております。

先般、この協議会で産科医の確保を図るための民間医療機関への補助金の助成や助産師を希望し、助産師養成施設等に在学する学生の奨学金、貸与等におきまして決定したところでありまして、これを踏まえまして、新年度予算のまたお願いをしようとするものでございます。

市としましては、今そのような形で産科医の確保とか、そういったものについては取り組んでいるところでございます。

○堀内貴志議員 大隅全域よりも垂水市で私は考えていただきたいと。特に中央病院ですよ。私、この前、息子が骨折しました。中央病院に行きました。そこでは手当てできないということで、おぐら病院にその日のうちに行きました。

中央病院整形のドクターも不在なんじゃないでしょうか。産科、婦人科もそうですけれども、整形も不在と。こういう制度をつくることによって医師免許をとった人が、もしかしたら帰ってきて中央病院で働く可能性も出てくるんだというふうにも思いますので、ぜひともこれは前向きに検討していただきたいと。垂水市独自で検討していただきたいことをお願いしまして、本日の質問を終わらせていただきます。きょうは、どうもありがとうございました。

○議長（池之上誠） ここで暫時休憩いたします。

次は10時45分から再開いたします。

午前10時33分休憩

午前10時45分開議

○議長（池之上誠） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番、川越信男議員の質問を許可いたします。

[川越信男議員登壇]

○川越信男議員 おはようございます。12月に入り、千本イチョウも色づき、来客も多くなっているようでございます。先日、行ってきましたが、夜はライトアップされ、非常にきれ

いでした。

ことし1年をふり返ってみますと、1月の市長選、4月の県議選、市議選と選挙でスタートし、6月の長雨、深港地区の災害による国道220号の通行どめ、片側通行、桜島の噴火警戒レベル4への引き上げ、猛暑、異常な台風の発生、秋を忘れたかのような温暖な気候など、気象の変化、異常さを感じさせるような1年であったかと思いますが、大きな被害等も少なく安堵しているところであります。

12月に入り、寒くなってきましたが、身の引き締まる思いで議長の許可をいただきましたので、執行部の明解な答弁をお願いいたしまして質問いたします。

まず、最初に国民文化祭について伺います。

10月31日から11月15日の16日間にわたり、第30回国民文化祭かごしま2015として、県内全ての市町村において開催され、垂水市でもさまざまな取り組みをされ、にぎやかな中に関係者、関係団体の御努力に敬意を表したいと思います。各市町村でも地域の文化や伝統芸能などの特色を生かし、誘客を行い、経済効果もあったかと推察いたします。

垂水市でも3つの主催事業として和田英作・和田香苗記念全国絵画コンクール、大隅歴史街道における加来耕三記念講演や大隅半島をめぐるバスツアー、そして、文化会館を満杯にしておりました海援隊のふるさとの恵み、食のトークショー&ライブ、同時に私も孫たちと抽選会や特産品を購入のため、参加させていただきました、きららドームでの秋の産業祭など、大変なにぎわいでした。

また、応援事業としまして、垂水市民文化祭が開催されて、体育館には精魂込められた作品が展示されてありました。チェスト行け！提案事業では、YOSAKOI九州中国祭りinたるみずを開催され、各県から踊り子の方々が来られて、さまざまなパフォーマンスを繰り広げ

ておられ、地元小中高生も参加されておられました。

このように、一、二年前から準備、計画されておられました国民文化祭事業における取り組みの総括について、まずお聞きいたします。

次に、学校教育への取り組みの評価と今後の考え方を伺います。

教育長が就任されて3年が経過いたしますが、本市の児童生徒に生きる力を育てるためにいろいろな新しい施策を導入されていると思います。私は人口減少の中、児童生徒は本市の将来を担う宝であると思っております。

そこで、わくわくどきどき！夢教室を開催し、本物のバレエやオペラを全小中学生に観賞させる事業や夏休みには小学生を対象にした、あつまれわんぱく！夏の勉強会と題して、小学校高学年の子供たちの学習会を市内の教職員の協力を得ながら開催されていらっしゃいます。このような取り組みや子供たちにも保護者を学校関係者にも好評ですばらしい取り組みだと伺っておりますが、教育長のこれからの取り組みに対する思いや事業の2年目に改善されたことなどをお聞きいたします。

最後に南の拠点整備について伺います。

南の拠点整備については、さきの9月議会でも質問いたしました。場所も含め、私の議員活動の最重点項目であり、積極的な推薦をいただきたいと思っております。そこで、地方創生等特別委員会で南の拠点整備構想について説明がありました。現時点で整備構想の進捗状況をお聞きいたしまして、1回目の質問といたします。

○社会教育課長（森山博之） それでは、川越議員の国民文化祭について、本市の取り組みの総括についての御質問にお答えをいたします。

御質問にありましたとおり、10月31日から11月15日までの16日間、鹿児島県におきまして、国民文化祭が開催をされました。

本市におきましても、御承知のとおり、3つの主催事業を開催いたしました。

まず、和田英作・和田香苗記念全国絵画コンクールでは、全国から洋画油彩、洋画水彩、日本画をあわせまして213点の応募がございました。その中から、各部門の文部科学大臣賞を初めとする64名の受賞者が決定し、10月31日の表彰式には茨城県や神奈川県の方からおいでいただいた方々を含め、52名が出席をしてくださりました。また、幼稚園・保育園児を対象といたしました、ぐりぶ一部門では県内63の園から2,426点ももの応募がありました。これらの作品は中央運動公園体育館を初め垂水市市民館、森の駅たるみず、垂水市文化会館の4会場で展示を行い、延べ3,121名の方々にごらんいただきました。

2つ目に、大隅歴史街道では、加来耕三先生によります講演会を実施いたしました。450名の方々に御来場いただき、垂水市の歴史の裏側や大隅半島の歴史に触れることができ、改めて我がふるさと垂水を認識し直したところがございます。なお、講演会終了後には、歴史探訪バスツアーも実施し、76名の方々に参加いただきました。本市を含みます大隅半島の史跡を巡っていただきました。

3つ目は、海援隊によりますふるさとの恵み・食のトークショー&ライブを開催いたしました。入場券を1,040枚準備しておりましたが、開場と同時に配布し終わるほどの盛況で、特に食のトークショーでは、本市の特産品でありますブリやカンパチ、温泉水、焼酎などのすばらしさを情報発信することができました。早速そのときの様子は、制作会社のホームページに写真とともに、おいしく試食させていただきました。海援隊のコメントとともに掲載いただきました。

また、国民文化祭を開催するに当たりまして、市内はもとより県内外から多くの来場者の皆様

対しまして、最高のおもてなしをするために結成いたしました垂水おもてなし少女・少年隊の隊員たちが総合案内やイベントの司会進行などに携わったことに加えまして、教職員ボランティアの先生方も展示会場での受け付け業務などに従事し、陰で支えていただきました。

また、市内小中学校におきまして、花を育成していただき、文化会館を初めといたします会場の環境美化の一翼も担っていただいたところでございます。

チェスト行け！提案事業では、第14回YOSAKOI九州中国祭りinたるみずが開催され、島根県を初め、九州各県から78チーム、約1,000人の踊り子たちが垂水市に集結し、運動公園多目的広場のほか4会場で熱い踊りを披露していただき、来場者からは心に響き元気をもらいましたとの感想を伺いました。

そして、本市事業の最終日であります11月8日には応援事業として、第39回垂水市民文化祭が開催され、バンド演奏や三味線、舞踊などが披露され、加えましてお茶会や文化協会、小中学生によります作品展示も行われ、国民文化祭のフィナーレを飾っていただきました。

鹿児島県での国民文化祭開催が決定し、平成24年1月に各市町村へ県から内定通知が送付されてから開催に至るまでの間、3つの主催事業ごとに企画委員会を設置し、幾度となく内容の検討と見直しをくり返してまいりました。

このような状況下で、各企画委員の皆様方を初め、文化協会、垂水・牛根の両漁協を初めといたします各企業の方々、並びにボランティアに従事していただいた皆様方のお力添えによりまして、予想を上回ります来場者がありましたことを感謝いたしております。

今後は、この国家イベント開催で得ました成果を生かし、各種事業の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○教育長（長濱重光） 学校教育関係の施策に対する思いと改善点についての御質問にお答えいたします。

本市の教育長として、この3年間、垂水市の子供たちに夢を持たせ、チャレンジする意欲を高め、確かな学力をつけてもらいたいという思いから、さまざまな施策を立案し、実施してまいりました。

具体的には一流のものを見たり、聞いたり、触れる機会が少ない本市の子供たちにバレエやオペラなど国や県で活躍されている方々の芸術、いわゆる本物を見せるわくわくどきどき！夢教室は豊かな情操を涵養し、自分も本物の力を身につけたいという夢を持たせるとともに、そのためには人一倍努力することが大切であることを学ばせたいとの思いから取り組んでまいりました。

また、子供たちが学習するきっかけをつくり、勉強への不安を取り除くとともに、確かな学力の定着及び向上を目指して小学生を対象に、あつまれわんぱく！夏の勉強会を開催しております。

議員が御指摘のとおり、事業は常に見直し、よりよいものに変えていくことが必要だと考えております。

このあつまれわんぱく！夏の勉強会につきましては、一、二年目の反省を生かし、本年度は実施日数を1日から2日にいたしました。そして、実施教科につきましても算数の1教科のみの実施から国語、算数、理科、社会の4教科に拡充をいたしました。

さらに、学習する楽しさを味あわせるために、中学校の理科の先生によります、おもしろ理科実験教室を開催したところでございます。

これらの改善の結果、平成27年度は市内小学校4年生から6年生の参加者が107人、指導者として市内小中学校の教職員35人の協力をいただき、実施したところでございます。

以上でございます。

○企画政策課長（角野 毅） 川越議員の南の拠点整備についての1回目の御質問でございます。現在の進捗状況についてお答えいたします。

南の拠点整備につきましては、これまで御説明をしてきましたとおり、地方創生における雇用対策、経済対策の重点事業として位置づけており、現在、その基本計画を取りまとめるため、南の拠点整備構想策定業務を口福ラボに委託をいたしております。

この構想により、拠点のコンセプトや機能を示すこととなりますが、まずは、策定に当たり垂水市総合戦略はもとより、住民や関係団体等のニーズの把握を行い、構想に反映していくことが大変重要と認識しております。

こういったことから、11月30日と12月1日の2日間にかけて、委託事業者の口福ラボ代表の菅慎太郎氏ほか、プロモーションの専門家や建築士のチームが来垂し、経済産業界、女性グループ、高校生、金融機関等を対象にニーズヒアリング調査を実施いたしました。

今後、これらの情報をしっかりと分析した後、新たな拠点のあり方や管理運営方針、具体的なエリアイメージなどが取りまとめられました構想案が年明け1月中には提出される予定でございます。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。これからは一問一答方式でお願いいたします。

まず、国民文化祭事業の本市の取り組みの総括についてお聞きいたしました。3つの主催事業並びに講演事業並びにチェスト行け！提案事業等について、連携を図られ多くの来場者があり、また特産品や歴史、文化歴史、観光情報などが発信されたことは大変評価をいたしますが、大切なのはこうした取り組みが国民文化祭の事業として終わるのではなく、リピーターとして再度垂水市を訪れていただき、初めてその効果

があるものと考えます。今後も、関係課と連携を密にして引き続きさまざまな情報を発信していただきたいと思っております。

また、国民文化祭に子供たちが陰で支えておりました垂水おもてなし少女・少年隊の活動は大変大きかったとの答弁がありましたが、結成からさまざまな活動を展開されたと思いますが、今回のこの取り組みにおいて、どのような教育効果があったと考えておられるか教育長に伺います。

○教育長（長濱重光） 垂水おもてなし少女・少年隊活動の教育効果についてお答えいたします。

垂水おもてなし少女・少年隊は、国民文化祭に来場していただきました皆様方へ、最高のおもてなしをするとともに、イベントの補助等を行うことを目的として結成いたしました。

隊員は、垂水市内の小学校4年生から高校3年生までの53名で結成し、昨年10月18日に結団式を行いました。組織は、3つの班に分かれておりまして、1つ目の班は、総合案内や高齢者、体の不自由な方々の支援を主に行います、おもてなし班、それから、2つ目の班は多くの来場者にお越しいただくための方法の検討や来場者の実態を把握するためのアンケート作成などを行います、研究・分析班、最後に3つの主催事業を全国に向けてインターネット等を活用し、情報発信するためのCM番組の制作や県内各報道番組に出演してPR活動などを行います。CM班の3つから構成されたところであります。

それぞれの班は、主体的に自分たちで企画立案し、活動することを基本として、土曜日、日曜日、祝日に集まり取り組んでまいりました。

具体的な成果といたしましては、県主催の国民文化祭作文コンクールにおきまして、中央中学校1年生と新城小学校5年生2人の隊員が最優秀賞の県知事賞並びに優秀賞を受賞いたしました。その作文の内容は、自分にとってのおも

てなしとは何か、また、ふるさと垂水をどのようにすれば皆さんに知っていただけるのかといった視点に立って書かれており、国民文化祭の成功はもとより、隊員たちがふるさとたるみずのすばらしさを再認識するよい機会になったものと考えております。

また、当日会場に設置いたしました総合案内におきまして、事業だけではなく市内の観光名所や史跡、特産品などを来場者の皆様方に自信を持ってPRできるように、たるみず検定を受験し、隊員たちは本市の伝統文化や基幹産業について学び、理解を深めることができたと考えております。

加えまして、本市出身者であります、MBC南日本放送美坂理恵アナウンサーを招聘いたしました、司会進行のための発声の仕方や人との接し方などについて学習をいたしました。この結果、開会式や絵画コンクールでの司会進行の大役を担った隊員は、その役割を立派に果たしてくれました。

こうした1年間の取り組みを通して、おもてなしの心を学び、ふるさと垂水のよさを自信を持って語れる人材の育成を図ることができたと考えております。同時に、子供たちの成長した姿を見ることができ、教育長として大きな喜びを感じているところでございます。

以上でございます。

○川越信男議員 国民文化祭事業の最後ですが、これまでの答弁をお聞きしますと市内の教職員や垂水おもてなし少女・少年隊のボランティア活動がこれまでにない画期的なことであり、その存在は大きかったのだと改めて感じたところでもあります。

そこで、この教職員が国民文化祭のボランティア活動に参加するに至った経緯と教育長としまして、今回の参加についてどのように評価されておられるか伺います。

また、教職員やおもてなし隊の取り組みや今

後につなげていくことも大切なことではないかと思いますが、今後の取り組みについてお考えがあればお聞かせください。

○教育長（長濱重光） 教職員のボランティア活動の評価と教職員やおもてなし隊の今後の取り組みについてお答えいたします。

教職員ボランティアにつきましては、これまで特定のイベントの開催に伴います先生方へのボランティア活動は依頼はしておりませんでした。

しかしながら、この国家イベントの国民文化祭の開催に当たり、教職員の中には、我々教職員も垂水市の大会の一翼を担いたいとの声や強い思いを持った職員がいたと伺っております。このようなことから、市の校長協会のバックアップのもと、教頭会が中心となってボランティア団体が組織され自主的に協力を申し出ていただいた教職員44名が展示会場の受付や文化会館内の警備などに従事していただいたところでございます。

参加された先生方からは、来場された皆さんからいろいろな質問があり、戸惑いもありましたが楽しく、とても貴重な体験ができた、また、普段経験することができない接客業務をすることができ、よい職場研修ができたとの声が寄せられるなど、教職員にとりましては、とても有意義なボランティア活動になったものと考えております。

また、保護者や市民の皆様にもいきいきとした教職員の姿を見ていただいたものと考えております。さらに、子供たちにとりましても先生方の頑張っている姿を見て、自分たちもこれから頑張ろうとか、何か人のために役に立ちたいとか、そのような心を育ませることができたのではないかと感じております。

今回の取り組みには、日ごろから校長並びに教頭、教職員同士の相互理解が図られていることや、学校間の交流も円滑に行われていること

が、今回の結成に大きな力となったものと考えております。

教育委員会といたしましては、今回の国民文化祭により結成されました組織ではございますが、今後も引き続き機会がありましたら取り組んでまいりたいと考えております。

また、垂水おもてなし少女・少年隊につきましては、主催事業の補助というだけではなく、豊かな感性や社会性を身につけ、また教育委員会が基本理念として掲げております、ふるさと垂水を愛し、誇りにする子供の育成の観点から、来年度も引き続き新たに結成し、活動ができるように手立てを講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○川越信男議員 本当に教職員や他の関係者の御努力には大変感銘を受けた次第であり、垂水市民の頑張りを感じた次第でありました。御苦労さまでございました。

それでは、次に、教育行政についてですが、学校教育への取り組みの評価等をお聞きいたしました中で、小学校のあつまれわんぱく！夏の勉強会などの新しい取り組みに対する教育長の思いや工夫、改善をされながら事業を進めておられることがよくわかりましたが、この取り組みによる成果をどのように捉えておるか、お聞かせください。

○教育長（長濱重光） あつまれわんぱく！夏の勉強会によります成果についての御質問にお答えいたします。

参加した子供たちからは、勉強は苦手だと思っていたけれど好きになれた、また、いろいろな解き方がわかり勉強が楽しくなった、さらには、ほかの学校の先生とも一緒に勉強ができて楽しかった、来年もぜひ参加したいなどの感想を話してくれております。

また、参加させた保護者からは、子供が楽しく学習できる場があってありがたかった、家に

帰って来て勉強会の様子を楽しそうに話してくれた、また、勉強の楽しさを実感できてよかった、もっと勉強するようになってもらいたい、さらには、来年も実施してほしいなどの声が聞かれました。

さらに、指導してくださった市内小中学校の先生方からは、わかったときの喜ぶ顔を見ていると子供のために頑張らなければと感じたとか、他校の先生と勉強する機会は子供にとってもよい学びの機会になるなどの感想が寄せられております。

保護者や先生方も、子供たちの学習する姿にさらに子供の力を伸ばしていきたいという願いを強くしていただいたものと確信しているところでございます。このようなことから、子供たちはこれまでできなかった問題をマンツーマンで指導してもらい、できるようになることで、学習の楽しさを改めて感じ、学習への不安が取り除かれ、学習意欲が高まっていくものと期待をしております。

また、垂水中央中学校を会場として、他校の子供たちと学習したり、中学校の先生に教えていただいたりする経験は、中学校入学後の中一ギャップの解消にもよい影響を与えるものと考えているところでございます。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。

次に、垂水高等学校への取り組みについてお伺いいたします。

存続のため、これまでさまざまな支援事業に加えて、新たに東進ハイスクールとの連携により、2学期からインターネットによる通信講座を受講できるようになりました。垂水高校が発行するフリーマガジン、たるたまにも新たな挑戦として掲載されておりました。これも載っております。垂水市出身の永瀬社長の御協力によるものですが、現在の受講状況や生徒、先生方等の感想はどんなものかお聞かせください。

○教育総務課長（保久上光昭） 川越議員の垂水高校への取り組みについての御質問にお答えをします。

垂水高等学校振興支援計画書に基づき、これまでの振興支援策に加えて、新たに東進ハイスクール様の御協力により、インターネット回線を利用した通信講座が受講できることとなり、平成27年10月13日からスタートをいたしました。

現在、1年生、2年生を中心に普通科18人、生活デザイン科6人の計24人が受講しております。

受講に当たりましては、まず学力診断テストを受け、その結果をもとに先生とも相談しながら、苦手教科の克服や学力向上を図るため、受講生一人一人に合った講座を選択し、受講しております。また、1講座90分を20回受講しますが、毎回、受講の最後に確認テストを受け、合格しなければ次の段階に進めない仕組みとなっておりますから、合格するまで繰り返し学習することにより、復習の習慣化が図られ、習ったことが確実に理解できるようなシステムとなっております。さらに、平日の放課後に学校のパソコン室での受講を基本としつつ、土曜日や日曜日に集中して受講できるとともに、自宅でも受講することもできますことから、自分のペースで学習することができて、部活動との両立も可能になっております。

また、毎週金曜日には4人から6人に分かれて30分程度のグループミーティングが実施され、それぞれの進捗状況と次週の受講予約の確認とあわせて、学習面の悩みなどについても同席している先生に相談に乗っていただくなど、みんなで励まし合いながら、モチベーションが高められる受講体制ができています。

受講生からは、理解しやすい、確認テストに合格するとうれしく達成感がある。また、先生方からは、テスト期間中も受講するなど、意欲

的に取り組む生徒が出てきた、生徒同士の連帯感がいい効果を生んでいるなど、学習意欲の高まりを物語る感想が多く聞かれています。先生方には、生徒の頑張りに応えて熱心に応援していただいておりますので、まずは順調なスタートが切れたものと考えております。

以上でございます。

○川越信男議員 ぜひとも、垂水高等学校への受験生がふえていくことを期待したいと思います。

最後に、これまでの教育長の答弁から、本市の子供たちの豊かな成長のためにさまざまな事業が展開され、年々充実しつつあると考えます。今後は、小学生への取り組みに加えて、中学生に焦点を当てた取り組みを立ち上げ支援していくことも重要ではないかと考えますが、教育長としてどのように考えておられるのか伺います。

○教育長（長濱重光） 中学生に焦点を当てた学習支援策の方向性についての御質問にお答えいたします。

現在、垂水中央中学校では、退職校長先生など学校応援団の方々に放課後や夏季休業中において、生徒に対し学習指導をしていただいているところでございます。

先般、策定されました、垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましても、学習意欲の向上に向けた小・中学生への教育環境の充実を位置づけたところであります。

このことから教育委員会といたしましても、中学生を対象とした学習支援策をさらに拡充してまいりたいと考えており、今後、さらに学習したい、学力を向上させたいという学習意欲のある生徒に応えるため、また、学習意欲と学力向上のための生徒の願いに応えるため、具体的な手立てを講じてまいりと考えております。

そうすることが、本市の教育理念であります、あしたをひらく心豊かでたくましい人づくりにつながるものであると考えております。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。

任期1期目ではありますが、教育長の新たな取り組みと考えをお聞きいたしました。ぜひとも、2期、3期と承認を受けて頑張ってください。

それでは、最後の南の拠点整備事業についてですが、エリアが広く、事業費が大きくなっていると思います。9月議会の質問で、整備手法はPFIを検討してきているとのことですが、先日も説明を受けましたけれども、概算事業費、また事業費の財源についてはどう考えているかお聞きいたします。

○企画政策課長(角野 毅) 川越議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

概算事業費とその財源でございますが、概算事業費については、現在、基本構想の策定中であり、特に施設等の仕様や事業手法によりまして事業費は大きく変わることから、もうしばらくお待ちいただきたいと考えております。

財源等の基本的な考え方でございます。公的機能を持つエリアについては、国や県の事業の中から本事業に最適な支援策について活用を検討を行い、PFIによる整備も含めまして、民間活力を十分に生かせるよう取り組みをし、財政負担をより軽減できるよう工夫してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。南の拠点整備に関する質問の中や私たち議員への説明等で出てきますPFIを内閣府ホームページで検索してみました。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法であり、国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業についてPFI手法で実施するとありました。

また、お隣の鹿屋市では、仮称ではありますが、

桜ヶ丘子育て支援住宅整備PFI事業を特定事業として選定したとのことであるようです。大崎町も公営住宅整備にも採用されるなど、非常に魅力的で新しい手法であることは十分理解しております。

具体的に本市のPFIへの取り組みはどのようなのか伺います。

○企画政策課長(角野 毅) 川越議員の3回目の御質問にお答えいたします。

PFIに対する市の取り組みということですが、PFIは国が進める地方創生においても民間活力という視点から強く推進しているところでございます。

議員御指摘のとおり、鹿屋市の公営住宅整備で採用されるなど県内においても少しずつPFIの導入実績がふえているようでございます。

一般的にPFIは公的施設の整備に当たり、民間のアイデアを活用することでさらなる整備成果の向上が期待できました、民間資金を活用することで自治体の財政負担が平準化されるというメリットがございます。一方で、官民の役割や責任の分担を示す必要があるなど事務量の増加はもとより、高い専門性が求められます。

こういったことから、まずはPFI制度の理解を深めることが、私どももそうでございますが、地元事業者も必要かと考えております。

そこでNPO法人全国地域PFI協会を初め、包括連携協定を締結しております鹿児島銀行にPPP/PFIプラットフォームというPFIの窓口もできたそうでございますことから、今後は、両機関と連携をとり、勉強会を開催するなどPFI制度の理解を深めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。この南の拠点整備事業は、本市の観光のあり方、地域経済の発展に寄与する取り組みであるである上に、新たな手法の取り組み、整備後の運営方

法など非常に注目される事業であると思われます。私も議員の皆様もこれからの推進事業に対して注視しながら勉強もしてまいりますので、情報の提供及び勉強会等を検討していただくことを要望とします。

○議長（池之上誠） 答弁が要りますか。

○川越信男議員 答弁があれば。

○議長（池之上誠） 4回。

○企画政策課長（角野 毅） 非常にありがたいお言葉をいただきました。

全国地域PFI協会の情報ではございますが、議会への説明会等の実施も可能であるというふうにお聞きをしております。議会事務局と御相談をしながら対応をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○川越信男議員 ありがとうございます。

これで質問を終わります。

○議長（池之上誠） 次に、10番、北方貞明議員の質問を許可いたします。

[北方貞明議員登壇]

○北方貞明議員 それでは、早速質問に入ります。

平成26年度の財政状況が市報の12月号で公表されました。平成26年度の歳入総額は107億5,774万円に対して、歳出額が104億5,240万円で、形式収支は3億530万円となり、平成27年に繰り越すべき財源1,326万を差し引いた実質収支は2億9,208万円の黒字と公表されました。

その中で、財政調整基金と総基金積立について質問いたします。

垂水市の貯金が平成26年度で、総額27億7,847万円で、市民1人当たり17万1,850円となっています。財政調整基金は、14億3,131万円で市民1人当たり8万8,512円と平成26年度の決算が公表されました。

第2次財政改革プログラム計画では、平成26年度まで財政調整基金の目標額は7億であったと思いますが、既に目標の2倍を超えています。

国の指摘によると本市の財政規模では、月収倍率の3カ月分が妥当とされ、本市に当てはめれば基金全体で20億円以上が必要であるとのことでした。既に、27億円にも達しています。今後、全ての基金の目標額は、また財政調整基金目標額はどれほど積み立てるのかお聞かせください。

財政調整基金の積み立ては、県内19市では17番目の位置と聞いております。市民1人当たりの積立金は県内19市で何番目かお聞かせください。

次に、一般会計からの繰入金について、12月議会初日の報告で、決算特別委員会の川尻委員長からの報告の要望の事項で「各特別会計の事業運営に関して、一般会計からの繰入金が散見されるが、行政サービスの公平さを保つことから、恒常的な一般会計からの繰入金によらず、また負担を将来に先送りすることなく、会計内で収支の均衡を特段に努力をされたい」という要望がありました。

このような要望は、毎年指摘されているようであります。平成26年度で一般会計から繰出金総額は幾らかお聞かせください。

垂水地区公民館建設について。

現在、垂水地区公民館におきましては、地域振興計画の策定に着手し、垂水校区はこうありたいという思いや考え方を公民館を中心に意見を集約し、第1回垂水づくり計画策定委員会の意見として10項目中に要望された垂水地区の公民館建設が望ましいということでありました。

既に、皆様方は御承知と思いますが、旧地区公民館の中で唯一公民館の館を持っていないのが垂水校区であります。また、議会報告の中でも建設を望む意見が上がっていました。これまで、垂水地区公民館については、平成26年3月議会で宮迫泰倫議員が質問しておられますが、教育委員会としての考えをもう一度お聞かせください。

地域包括ケアセンターについて。

地域包括センター建設は、これからの高齢化社会に対し、医療、介護のケアに従事するための建設計画であったと思います。当初の基本計画では、垂水病院敷地内に新しく建設する計画でありましたが、事業費が大幅に膨らむため、コスモス苑内のホールを有効に活用することで変更されましたが、その変更に至った経緯を教えてください。また、計画変更により、当初の理念、目的は計画どおり進んでいるのかお聞かせください。

財政問題、地域包括ケアセンターについては市長に、公民館については教育長の答弁をよろしく願います。

○議長（池之上誠） 市長、答弁できますか。市長、お願いします。

○市長（尾脇雅弥） 私のほうに通告はいただいているみたいなんです、まずは担当課長から答えさせていただきます。

○北方貞明議員 通告を見てないんじゃないかということです。通告はちゃんと市長のほうに僕はして……

○議長（池之上誠） 市長、答弁をできればしていただければ。

○北方貞明議員 1回でもいいですから。頭だけでもいいですから。

○市長（尾脇雅弥） 地域包括ケアですか。

○北方貞明議員 市の、やはりこの問題はトップが考えるべき問題だからと思って市長に願っています。

○市長（尾脇雅弥） それでは、後ほど詳細は担当課長から答えさせていただくことになると思いますけれども、財政的な考え、これまで何回も説明をさせていただいておりますけれども、十数年前に財政的なことも一つの理由として合併を離脱ということがございました。それから約10年、行財政改革を中心にいろんなことを進めてまいりまして、その中で職員の皆さんや議会の皆さん、市民の皆さんの理解をいただきな

がら庁内においては10年で約50名ということで職員の削減、あるいは給与のカットということをやってまいりました。そして、市民の皆様にもいろんな御負担をお願いをしながら、正確な数字ではあるかどうかはわかりませんが、合併前に約4億円という財政調整基金、さらには130億円近い借金があった中で、先ほど北方議員がおっしゃったような数字のところまで改善をしてまいりました。私が就任をしたときも、その行革の大きな流れの中でございましたので、まずはしっかりと借金を減らし貯金をふやしながらという中で財調も担当課の努力もあって積み立ててこれたのだというふうに理解をしているところでございます。

それで、当初7億円ということの目的は達成をしているということでございまして、ほかのいろいろなものと合わせまして、約28億円ということの数字が積み上がっているのだと思います。九州財務局の指導によりますと、基本的に3倍ということでありますから、その差額ということで先ほどの数字が出てきたというふうに思います。

これから少子高齢化、あるいはいろんな施設等の老朽化も含めて支出がいろんなものが出てまいりますので、その部分も考慮しながら、さらには使うべきところにはしっかりと使っていくということを考えているところでございます。基本的には、そういうことでございます。

後は、担当課のほうで補足をさせていただきます。

○財政課長（野妻正美） まず最初に、財政調整基金の目標額についてお答えいたします。

財政調整基金は、経済事情の著しい変動等による財源不足や災害により生じた経費の財源など、各年度間における財源の調整を図るために、地方財政法により設置を義務づけられている重要な基金でございます。

本市の平成26年度末の財政調整基金は、平成

25年度末から4,366万円増加し、14億3,131万1,000円となっております。これは市民や議員の皆様のご協力により、これまでの行財政改革の成果や平成22年度以降の地方交付税の回復により、順調に積み立てができてきたところでございます。

第2次財政改革プログラムにおける財政調整基金の目標額につきましては、平成20年度の県内各市の積立額を参考に7億円としたところでございます。7億円という目標については、まだ積みたいとの考えから、それ以上の高い目標設定としたかったものの、4億5,000万円しかなかった当時においては、現実的な目標の設定であったと考えております。

過去の答弁でも申し上げてまいりましたが、本市の起債の借入先である財務省の九州財務局の財務診断により、財務指標の一つである積立金等月収倍率が目安として、月収倍率の3カ月分が最低ラインとされております。

平成26年度末の財政調整基金を含む全部の基金の合計額は27億7,800万円余りで、積立金等月収倍率は3カ月分を超えましたので、最低限の目安は達成したと考えております。

議員御質問であります、今後の財政調整基金の目標積立額についてでございますが、国の財政改革方針で、地方交付時の削減案等も出ております。また、平成27年度に実施されました国勢調査人口により、人口減に伴う普通交付税の大幅な減額が予想されます。そのため、歳入不足等が今後予想されることから、財政課としましては、平成28年度以降は、財政調整基金の積み増しは厳しいもの想定しており、現状維持を今後の目標と考えております。

次に、県内の順位と市民1人当たりの順位という御質問にお答えします。

県内の他団体との比較では、平成26年度末の財政調整基金の積立額は県内19市では17位、全43団体中では24位、肝属管内では6団体中5位

となっております。

平成26年度決算統計によります市民1人当たりの財政調整基金積立額は約8万円となり、この8万円というのは平成22年度国税調査人口により算出された額でございます、県内19市では6位、全43団体中では25位、肝属管内では6団体中5位となっております。ちなみに、鹿児島市は財政調整基金を112億円程度持っており、1人当たりに換算しますと1万8,000円程度で県内43市町村中43番目で一番低く、一番高いのが三島村で基金を8億5,000万円持っており、1人当たりの基金額は200万を超えております。

先ほど答弁しましたとおり、積立金等月収倍率は3カ月分を超え、最低限の目安は達成したと考えておりますが、財務指標の一つである積立金等月収倍率は直近データによりますと県内平均、類似団体平均とも6カ月を超えており、本市が必要以上に積み立てができていないものと財政課では考えております。

次に、平成26年度決算での特別会計への繰出金の額でございます。

現在、本市には、一般会計とは別に2つの企業会計と8つの特別会計があり、それぞれの会計で運営をしております。そのうち、一般会計から繰出金等を支出しておりますのは、地方公営企業法に基づく水道事業会計、病院事業会計の2つの企業会計と地方公営企業法に基づく漁業集落排水処理施設、簡易水道事業の2つの特別会計、そのほかに国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、老人保健施設の4つの特別会計でございます。

地方公営企業法に基づく企業会計や特別会計は、その経営に要する経費は経営に伴う収入をもって充てる独立採算制が原則とされております。しかしながら、その性質上収入をもって充てるのが適当でない経費や性質上効率的な運営を行っても収入のみをもって充てるのが困難であると認められる経費等については、一般

会計等が負担するものとされており、この経費負担の区分ルールについては、毎年度、繰出基準として総務省より各地方公共団体に通知されております。このルールに基づく繰出金を法定内繰出金、それ以外がいわゆる法定外繰出金といわれるものでございます。

なお、法定内繰出金については、経費負担区分により、一般会計等において負担すべきこととされた経費の財源について、原則として公営企業繰出金として地方財政計画に計上され、地方交付税の基準財政需要額への参入または特別交付税を通じて財源措置が行われております。

また、国民健康保険特別会計や後期高齢者医療特別会計などにつきましても、独立採算制が原則とされ、先ほどと同様に総務省から通知がされており、この通知による繰出金を法定内繰出金として支出しているところでございます。

議員御質問である、平成26年度決算での特別会計への繰出金でございますが、平成26年度決算における一般会計からの支出は、病院事業会計、水道事業会計への2企業会計へ1億6,015万7,000円、国民健康保険特別会計ほか5特別会計へ7億2,226万4,000円、合計で8億8,242万1,000円を支出しております。

そのうち、いわゆる法定外は、2億8,433万4,000円となっております。

以上でございます。

○教育長（長濱重光） 垂水地区公民館建設についてお答えをいたします。

垂水地区公民館は、御指摘のとおり昭和52年市民館建設と同時に、それまでありました垂水小学校敷地内から現在の場所に移転をしております。

9地区公民館で唯一館がなく、部屋の利用に際し他の団体と重複しないよう会議や公民館講座などの日程を調整しながら利用していただいているのが現状でございます。

しかしながら、市民館の各施設を最大限に利

用していただくことによりまして、地区公民館としての機能は果たしているものと考えております。

先ほどもございましたけれども、平成26年3月議会におきまして、宮迫議員の質問でも答弁させていただいておりますが、新たに公民館建設となりますと多額の費用を要することとなります。また、財源確保の観点から国の補助におきましても、平成20年度には公民館建設に伴います事業も既に廃止されておりますことから、現状におきまして地区の皆様方が利用しやすいように手立てを講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（池之上誠） 次、3番目の答え、答弁は。北方議員、3番目は市長ですか、最初は。

○北方貞明議員 市長に。

○議長（池之上誠） 市長、答えられる範囲で。

○市長（尾脇雅弥） それでは、私のほうで答えたいと思います。

地域包括ケアシステムに関しましては、これまで何回もお話はしておりますけれども、少子高齢化、過疎化が進む中でどういう形が垂水の医療、介護に必要であるかという視点に立って進めてまいりました。

その中で、高齢者実態アンケート調査というのを以前行いまして、そのうち8割以上の方々が例え高齢になって介護が必要になってもできるだけ住みなれた家や地域で暮らし続けたいということがございます。まずは、これを具現化したいというのが1番目でございます。

一方で、当時の数字ですけれども、一般、特別会計あわせた数字の約半数を超える額を医療、介護、福祉に使っております、右肩上がりの傾向である、そういう中でどういう方策が一番いいのかという中で出てきたのが、この地域包括ケアのシステムということになるかと思っております。そういった中で関係者と協議をしながら、

当初案としては新設の病院の駐車場の敷地あたりに3階建てくらいのを計画をしておったんですけども、県や国のいろんな補助事業、これはやっぱりそのときのキャパとか何とかの状況で変化していくものですから、その辺も含めて県もこのことは高い評価をさせていただいておりましたし、国においても厚労省の幹部の方々とお会いして、趣旨よくわかるし賛同だというようなお話もいただきながら調整を進めてまいったわけですけども、いろいろ資材の高騰とか、さまざまな状況があって当初計画よりもかなり膨れ上がったというのが現状であります。その中で、やっぱり病院側と協議をする中で、池田誠肝属医師会長のほうからコスモス苑の有効活用という点もございまして、我々も現地を見に行っているいろんな話をさせていただく中で必要最低限の部分は担保できる、ただ当初の目的でありました幾つかの問題がございますので、その辺をしっかりと協議しながらやっていくという体制をつくっていかなくちゃいけないというのが現状でございます。いずれにいたしましても、地域包括ケアシステムの趣旨というのは変わらず、後はどれだけハード、ソフトの中で具体的にできていくのかというのがこれからの課題であると思いますので、またいろんな形で議会の先生方にも御説明をしながら具現化に向けて取り組んでいきたいというふうに考えているところです。

○議長（池之上誠） 課長から何か補足はありますか。補足があれば。

○保健福祉課長（篠原輝義） 先ほど、市長のほうから答弁がありまして、大体、私のほうで重複しますけれども、少し経緯等について詳しく御説明をしたいと思います。

先ほど、市長のほうで基本理念等もいろいろ話もございましたけれども、垂水市が求める基本理念ということにつきまして、例え障害があってもなくても、住みなれた地域で尊厳を持っ

て安心していつまでも、自分の生き方は自分で決め、自分の体は自分で守り、自分の人生を楽しみ、いきいきと元気で暮らせるまちを実現をするということでございます。

そのため、基本目標としまして介護、予防、医療、生活支援、住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指すこととしました。

この地域包括ケアシステムは、高齢者に限定されたものではなくて、障害者や子供を含め、地域の全ての市民にとっての仕組みであります。専門職、介護事業者、それから行政だけでなく、本人、家族、町内会等の住民組織、コンビニや商店、郵便局など全ての住民が関わりをつくり上げていくものがございます。

この地域包括ケアシステムでは、高齢者のプライバシーと尊厳が十分に守られた住環境があり、そこで生活を支える生活支援が確保されることが前提でありまして、その後、状況にあわせて専門職による介護、予防、医療が提供されるシステムということでございます。

この専門職による在宅医療・介護は、それぞれの機関が密接に連携して提供することが重要でありまして、仮称地域包括ケアセンターは、医療から介護、介護から医療への橋渡しをする、なくてはならないものであります。

議員御承知のとおり、この地域包括ケアセンターは、数カ所の候補地を検討する中で、垂水中央病院敷地内に新設する方向で基本設計を進めておりましたけれども、ほぼ基本設計が終わった平成27年3月の段階で当初見込んでおりました事業費が約1.5倍の4億3,000万円になり、2分の1以上を見込んでいた補助金が4分の1程度の1億円しか確保できないことが判明をしたわけでございます。

そうした中で、市側と垂水中央病院との調整会議が開かれ、介護老人保健施設コスモス苑の北側ホールの有効利用を図るため、現在進行し

ております地域包括ケアセンターへ活用してはとの案が会議終了間際にございまして、肝属郡医師会の池田会長から市長のほうに話がありまして、その後、財源確保及び事業費の高騰に苦慮していた市としましては、急遽可能性の調査を行い、必要最小限の機能を有することしかできないが、費用対効果を考えたときにコスモス苑改修案で行く方向が決定をされたところをございます。

したがいまして、当初計画案では地域包括ケアシステムの予防事業ができるスペース、総合医研修医の宿泊スペースなどは減らしましたけれども、代案を考えながら実施してまいりますので、当初の理念、目的は変わっておりません。

改修案では、おくらしている最重要課題である医療と介護の連携拠点整備の迅速化が図れることから計画の見直しは起こったもののスピードアップが図れるメリットがあると思っております。

以上でございます。

○北方貞明議員 そしたら、財政課に伺いますけれども、一問一答でお願いします。

財政調整基金、それはもう現状維持でやっていくというような答弁でしたけれども、だから、もう既に我が垂水市の財政は前みたいにお金がないというのは脱したと思っておりますね。私はもうそう捉えたんですけれども、もう27億円もたまったんだからというふうに取り扱います。そして、財政調整基金は横ばいでこの維持で、これからは公共物の老朽化が進んでいるからそっこのほうに積み立てをするというふうなふうに僕は受けとったわけです。

その中で、今まで市のほうが言われてきたのは、いつもお金がないという言葉と、基金は19市のうちで17番目、これをかなり強調されてこられました。きょう、聞きますと19市のうちで6番目というふうになっております。なぜこのようにいい数字が出ておるのに何で、1人当

りが19市で6番目という位置にきておるのに、なぜお金がない、お金がないと言われるのか、私はこれがちょっと不思議でなりません。市民は、そのお金がないということのマインドコントロールされて、市に要望したいのも遠慮しておるのが多々あります。財政課としては、1円でも行政サービスを市民に多くするのが市の行政の務めであり、また財政課長はそれにつき込んでいくように方法は一番私は垂水の運営にいいと思いますけれども、そういう中で、これからは市長、堂々と1人当たり19市の中で6番目だ、これだけお金がたまつたよと胸を張って言っていただけるようによろしく願いたいします。

そういうことで、この思いは一言、市長、いい機会ですから。

○市長（尾脇雅弥） 正確な数字はちょっとわからないんですが、先ほどありました1人当たりの平均というのは6番目、恐らくこれを比べると前回は順番もちょっと違ってくるんだろうというふうに思います。

それで、貯金は財調を初め、少しふえたんだという話があつて、一方でやっぱり借金もあるわけです。100億円近い借金がやっぱりあるのも事実でありますから、以前130億ぐらいありましたから、それから比較しますと大分改善はされたというのはそのとおりですけれども、一般家庭に例えるならば27万ぐらい貯金があつて、100万近く借金があるとか、そういうようなことでもございますので、この辺のバランスは見ながら、先ほど財政課長も申し上げましたけれども、基金としては本来ならば財調という部分ではもうちょっと積み立てなければいけないのかもしれないんですが、当面の現状を維持しながら使うべきところに使っていくということはそうでありますけれども、ただそこはやっぱりしっかりと中身を見ながら先ほど申し上げたいろんな関係の予想外の支出もそうなんです

けども、社会保障の関係も含めて少子高齢化、いろいろなものもございますので、北方議員のおっしゃる市民ニーズというのは、誰よりも私もいっぱいそれを受けておりますので、何とか具現化はしたいというふうに思っておりますけれども、そこはやっぱり数字の世界でもございますから、しっかりと歳出と歳入のバランスというの考えながら効果的に市民の幸福のために使っていきたいというふうに考えております。

○北方貞明議員 市長、本当、行政もですけども、市民も議会も努力してここまで貯金もでき、また借金も減ったということは、大変私も喜んでおるところです。その中で、やはり先ほども言ったように市民ニーズに合わせて1円でも多く市民のほうに還元されるように使っていただけるようによろしく願いいたします。これはもうそれで終わっておきます。

次、繰出金についてですが、法定内だから問題ないというようなことなんですけれども、やはり税の公平さ、公正さという点から法定内だからいいというわけじゃないと私は思うんですけれども、これもやはり今後注意をしていただきたいと思います。

そしてまた、法定外はやってはいけない、あるべき姿じゃないと私は思っています。だから、このようなあるべき姿じゃない繰出金が出ておるけれども、財政課としてはどのように今後、繰り出し先に努力をされるような注意とかそういうような方法は、どのような考えをされておりますか。

○財政課長（野妻正美） 北方議員の2回目の御質問にお答えします。

先ほどの答弁のとおり、特別会計等は公共の福祉の増進を経営の基本原則とするものであり、また、独立採算制が原則とされております。適正な運営について努力していただくようお願いしているところでございます。

しかしながら、その性質上、経営が困難であ

ると認められる経費等については、それぞれの制度等を堅持するためにも法定外繰出金を含めた一般会計からの支出はやむを得ないものと考えております。

今後も、独立採算制の原則に基づき、むやみに法定外繰出金がふえることのないような事業計画を立て、市民に不利益をもたらすことがないよう注視しながら適正な運営についてお願いしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○北方貞明議員 適正な指導をしていくということで、それしかできないのかなと私も思っております。そして、その中で法定外をいただいている国民健康保険なんですけども、どのような事業努力をされているのか。また、今後どのような予想があるのか。わかる範囲でいいですから、課長、教えてください。

○市民課長（白木修文） 北方議員の3回目の御質問にお答えします。

国保特別会計は、平成20年度以降、医療費の高騰などで繰越金や基金繰り入れを除いた単年度収支が赤字の状態が続いていましたが、基金が枯渇した平成24年度からは、3年連続で一般会計から法定外繰り入れを受けて赤字補填を行っております。

特に、平成26年度につきましては、保険給付費は、被保険者の減少などで前年度比9,200万円の減だったものの、主な歳入である前期高齢者交付金が、平成24年度分の過大交付の精算として、平成26年度交付額から1億3,800万円余りを差し引かれたため大幅な歳入欠陥が生じ、1億2,500万円の法定外繰り入れを余儀なくされたところです。

国保財政は、このように厳しい状況にありますが、会計内で収支の均衡を図るために行っている努力についてお答えいたします。

まず、国保財政の収支は、医療費の動向に大きく左右されますので、医療費適正化対策が最

も重要になります。本市では、これまでもレセプト点検の強化やジェネリック医薬品の利用促進などに取り組んでまいりましたが、特に、平成26年度から、特定健診の未受診者対策として嘱託の保健師を雇用するなど、保健事業の推進に努めております。受診率の向上等の結果も出ていますので、今後、生活習慣病の重症化予防に効果があるものと期待しております。

次に、財源確保対策としまして、平成25年度には8年ぶりに国保税の税率改定を行い、平成9.63%引き上げております。

また、税務課では、平成25年度以降、納期内納付の徹底や差し押さえの実施など、徴収体制の強化に取り組んでおり、平成26年度現年度分の徴収率は前年度比1.65%アップの95.21%となりましたが、これは県内19市中5番目に高い徴収率でございます。

このほか、被保険者資格の適用の適正化や保険給付の適正化などにも努めておりますが、国保事業全般に係る経営努力についての評価で、平成26年度は県が推薦する15団体に10数年ぶりに選定され、国から1,000万円の特別調整交付金の交付を受けております。

これら、税込増を含めた財源確保対策の平成26年度における効果額は、総額で5,500万円余りにのぼるものと試算しています。

次に、国の財政支援では、国保制度の安定化のために平成27年度に1,700億円の国費を追加支援し、さらに平成29年度からは合計3,400億円の支援を追加することになっております。ちなみに本市の影響額は、平成27年度で約2,200万円の歳入増となるようでございます。

しかしながら、これらの経営努力や国の追加支援などによっても、国保制度の抱える構造的な問題の解決には限界がございますので、今年度以降も会計内での収支の均衡は非常に難しいのではないかと考えております。

なお、国保制度の厳しい現状から、医療制度

改革関連法がことし5月に公布、施行されており、平成30年度には県が国保財政に責任を持ち、市町村と共同で国保を運営する新しい国保制度に変更されることになっております。

以上です。

○北方貞明議員 今、市民課長が努力されていることは十分伝わってきました。平成24年度から3年連続赤字であった。その中で、前期高齢者交付金が24年度もらい過ぎたということですよ、それでももらい過ぎたためにそれを返したということ、1億幾らの法定外から繰り入れたということですね。わかりました。

そういう中、努力された点としまして、医薬品のジェネリック医薬品、そういう利用促進とか、また特定健診の取り組みとか、そして一番関心の持てる税率の向上、本当に努力されていることは十分わかりました、これで。

その中で、国保事業の経営努力といいますが、そういう形で国から1,000万の特別交付金を受けれたということも本当一番法定外繰入金をもらう、国民保険をこれだけ国から特別金としてもらえるぐらい頑張ってこられたということも、これも評価いたします。

そういう中、これから国の方針で国保税のあり方も変わってくると思いますけれども、なお一層努力していただいて、できるだけこの法定外を少なくしていただくように、なお一層の努力をお願いしておきます。

つけ加えますけれども、法定外をもらっている団体は国民保険が一番大きいですけど、他にもありますけど、なお一層、努力してください。よろしく申し上げます。

次に、公民館ですけども、公民館は財政的に建てるのは無理ということは十分わかったというよりも、なぜここまでできなくなるまで我が垂水校区は放ったらかされておったのかと思えばちょっと残念であります。これは、昭和52年、約半世紀前からの問題であると思うんですが、

その市民館ができたときは、私は今ここにその設計図を見ておるんですけども、今、公民館があるところは、だからもう半世紀ほど前から今のところに事務所を設けておるわけですけども、そして、社会教育課が使われるところと教育課、総務課が使っているところは他の施設に予定されておりましたんですね、今この設計図を見れば。総務課と教育課は図書館が最初はあそこに入っておったというふう聞いております。そして、社会教育課のところは他の事務所の館長室だったということで、そういう中で教育課はこっちへ移っていいところに入られたでしょうけども、公民館は依然として同じ位置で事務所を設けておるわけなんですけれども、この事務所が手狭ということで、今、先ほど1回の質問でも言いましたように議会報告会の中でも要望があったわけなんです。これをなんとか空き家利用とか空き室利用とかいうふうな形でスペースを確保するような考えはないのか、お聞かせください。

○教育長（長濱重光） 2回目の答弁を行います前に、1回目の答弁で誤った箇所がございましたので、お詫びして修正をさせていただきたいと思います。

先ほど、公民館建設の国庫の補助につきまして、10年度に廃止されているという答弁すべきところを20年度と答弁いたしました。申しわけございませんでした。

2回目の御質問にお答えいたします。

空き家活用の考えはないかということでございますけれども、空き家活用的手段につきましては、有効な手段であると考えております。

垂水地区は、振興会の会員数も多く、ほかの地区公民館と比較いたしましても、会議室の数や広さも必要であり、また調理室並びに駐車場スペースの確保等も考慮しなければなりません。これらの用途を満たす相応の建物がございましたら、検討することは可能ではないかと考えて

おります。

以上でございます。

○北方貞明議員 今答弁いただきました空き家の相応の物件があれば、検討していただくというような前向きな答弁ありがとうございます。

だけど、いつと断言はまだされませんけれども、私も空き家隊の提案といいますか、そういう形で述べさせていただければ、先ほども言いましたように、現在、公民館長が使っている事務所、あそこは本当に手狭なことは皆さんも御承知のとおりと私は思っていますが、あそこは事務所であり会議室であり倉庫でもあります。本当に狭いです。

それで、先ほど相応な物件があったら検討するようにいただきましたんですけども、提案といいますか、今社会教育課のあるところのスペースと館長室はあるわけなんですけれども、そこはかなり広いですよ。だから、今の公民館の事務所と入れかわることはできないのかというふうに私は思うんですけども、その場合、仕事の支障に教育委員会等くるんでしょうか。その点をちょっと教えてください。

○教育長（長濱重光） 今、北方議員のほうから新たな御提案がありましたけれども、社会教育課、それから館長室があそこにできた経緯は実際のところ承知しておりませんけれども、市民館はいわゆる中央公民館としての機能も備えておりまして、そしてまた、市民の方々の生涯学習講座等も年間を通して多くの講座等にも取り組んでいるところでございます。そういう中で、やはり社会教育課がありますあそこがなぜあの場所にできたかといいますと、やはり来館者の方々の窓口であるということが第一ではないかというふうに思っております。

そしてまた、御案内のとおり、夜間につきましては、10時まで守衛さんをお願いをして、あそこでもいろんな来場者の出入り等につきましてもチェックをしながら管理をしていただい

るところでございます。

したがいまして、私といたしましては、やはり社会教育課がそういう観点に立ちましたときに、入ってすぐ右側の今の現在の場所が私は最適であろうというふうに考えております。

それから、館長室につきましては、議員も御存じのとおり、市民館ができましたときはそういう組織の中で館長がいらっしゃいましたし、そういう中で館長室というものがどうしても必要だったのではないかと考えております。

そういう中で、今、あそこの利用につきましては、私ども社会教育課のほうに児童生徒のいわゆるその生徒指導員といえますか、そういう方を1人、配置をしておりますが、そうした中で市民の方々、それから保護者等がいろんな生徒指導の問題、相談にお出でになりましたときに館長室を利用して、あそこで相談体制を行っているところでございます。そういうようなことで、現在のところは、今の市民館における活用方法というのは、私自身は今の方法しかないのかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○北方貞明議員 私は館長室がそういうふうな利用をされているとは知らなかったわけなんですけれども、ただ、その相談室は別のところに設置してもいいんじゃないかと思いますが、だから、あの館長室と今の社会教育課、公民館のほうに使用していただければかなりのスペースになり、事務所また会議室もできると思うんです、会議もできると思いますので。そのように、もうちょっと前向きに考えていただきたいと思います。

苦情なんですけれども、皆さん方は狭いということ認識していながら、今まで改善してもらえなかったということです。これに対して、本当に私は同じ校区民として残念に思うわけなんですけれども、常日ごろから市長筆頭に地域の発展は公民活動を中心になって取り組まなけり

やいけないというふうなことを常日ごろ言っておられます。また市民も「住んでよかった町づくり」とそういう形で校区民は一生懸命取り組んでおります。だから、公民館活動をなお一層温かい目で見えていただき、垂水公民館が充実する活動ができるように、そういう施設とか、そういうことも考えていただきたいと思います。

だから、とりあえず、事務所の中をもう一遍見ていただけないでしょうか。物が散乱してまず、倉庫がない関係上、校区の運動会の行事、そういう全てのものが置かれています。それで私たちもときたま事務所に伺うわけなんですけれども、もうそこで会議されておったら、その自分の用件を達しられないときもあります。だから、やはり事務所と会議室のスペースがあるような施設を一日も早く考えていただきたいと思いますけれども、教育長、一言お願いします。

○教育長（長濱重光） 垂水地区公民館は、本市の中核を形成し振興会数も他の地区と比較いたしましても大変多く、また、さまざまな事業や公民館講座等に取り組んでいただいております。

これらの状況から、関係書類や校区の運動会等を始めといたします道具や備品、消耗品等も数多くあり、それら全てを収納しておりますことから、執務室が狭い状況であることは認識をいたしております。

改善の方法につきましては、現在、垂水地区公民館が収納しております、関係書類や各種行事、公民館講座、イベント等で使用いたします機材並びに備品等を別途保管する方法はないか検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○北方貞明議員 ケアセンターについて伺いたします。

1回目の質問で事業費が膨らんだからやむを得ずコスモス苑の一部をそういうふうにもって

いく計画の変更になったということはわかりました。

そして、コスモス苑の一部を使用するに当たります。コスモス苑は補助事業等でできると私は思っているんですけども、その借りることに對して法的な問題は発生しないのか。また、今、事業の見直しで研修医の宿泊施設等は削減されて、だけでも運営には影響はないというようなことでしたけども、ちょっとこれは僕は言い訳みたいな気がしてならないんですけども、まず、研修医が来て削減して運営費に影響がないって、もうちょっとここは詳しく教えてください。何故影響がないのか。

○保健福祉課長（篠原輝義） まず、このコスモス苑についての補助事業等で建設しているという、そのこと。それから、運営についてのこと、この地域包括ケアセンター、仮称でございますが、これは現在、保健福祉課内に設置しております地域包括支援センター及び垂水中央病院の在宅療養支援部、新設されます訪問看護ステーションで構成される予定でございます。

地域包括ケアセンターの専用部分につきましては、この補助事業とか起債借入れを活用しておりますので、これの財産処分の手続きを行って、行政財産として再登録を行った後に市の直営施設として管理を行うこととしております。

なお、建物の維持経費につきましては、現在の粗い試算でございますが、年間200万円程度を予定しております。

また、施設内に設置します地域包括支援センターは、これまでどおり市の直営とし、在宅療養支援部は医師会の直営としますが、訪問看護ステーションの運営については、市の直営になるか医師会の直営になるかはまだ未定となっております。

いずれにしても、組織としましては市の組織と医師会の組織が混在をすることとなりま

して、医療介護の連携が図られ、地域包括ケアシステムの拠点となる施設運営ができるようになるかと確信しております。

○北方貞明議員 1つあれを言わにや、研修医の施設の影響はないか、これ聞いたはずですが、答えられたかな。

○保健福祉課長（篠原輝義） 総合研修医のことですか。この当初の計画で病院の敷地内に設置する当初の計画では、予定としましては総合研修医の施設というものを考えておりましたけれども、規模が縮小になったためにその部分についてはできないということになりました。

○北方貞明議員 運営面で影響はないのか。

○保健福祉課長（篠原輝義） 運営については、先ほど申しました医療介護の連携ということについては、運営については影響はないということでございます。

○北方貞明議員 影響がなければそれに越したことはありません。ありがとうございました。

最後になりますけども、私は市長に伺います。この問題で、私たちに聞こえたことなんですけども、今、行政側とこの問題に対して肝属医師会と連携が余りうまくいっていないんじゃないかというふうな声が聞こえてきましたんですけども、それが事実かどうかわかりません。それで、もしそういう問題があれば市長みずから行って、トップ交渉をされると思うんですけども、これまで病院側でトップ交渉というか、そういうのは何回ほどやられて、どういう状況まで市長が行って改善されたとか、よくなったとかもしそういう点があれば教えていただければ。

聞こえてくるのが、うまくいっていないんじゃないか、歯車がかみ合っていないよというのが聞こえてきたものですからこういう質問をするわけですけども、よろしく願いいたします。

○市長（尾脇雅弥） どういう声が聞こえてきているかはわかりませんが、スタート当

初は公設民営という形でスタートしたわけですが、社会状況の中で変化をしてきております。現状でいいますと、いろいろ定期的に医師会の皆さん方と意見交換をするわけですが、正確な日付は忘れましたが、安部院長のほうから2つの要望がある。1点は、病院側として考えておりますのが経営と医療ということです。医療という観点から考えますと本来やるべきもの、ただ経営ということを見ると必要以上にやっていかなきゃいけない部分もあるのではないかというようなお話がありまして、この経営の部分に関して、赤字が出たら垂水のほうで、市のほうで負担をしていただけないかというようなお話がありました。背景にありますのは、本当これも少子高齢化、過疎化の中で度重なる医療法の改正というのがございますので、そういう絶対背景が違う中で当然そのある面順調に運営が進んでいけばお互いにいいわけですが、やはりそういう誰がどういう赤字運営になっていくかということになりますと財源の問題も含めて協議をせざるを得ない、その中の一環として地域包括も出てきた話でありますので、大前提にありますのは先ほど申し上げました、できるだけ住みなれた家や地域で暮らし続けたいという方々の垂水市民のニーズを具現化するために、また一方で少子高齢化の中で財源が伴ってまいりますからそれを……

○議長（池之上誠） 市長、時間が来ましたので。

○市長（尾脇雅弥） 済みません、そういう形でいわゆる方向ということですので、いろいろな協議をしておりますけれども、決してもめているということではないというふうに思っております。

○議長（池之上誠） ここで暫時休憩いたします。

次は1時30分から再開いたします。

午後0時28分休憩

午後1時29分開議

○議長（池之上誠） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番、池山節夫議員の質問を許可いたします。

[池山節夫議員登壇]

○池山節夫議員 それでは、議長に発言の許可をいただきましたので、さきの通告順に質問をさせていただきます。市長、教育長並びに関係課長の御答弁をよろしくお願いいたします。

市政について、来年度予算編成に当たって、まず、子育て支援策の充実について伺います。

6月議会で要望をしたのですが、現在の出産一時金に加えて垂水市独自の出産祝い金制度を新設をしていただきたい。このことが子育て世代への市内への定住を促し、出生率を押し上げ、人口減少に歯どめをかけることとなります。見解を伺います。

高齢者への生活支援について、こもんそ商品券を配布できないかとお願いをいたしましたが、このことにつきましても垂水市独自の高齢者福祉政策の一環として実現をしていただきたいと考えますが、見解を伺います。

6次産業化につきましては、今回は水産商工観光課長に伺います。

先日、垂水市まちづくり委員会に出席をいたしまして発言をしたことですが、垂水にはほとんど漁があり、この漁で取れるエビは、主にナミクダヒゲエビ、ヒメアマエビ、そしてクシタカエビがあるようです。このクシタカエビはまだ市場での認知度が低く余り高値では取引されていないようです。私は、このクシタカエビこそ6次産業化の切り札になるのではないかと考えております。何とか漁業者と行政が一体となってこのクシタカエビを使って、例えばふりかけ、粉末のだし、つくだ煮などに加工して特産品を開発をしていただきたいと思いますが、考えをお聞かせください。

ふるさと納税について、午前中に堀内議員の質問にありましたが、ふるさと納税については、全国の自治体が貴重な財源として取り組んでおります。ふるさと納税に対する今後の対応について伺います。

教育行政について、いじめを定義してその防止に向けて国や自治体、あるいは学校などの責務も明確化した法律であるいじめ防止対策推進法が施行されてから2年が経過いたしますが、いじめ防止対策推進法施行後の垂水市の対応について、またいじめ防止基本方針について、いじめ対策組織について教えてください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○保健福祉課長（篠原輝義） 池山議員のほうからは、6月議会でも出産祝い金ということについて御質問をいただきました。そのときに第3子以降ということいただきました。それにつきまして、答弁いたします。

まず、本市における出生の動向についてでございますが、出生数の状況を人口1,000人当りに換算して、全国と比較した出生率は低い水準が続いております。これは、本市は生産年齢人口の比率が低いことが影響しているものでございます。また、一方、1人の女性が生涯に産む子供の数を示す合計特殊出生率は、全国よりも、ここ数年高く推移しておりまして、第3子以上の出産割合も25%程度で、微弱ながら増加傾向にあります。

このように第3子以上の子供を持つ家庭はそれほど少なくはないわけでありまして、確かに、第3子以降の出産祝い金は少子化対策、子育て支援の一助になると思いますが、他市の状況や財政負担等を考慮し慎重な検討が必要だと考えております。

本市におきましては、医療費の完全無料化、児童手当の受給を中学校修了まで実施し、また、第3子以上の多子世帯には、保育料の軽減、児童手当額の加算等の特段の経済的な支援も行っ

ております。

子育てを安心してできるような保護者の精神的なサポート事業として、子育て支援センターの施設面や活動内容の改善、乳幼児健診、乳児家庭全戸訪問事業等の拡充にも努めているところでございます。

今後も、充実した子育て支援を実施している先進地の情報収集を図り、本市の実情に合った子育て支援の推進に努めてまいりたいと思っております。

続きまして、高齢者への生活支援についての御質問でございますが、平成27年度の高齢者への支援策としまして、日常生活を営むのに支障のある方を対象とした食事支援として訪問給食事業を実施しており月170人程度が利用しております。

また、在宅福祉の増進と寝たきり老人等のいらっしゃる家庭の経済的軽減を図る紙おむつ給付事業を実施し、約250名程度が利用をされております。

さらに、二次予防対象者へ掃除・ごみ出し・食事・買い物支援等を提供する生活支援型ホームヘルプ事業を実施しており、1時間当たり1,500円の利用率に対して自己負担は200円となっております。

次に、慢性疾患を有する非課税対象者の緊急時の適切な対応を行う在宅高齢者等緊急連絡体制整備事業を実施し、9名利用があります。

家庭において常時家族の看護を行っている方への介護手当事業を行っており、およそ120名支給しております。

以上の事業は、平成28年度も引き続き実施予定でございます。

以上でございます。

○水産商工観光課長（高田 総） 池山議員の6次産業化についての質問にお答えいたします。

まず、来年度予算編成に当たってということで、まず平成28年度の新年度予算におきまして、

本市の独自の取り組みを御紹介したいと思えます。

水産物の新商品開発等を行う漁協及び水産業に対し、専属人を雇用し、消費者動向やマーケットニーズに的確に対応した付加価値の高い商品づくりを行うことで、国内外での販路拡大、または開拓を図ることを目的とした新たな事業、垂水市水産業新商品開発・専属人材雇用支援事業による補助金を検討しているところでございます。

また、6次産業化で開発されました販路拡大の取り組みも重要であると考えますことから、今年度は7月に東京で物産展を開催いたしました、今回は違った形での実施を検討しているところでございます。

続きまして、とんとこ漁でとれるエビについて、生きエビでの販売、また、利用価値の少ないエビ、議員が言われるクシタカエビや現在破棄している部位の加工品としての商品化でございますが、これにつきましては、今年度の地域振興事業の修学旅行受入体制整備事業において、関連のある施設整備を行う予定としておりますので、その事業と連携して進めていきたいと考えております。

その修学旅行受入体制整備事業の取り組みでございますが、現在垂水市漁協が新たなメニューといたしまして、一本釣り組合やとんとこ漁の方々の協力をいただき、漁業体験を追加して、生徒が釣った魚やとんとこでとったエビをとんとこ館で活魚として販売するために、水槽2台、冷却装置、冷凍庫、ブロアー等を購入、また、新たなメニューとして追加しましたエビのせいんべいづくり体験で使用する機械を購入するなど施設整備を行う予定としているところでございます。

この事業によりまして、6次産業化に向けたハード面についての整備も進んでまいりますことから、エビの頭や殻を利用した商品化など新

たな取り組みを検討してまいりたいと考えているところでございます。ただ、この取り組みにつきましては、とんとこ漁の方々や垂水市漁協の協力が不可欠であります。今後協議が必要となってくると考えているところでございます。

また、薩摩川内市の甑島がシバエビ等の殻を利用したふりかけを商品化していることも承知しておりますので、とんとこ漁において、利用価値の少ないエビの利用につきましては、甑島の取り組みも参考にしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○企画政策課長（角野 毅） 池山議員のふるさと納税についての今後の取り組みということでございますが、本市といたしましては、先ほども堀内議員の御質問でお答えいたしました大きく3つの課題というふうに捉えております。

まず商品開発についてですけれども、この商品開発については、もう既に現状で動き出しておりますけれども、来週に還元率の見直し等で活用をする供給量調査の数字が出ますので、これをもって各事業者等持ち回り聞き取り調査を実施したいというふうに考えておりますので、これについては随時今後も継続的に進めていくつもりでございます。

それから、還元率の見直しについてですが、これにつきましても既に供給量調査等を実施しておりますので、1月をめどに方向性を決定していくということにいたしております。

それから、ポイント制の導入についてということでございますが、3番目のこのポイント制につきましてはシステムの導入という大きな作業を抱えております。登録したデータ、いろいろなものの管理といったようなものが今後複雑に絡み合うシステムでもございますので、1月から準備を始めて4月の導入をめどにポイント制導入に向けた取り組みを前向きに推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○学校教育課長（下江嘉誉） 池山議員のいじめ防止対策推進法についての御質問にお答えいたします。

平成25年9月にいじめ防止対策推進法が施行され、いじめ防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することになりました。このことを受け、本市といたしましてもいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針の策定に努めてまいりました。

具体的には、国、県のいじめ防止対策基本方針を十分に踏まえながら、いじめ防止対策の基本理念、定義、基本的な考え方、委員会としての施策、学校が実施すべき施策等を盛り込んだ「垂水市いじめ防止基本方針」を平成26年8月に策定したところでございます。

また、市内の全小・中学校におきましても、平成26年度中に本市の基本方針に基づき「学校いじめ防止基本方針」策定し、いじめは、「どの学校でも、どの子供にも起こり得る」「まだ気付いていないいじめがある」「1件でも多く発見し、1件でも多く解決する」との基本認識のもと、校内いじめ問題対策委員会を設置し、早期発見のために年間3回以上のアンケート調査を実施したり、ささいな兆候であっても発見された場合は、早期に組織的な対応を図ったりするなど、いじめ問題に対して積極的に取り組んでいるところでございます。

続きまして、いじめ対策組織についてお答えいたします。

本市におきましては、いじめの防止等に関係する関係機関及び団体との連携を図り、対策を総合的に推進するために、平成26年9月に「垂水市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、今年6月に第1回目を開催いたしました。

委員として法務局、市PTA連合協議会、学

校関係の代表及び保健福祉や教育行政代表の10名を委嘱したところです。この協議会では、主に市内小・中学校の児童生徒の実態把握に関する事項、関係部署との連携による協力体制に関する事項等について年2回協議することにしております。

また、教育委員会に重大事態の調査を行う必要が生じた場合は、垂水市いじめ問題調査委員会設置条例に基づき、教育委員会の附属機関として同問題調査委員会を新たに設置し、対処してまいりたいと考えております。

この委員会の委員といたしましては、弁護士、医師、精神保健福祉士、臨床心理士、学識経験者など5名を委嘱することとしております。

以上でございます。

○池山節夫議員 では、2回目、一括で伺います。

市長、この子育て支援策の一環として出産祝い金を第3子から目玉になるぐらいつけられないかっゆうことを6月議会で質問をしているわけです。課長の答弁としては、ああいうふうで理解します。ただ、市長、そのときも言ったんですけど、先ほど北方議員の質問にもあって、ほんで答えられたんですけど、あれを見ると1期目は借金を減らしてほんで財調もふえてきたと。先ほどから財政課長の答弁もありましたけど、二十何億で鹿児島県内でもちょっとよくなったと。ここまでは市長、本当に1期目大変だったと思いますよ。それはそれでいいと思います。現副市長が財政課長であられたときに、財政調整基金をわずか2億円ぐらいしかなくて、そのとき私たしか質問したのかなあ。そしたら、答弁としては、財政課としてはインフルエンザが一回流行したらもう2億円っていうのは吹っ飛ぶ金額なんですと。本当に何も使えませんちゆうような答弁だったと思うんですよ。本当にインフルエンザ1回垂水市内で流行したら2億円が吹っ飛んで、もう財調なんて垂水市にはな

いと。もう本当にすってんになるっちゅうようなことで大変だなという、その時の財政課長の心境をおもんばかったわけですよ、私は。それからすると、現財政課長は、あなたは本当にいいときに財政課長になられたんじゃないかと私は思うわけですよ。ですから、ここは市長も2期目は政策を実現していただきたい。1期目はあれでいいでしょう。2期目は自分の思いを市民の皆さんに、自分の思いを還元して、実現して、2期目もこの人に託してよかったなと。先ほど垂水づくりの委員会の話がちょっと最初でしたんですけど、そこでもその資料を読むと、市民の皆さんからのアンケートに答えているのがあったんですけど、その中でも、もう尾脇市長にお任せしますとアンケートの答えもいっぱいあるんですよ。あなたに全て託すと、垂水市民の皆さんがもうあなたにこの私の福祉は託すということで、アンケートに答えられておられるのも結構ありました。ですから、2期目は、確かに今ある財調を減らすとそれなりの反発もあるでしょう。しかしながら、ここは思い切って決断をして、先ほど言いましたような出産、一時金を第3子からでもやって、ニュースになるような金額でやる。あるいは、高齢者への福祉の一環としてこもんそ商品券でも、それに限らずでもいいですよ。今、自民党安倍政権は何をやろうとしているか。65歳以上の高齢者に対して3万円やろうと。それはもう安倍総理の実行力、決断力でやっ払いこうと。これは何を意味するかちゅうと、やっぱり野党からばらまきだと言われますけど、それはそれなりの政策なんだから、うん。だから、やはり国民が喜ぶことをやりながら、片一方ではその芽の財源をどこからか見つけてやっていく、それが堀内議員が言われて、私も質問をしているふるさと納税になるのかどうか、そういうこといいと思います。だから、2期目はぜひこのことを実現して、市民の負託に答えてい

ただきたい。まずこのことについて答弁をお願いします。

6次産業化について、私は本当にこのクシタカというエビは、先ほど生きエビでちゅうのがあったですけど、これは漁業者の皆さんがとったのをまだ結構元気で生きているから、もう加工するところの横にちょっと水槽を置いて生きたものをそこに入れておいて、てんや釣りを生餌として売ってくれるところがあれば、本当に買いやすくて、例えば500円、300円、そんな金額で何時間か、二、三時間釣ればいいわけですよ。ほれで3時間ばっか釣るのにそんな1,000円も買う必要もないわけだから、そういうふうに売ってくれば本当にありがたいと私はいつも思ってるんだけどなかなかない。垂水には都城からとかいろんな船を持っている人があちこちつないでてその人たちが来る。だから、生きエビもみんなで協力して売る。で、エビをクシタカかなんかは、これははっきりしませんけど、あるところで、垂水づくりの中で奥さんが言われたのは、何かフェリーの天ぷらそばの天ぷらをどどんエビはクシタカを使っているみたいですよと。だから、そういうふうに使えらるわけですよ。だから、もっとヒメアマエビも頭をちぎって後ろの方だけ並べて商品化する、じゃあ余ったエビの頭はどうしてるんだと聞くと、もうどどん捨ててるらしい。我々商売人からすると、本当に金になるのになあという思いが強いんですよ。だからそういうものを、漁業者の皆さんが皆で語る。その中に行政がリードしながら何とかこのエビを6次産業化をしていただきたい。そのことを市長、ちょっと答えられたら答えていただけませんか。

ふるさと納税については、応援を何とか、先ほどからの堀内議員の勧告にも応援をしたくてお願いしているんです。いっぱいふやして還元率をふやすといっぱい来ると。そうすると商品発送がすごくなって、そのことで垂水の中に商

品がそれだけあるんだらうかと。例えば、曾於市にはナンチクがあってナンチクのそういうもので対応できると。幾ら来ても。志布志も海産物があると。鹿屋も鹿屋で対応できるんだらうと。垂水も対応できます。できると思いますよ、私幾らふえても。まず基本的に水の業者の方が十何社おられるわけだから、まず基本的に水をお返ししようと。水も何種類もありますから、20リッターの箱があって、そのほかにペットボトルが何種類もある。それを積み重ねていきながら、今度は豚肉だ、今のエビだ、そういうものをその金額に合わせて載せていくと。そういうことで量がふえても対応はできるんじゃないかと思えますよ。ですからその辺のことを考えていただきたい。その辺のことについて答弁できたらお願いします。

あと、2番目に入りますけど、教育長、先ほど答弁の中に重大事態っちゅうのがあったんですけど、これいじめやいじめによる自殺や不登校などの疑いがある、いじめによって自殺したり不登校する疑いがあるっちゅうこと、これを重大事態というらしいんですけど、これが今全国で、去年かな、156件あったと。このことが垂水市であったのかどうか。あとは、先ほどからのこのいじめ対策とかいうことに関して、教育長の私見を伺いたい。これでお願いします。

○市長（尾脇雅弥） 私のほうで幾つか答えさせていただきます。また答弁漏れがあったら教えていただきたいと思えます。

基本的な財政の使い方の考え方っていうのは、これまでそういう、同様に答弁をしているとおりであります。1期目の4年間っていうのは行財政改革の道半ばでございましたので、貯金をふやし借金を減らすということを目指して、先ほど北方議員の答弁でもお答えしたように、思いのほか皆さんの御理解、御協力のおかげで一定の財務を蓄えられましたし、借金も返したと。ただ、借金が依然としていっぱいあること

は事実でありますし、これまでと比べてということでもありますので、そこはもちろん頭に入れながらということになりますけれども、やっぱり行財革をやっていく中でどうしていかってというのは、市民のニーズにできるだけ答えていくということだと思います。垂水市の発展、市民の幸福のためにやっていくと。ただ、その中でやっぱり大事なものは、効率的にやっていくということも一つでありますで、子育て支援の充実というのは、垂水市の現状を考えたときに少子高齢化、特にこの少子化っていうのが課題でありますから、子育て世代の充実ということで、これに支援を打っていくというのは全くそのとおり。この第3子にいろんな手当をふやせばということの御提案で、前回6月ですね、ありましたので、担当課にも検討をさせましたけれども、意外と第3子の割合っていうのは、垂水においては高く、また他市町村で池山議員がおっしゃるような政策を打っているところも、出生率というのが思いのほか伸びていないということがありますので、前回もお答えをいたしましたけれども、それ以外にないのかっていうことは重要なことでもありますから、子育て支援に、この政策としてはなかなか難しいと思えますけれども、池山議員がおっしゃるのはそれぐらいの大胆な施策を講じよということだと理解をしておりますので、子育て支援に関してはそのように対応させていただきたいと思っております。

また、高齢者対策に対しても同様であります。今、政府のほうで、私のほうでなかなかばらまきということは申し上げられませんが、安倍総理の決断で3万円というような形でやっていこうという方向が出ております。そういった中で我々もいろんな場面において、現段階においては次に即そういうような政策ということではないんですけども、今後いろいろ医療、介護の場面で、消費税の問題もありますけれども、

そういう市単独の施策を講じなきゃいけない場面が出てくると思いますので、そのときに皆様に御理解をいただきながらそういう施策を講じていきたいというふうに考えております。平成28年度に関しては、子育て支援の一環として、先ほども少し答弁をいたしましたけれども、不妊治療への助成とか大きく目立つということではありませんけれども、現行大変遅れている部分、やらなければいけない部分を確実に実行しながら、タイミングを見て大胆な政策を講じていきたいというふうに思っておりますので、全体的にはそのように御理解いただければというふうに思っております。

○企画政策課長（角野 毅） 池山議員の2回目のふるさと納税に対する御質問にお答えいたします。

ふるさと納税につきましては、納税者が返戻品について選択をされて、我々はそれを送封するという形を取ります関係上、例えば、確かに言われるように、水につきましては、供給量については十分に担保できるというような調査結果も出ております。ただし、その水に対する選択というものが進まなければ、なかなかそのものを送ることができません。現状でも肉といったようなものに非常に需要が集まってくるというような実情もございます。ですので、先ほども申しましたけれども、魅力ある商品の構築といったようなものを高めていきながら、また池山議員の御質問が我々に対する納税額のアップということでのエールというふうにありがたく考えておりますので、いろいろな意味での、例えば還元率であったり制度であったりといったようなものにつきまして、最終的な決定時期というのを定めまして、前向きに協議、調整を進めてまいります。

○教育長（長濱重光） いじめに関します重大事態が発生した場合の対応、並びに本市におけるこのような重大事態が発生したことはあるの

かという御質問にお答えいたします。

いじめ防止対策推進法によります重大事態とは、いじめによる当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いが認められるとき、またいじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるときとなっております。

本市の小・中学校におきましては、からかいとか仲間はずれとか金銭トラブル等はこれまでも数件ございますが、いじめにより重大事態に発展した事例は、これまでございません。いじめは、いつでも、どこでも、誰でも起こり得るものであるとの考えに立って、学校への指導を繰り返し徹底しているところでございます。

全国的なニュースでいじめが原因によりみずから命を絶つ事案が報道されるたびに、本市でも起こり得ることと危機感を常日ごろから持っているところでございます。そのような事案が発生しないように取り組んでおりますが、万が一、本市でそのような重大事態が発生した場合には、児童生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりすることが懸念されます。

そこで教育委員会としましては、学校と教育委員会で早急に対応するとともに、先ほど学校教育課長の答弁にもありましたとおり、市の条例に基づく外部委員をメインによりますいじめ問題調査委員会を開催し、原因究明と調査に基づく結果報告を速やかに行い、児童生徒や保護者への心のケア等一刻も早く落ち着いた学校生活を取り戻すために、全力で対処したいと考えております。

以上でございます。

○池山節夫議員 市長、第3子が垂水市は結構多いということであれば、私の提案を一步後退して第4子に出産祝い金を増額していっぱいつけろということで、これ要望しておきます。

それから教育長、いじめも小学校で全国で12万2,721件と相当ふえています。よろしく対処して垂水市の教育に尽くしていただきたいということをもちまして、12月議会の私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。
○議長（池之上誠） 次に、14番、川畑三郎議員の質問を許可いたします。

[川畑三郎議員登壇]

○川畑三郎議員 ことしの秋は幸運と雨が続き、垂水特産のキヌサヤ、インゲンを初めとする農作物に大きな影響を与えました。値段は下落し、農家の皆さんは大変な状況でありましたが、一つ救われることは、桜島の降灰がないことです。8月に噴火警報、レベル4に引き上がったものの、その後レベル3になり、現在はレベル2になっています。3カ月近くも爆発はなく、噴煙を上げることがありません。このまま活動がやんでくれればと、垂水市民の皆さんが思われていることと思います。

それでは、先日通告しておりました案件について、質問いたします。

まず最初に、防災営農対策について。この事業は垂水市にとって農業を守るための大きな事業の一つであります。今年度もそれぞれの分野の予算化され実施されていると思いますが、今年度の実施状況などについてお伺いいたします。

続いて、ふるさと納税制度事業について。午前中堀内議員と、先ほど池山議員が質問されました。垂水市は、この事業に積極的に取り組み多くのふるさと応援資金として寄附金をいただいております。これまでの状況をお知らせください。

観光施設整備について。しおかぜ街道整備事業で協和地区も海潟漁港付近を初め脇登地区までの海岸線の一部が整備されております。脇登集落、迫田集落の整備について進めるよう県の説明が数年前にありました。現在、脇登地区の護岸の改修工事が進められています。しおかぜ

街道の事業であるのか、今後の計画をお知らせください。

市道の整備について、先日海潟・脇登振興会長を初めとする数名の人が、しおかぜ街道事業でサクラの食事や休憩を椅子を設置していただき、危険防止の策も取りつけていただきありがたいという話の中で、もう少し危険防止の柵を続けてもらいたいとの話がありました。現地を見て地域の方々とも話をさせていただきたいと思いますが、これで1回目の質問を終わります。

○農林課長（川畑千歳） 川畑議員の防災営農対策事業の今年度の実施状況についての質問にお答えいたします。

防災営農対策事業の事業種目は、土壌改良資材の投入助成を行う降灰地域土壌等矯正事業や、降灰被害を防止するビニールハウス施設整備助成を行う野菜安定対策事業、果樹安定対策事業などがありますが、本年度は、土壌等矯正事業と野菜安定対策事業を実施しているところでございます。

土壌等矯正事業につきましては、鹿児島きもつき農業協同組合が事業実施主体となり、降灰被害による農地の酸度矯正等を目的に、苦土石灰やバーク堆肥を103戸に配付したもので、受益面積は約57ヘクタール、総事業費は91万8,484円でございます。

また、野菜安定対策事業につきましては、1法人がトンネルハウス事業を実施中で、受益面積は3,180平方メートル、総事業費は486万円でございます。

以上で答弁を終わります。

○企画政策課長（角野 毅） 川畑議員のふるさと納税制度に関する1回目の御質問にお答えをいたします。

これまでの状況につきまして、ふるさと納税における本市の取り組みは、平成20年度の制度開始時から他の自治体に先立ってスタートをしております。制度開始時は、関東・関西垂水会

など本市出身者への会への呼びかけや、紹介者カードによる寄附者の紹介制度によって寄附者の掘り起こしを行いました。

そして、市ホームページ・インターネットポータルサイト・情報誌等を活用した情報発信や、毎年度実績報告書を作成し、寄附者全員へ送付することで、いただいた寄附金の活用状況報告と継続的な寄附へのお願いを行ってまいりました。

その後、平成23年ごろから各種メディア等でふるさと納税が頻繁に取り上げられるようになり、寄附者獲得のための自治体間競争が過熱する中、本市においても、魅力ある返戻品の品ぞろえを見直し、平成26年度は100万円以上の高額寄附者へ美湯豚2頭分の豪華特産品の贈呈や、1万円以上の寄附者を対象に年間5名の方に森伊蔵が当たるWチャンス抽選を実施するなど、他自治体では見られない取り組みを行うことで、他市町と比べて低い還元率の中ではございますが、寄附者の増を図りました。他自治体と比較すると、本市は高額寄附者も多く、寄附者1人当たりの単価が高いことから有効な取り組みであると考えております。

また、平成27年6月からは、国の税制改正の後押しを受けまして、インターネットのふるさと納税紹介サイト“ふるさとチョイス”へ登録を行い、申し込み用の入力フォームとクレジットカード決済等を導入することで、寄附者の利便性をさらに強化いたしました。

また、寄附に対するお礼と地元産業の活性化を目的に1万円以上の寄附をいただいた方へお送りしております返戻品につきましても、豚肉・海産物・果物・焼酎・温泉水等、合計31種類を用意し、寄附金額に応じて選んでいただけるコース制度という形で寄附者へのお届けをいたしております。

これらの取り組みによりまして、先ほど堀内議員の質問の中でもお答えをいたしましたとお

り、本市における寄附件数・寄附金額は微増傾向ということになっております。

以上のように毎年、継続的に利用者の利便性に配慮した制度の改善に努めながら、併せて、魅力ある商品開発やPRに努めているところでございます。

○水産商工観光課長（高田 総） 川畑議員の観光施設整備において、県の魅力ある観光地づくり事業でございますしおかげ街道景観整備事業の状況についての質問にお答えいたします。

本市における海岸道路につきましてはサイクリングロード等の整備といたしまして、県のしおかげ街道景観整備事業を活用し、整備を進めてきたところでございます。現在の進捗状況でございますが、整備延長が465メートルで、内訳といたしまして、海潟地区の東和田振興会付近の海岸部分の延長が395メートル、脇登振興会付近の海岸部分の延長が70メートルでございます。

迫田振興会付近の海岸部分につきましては、県の事業でございます海潟漁港広域漁港整備事業において、高潮対策の防波堤の整備工事が実施されており、完成までまだ数年がかかるようでございます。県の計画では、防波堤を70センチほど嵩上げし、護岸幅を前方へ50センチほど広げ、前面に4トンの消波ブロックを設置、また、背後地の護岸道路部分はサイクリングが可能な平均で幅員1.5メートルほどの道路を全長約570メートル整備する予定となっているようでございます。市といたしましては、この事業の完成を待って、今後の海潟地区におけるしおかげ街道景観整備事業につきまして、県の観光課と協議をしながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○土木課長（宮迫章二） 市道小浜大浜線脇登地区の危険箇所の転落防止柵の設置についての御質問にお答えいたします。

御質問の路線は、海岸線と平行に走る市道で、道路沿いには地元でも桜を植えられ、目の前には、江ノ島や雄大な桜島がそびえ立ち風光明媚な箇所でもございます。

さらに当地区は、平成22年度に県の観光部局により「垂水しおかぜ街道景観整備事業」で、サクラ、芝の植栽やガードレール、ベンチ等を設置していただき新たな景勝地に生まれ変わりました。

地区住民の方々は、この道路を日常的に散歩で利用されており、また、自然の良好な釣り場があるため釣り客も多いところでございます。

このような景勝地ではございますが、路肩部のブロック積擁壁から海岸まで、かなりの高さがあることから、御指摘の箇所もガードレール設置の計画がございました。

工事発注後、現場の再調査を実施したところ、その箇所には釣り客が車を駐車し、釣り場への降り口があったため、ガードレールの設置はせずに車の転落防止のために置き石を設置し、注意喚起を行ったところでございます。

しかしながら、整備後さらに散歩やウォーキングを楽しまれる方が多くなり、転落防止柵が必要ではないかとの御指摘があったとのことでございますので、現場を再確認し、交通安全対策交付金で設置ができないか、地元と調整を図りながら検討したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○川畑三郎議員 それでは、1問1答方式でお願いしたいと思えます。

まず最初に、防災の対策事業について、今年度の実施状況を教えていただきました。ありがとうございます。一番僕は大事に思っているのは、この負担金についてであります。これについては、議員の方が何回となく質問されて、負担金の軽減ですか、自己負担金の軽減をお願いされております。前は国が50%、県が25%、そ

して自己負担が15%で市が10%持ってた時期があったわけですが、財政が苦しいということで市は負担金、補助金を出せないという状況にありまして現在まで来ているわけですが、これまでの議員の質問の中で幾分前向きな答弁があったというような状況でありましたけれども、再度私のほうでこの負担金の軽減についてできないかということをお願いいたします。いかがでしょうか。

○農林課長（川畑千歳） 川畑議員の防災営農対策事業についての中の負担金についてお答えいたします。

防災営農事業に係る事業費負担割合は、現在国庫補助が50%、県補助が25%、農家負担が25%となっております。

平成15年度までは、垂水市も補助を10%しており、農家負担は15%でありましたけれども、平成16年度からの行財政改革により、市の10%補助は廃止となったところでございます。

議員御指摘の補助率の改善につきましては、垂水市としましても、農業後継者確保の観点から、新規就農者に対する支援策として、現在、制度設計中であり、平成28年度予算編成に向けて、財政課等と協議をしております。

以上であります。

○川畑三郎議員 新規就農者について言及がありましたけれども、垂水市も農業の後継者は少ないわけでありまして、後継者の育成に相当努力しなければ垂水市の農業も難しい状況にあると思いますので、今答弁された件について援助をしていただくということで、前向きだということですのでよろしくお願ひします。これはやっぱり市長もお答えになったとは思いますが、そういうことで、次年度でも前向きに取り組んでいただきたいということをお願いしておきます。

次に、ふるさと納税制度事業費について、これは午前中堀内議員のほうでいろいろ質問され

まして、答弁されました。先ほども池山議員について3点ほどの件について協議しているというようなことで、今まで垂水市もこの制度については取り組みも早くからやっていたら、それ相応の応援資金をいただいている状況にはありましたけれども、現在は商品の返還と、そういうことで結構金額が納税、応援資金が集まっている状況が各地区で発表されたり、報道でもそういうこと、状況であります。ですから、垂水市も今までのとおりで頑張ってはきていますけれども、午前中の堀内議員、そして池山議員に対する答弁のように、今後これから商品の開発をするということでもあり、また還元率の見直しとかポイント制とかということも言われましたので、ここで再度取り組みをもしありましたら御答弁いただきたいと思っております。

○企画政策課長（角野 毅） 川畑議員のふるさと納税制度についての2回目の御質問にお答えをいたします。

これからの取り組みということでございますが、先ほど堀内議員、それから池山議員の御質問の中でもお答えをいたしましたけれども、昨今のふるさと納税の流れが、地元産業の活性化でありますとか地域資源の発信といったような効果も求められるようになりました。このような流れも十分に受けとめまして、ポイント制導入の検討でありますとか、魅力ある返戻品の掘り起こし、還元率の見直し等を行いまして、この制度にかかわる全ての人が喜び、そして、垂水のファンが拡大していくように垂水らしいふるさと納税制度を構築してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○川畑三郎議員 そういうことで、垂水らしいそういうことを構築していただきたいということで、次年度からでも少しずつ改善しながらやっていっていただきたい。一番僕は思うのは、その返戻品、それは寄附金をいただいて返戻す

るわけですが、その商品がどんだけ送れるのかということも大事だと思いますので、そこら辺をしっかりと把握して、それにつなげて、まあ頑張って少しでももらえるように、納税が来るようにひとつ、これは期待しておりますのでよろしくをお願いします。

それでは、次に行きます。観光施設の整備についてです。

今水産課長のほうで説明がございました。今の脇登地区で事業しているのは、海潟漁港の整備事業の一環ということで、これ高潮対策ですね。大掛かりな僕は事業だなと思って、これがしおかぜ街道の事業とまた一致するのかなとは思ってはおりましたけれども、今のところは、ということは、しおかぜ街道事業はストップしているという状況ですよね。さっきの話では、この防波堤の整備が進んだ後にしおかぜ街道についてまた県と協議するということですよ。前、垂水市漁協の2階のほうで迫田集落、脇登集落の皆さんとしおかぜ街道について説明がありました。そのときの水産課長もいらっしやったりしてお話がありましたけど、今考えてみますと、その防波堤の今の護岸の前に防波堤をつくるという状況に進んでいって、その後新しくしおかぜ街道の協議をするということに、それでいいですね。であれば、相当のちょっと期間があるのかなと僕は、事業が、思うんですけども、なるべくそこら辺もまたいろんな話があったときはそうして地域の人にも説明していただくということでもよろしく、これはお願いしておきます。

それと、それに続いて、これは村山議員もちょっと質問、質問じゃなくってお話されたのかな、前回の議会で。映画「ホテル」のコーヒー飲み場ですね。あれは夫婦のテーブルというんですかね、僕はあそこは大変気に入って、桜島が見えてあそこで何回となく記念写真を撮ったりしておりますけれども、あそこ行ってみます

ともう施設が壊れていますね。ですから、あそこ相当私は、今度高倉健さんが亡くなったりして、ファンの方が何回もお見えになったと聞いております。あれをあのまま置いていいものかなど。そのしおかぜ街道でまた進めるとしても相当時間がかかるような気がしますので、こちら辺をもう少しお金を入れて、相当なお金じゃないと思うんですよ。そこから辺をちょっと、どうですか、もう一度考えてできないものか、その状況をどうでしょうか。

○水産商工観光課長（高田 総） 川畑議員の2回目の質問、映画「ホテル」の看板等についてお答えいたします。

まず、本市の映画「ホテル」に対する取り組みについてでございますが、平成13年度に垂水市地域おこし協議会で設立され、映画公開から5年が経過した平成18年度にはその活動が休止され、現在に至っているところでございます。映画「ホテル」の撮影現場付近の夫婦のテーブル等の整備につきましては、先ほど議員が言われましたように、6月議会において、村山議員が質問されておりますが、先ほどお答えいたしました海潟漁港広域漁港整備事業における高潮対策の防波堤の整備工事との関連もございまして、県及び関係課と協議して前向きに検討してまいりたいと思っております。また、看板の整備につきましても、看板が設置されている部分に一部民有地が入っていますので、しおかぜ街道景観整備事業を利用した整備は難しいと考えているところでございます。こちらも、関係課と協議してまいります。

以上でございます。

○川畑三郎議員 それでは、このしおかぜ街道についても、映画「ホテル」、この夫婦のテーブル、これはしおかぜ街道については今後時間がかかると思うんですけれども、しっかりと協議して後に譲っていただくと。もう数年かかりますので、ここで切れるんじゃないかとそういう協

議をしていますよということで進めてください。この映画「ホテル」、これですね、これはそうたくさんいらないです。財政課長も済みませんけど、あったらちょっと貸してくれてちょうだいよ。そういうことでちょっと協議をして、なるべく観光施設ですので、それはいいとこだと思うんですよ。あそこで写真を撮ったりすれば、ですからそこから辺の看板等もしっかりとした施設でしていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

それから市道の整備について、脇登の地区なんですけど、市道としたんですけれども、あそこ本当きれいにさせていただいておりますけれども、これも地域の方々からお話があって、話を聞いて現場を僕も見させていただいたんですけれども、そのとき土木課のほうにも電話をしたりしました。やけど、一応振興会長さんのほうに行政連絡会、語る会の中で出してくださいよということをお願いしておきましたけれども、なかなかそれが進んでいなかったもので、きょうちょっと済みませんけど出しましたけど、また課長、そういうことで地域の振興会長さんとお話をして、現場をみて対処していただきますということで、できるようであればよろしくお願いたします。

それともう一つ、今まで海潟の旧道なんですけど、あれは大浜小浜線ですかね、あそこの市道をきれいにしてもらっております。今大体迫田の集落まで大浜から終わっているんですけど、あとは人家が少しずつつかないところで残っているんですけど、あそこの市道の今年は事業はどんなふうになっているのか、済みませんけど、お願いたします。

○土木課長（宮迫章二） 市道小浜大浜線の側溝改修工事でございますが、これは平成22年度から交付金や単独費で年次的に蓋付側溝への改修を実施しております。

現在、計画延長約1キロメートルのうち、

600メートル程度完成しております。

残り400メートルのうち本年度分の計画が、前年度やった残りのところが既設側溝が入っておりますので、それから先のほうにする予定であります。災害の関係で発注が大変遅れておりましたが、設計書もできておまして、約100メートル分を今年度、年内には発注する予定であります。

以上でございます。

○川畑三郎議員 海潟のところなんですけど、海潟だけ言いましたけれども、そういうしなくてはならないところは各地にたくさんあると思いますので、年次計画で一緒にする、すぐする、全部をするということじゃなくて、今のみたいに年次計画で僕は分配してやっていただきたいということですので。今、桜島がおとなしいから灰が降らないけど、普通であればもう、海潟は今桜島の降灰では灰まみれになるんですけども、今状況がいいようですけども、どうかその事業も年度内に発注するということですのでよろしくお願ひします。

これで終わります。

○議長（池之上誠） ここで暫時休憩します。

次は、2時40分から再開します。

午後2時29分休憩

午後2時40分開議

○議長（池之上誠） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、梅木勇議員の質問を許可いたします。

〔梅木 勇議員登壇〕

○梅木 勇議員 お疲れさまです。師走となり、ことしも残り二十数日となりましたが、恒例となつてまいりました大野原の大野原いきいき祭りに先日の日曜日、途中千本イチョウを見ながら行ってみました。あいにくの雨で来場者はどうだろうかと思ひながら行くと、駐車場は入場待ちのなつており、20分ほど待ち、入場できま

した。会場は多くの来場者でにぎわい、地域で栽培されたお目当てのつらさげイモや野菜などが売られて活気づいており、大野原の元気さをじかに感じたことでした。

ただいま川畑議員も申されましたが、9月17日以降桜島は噴石や基準値以上の空心を伴う爆発はなく、警戒レベルを入山規制の3から2の火口周辺規制に引き下げたと11月26日の新聞報道がありましたが、きょうまで静穏な状態であります。例年であれば11月下旬あたりから北西の風に乗る降灰は降り注ぎますが、降灰のない現在、山々、畑など自然が地域、街が、非常にすがすがしくきれいであります。警戒レベルが2になったのは5年ぶりだそうであります。いつまでも平穏な桜島でありますようにと願わざるを得ません。このように思っているのは、私だけではなくみんなの思いではないでしょうか。

それでは、議長の許可をいただきましたので、先の通告順に質問してまいりますので、御答弁をよろしくお願ひいたします。

まず1問目、防災についてでございますが、ことしは梅雨に入ってから雨が降り続き、6月は晴れの日がわずか数日でありました。梅雨前線の活動に伴う大雨、深港川では6月24日から7月28日までに3回もの土砂崩れによる土石流が発生し氾濫、深港橋の橋げたにはいくつもの巨石が流れ溜まり、流域の宅地、畑等には泥流が浸水し、地域の方々には身近な現実の災害に避難を余儀なくされ、不安なときを過ごされました。また、8月には台風15号が接近し熊本県に上陸しましたが、これら大雨や土砂災害、台風と一般災害に対する対策、対応についてお伺ひいたします。また、自主避難所の開設箇所と回数、避難状況をお聞かせください。

次に、文化施設等について質問いたします。

垂水市出身の偉人として世界三大マーチの一つとして名高い軍艦マーチや愛国行進曲などを作曲し、行進曲の父と言われる瀬戸口藤吉と、

バラや富士山等多くの絵画を描き日本洋画壇の巨匠と評されている和田英作がいます。2人を顕彰するために瀬戸口藤吉翁については、音楽、文化の向上と日本の吹奏楽発展を目的に、瀬戸口藤吉翁記念行進曲コンクールを平成11年度から毎年文化会館で開催され、ことしで17回目となり、また海上自衛隊音楽隊による演奏会も開催され、市民に親しまれているところです。和田英作画伯についても、芸術文化の向上と新たな芸術家を輩出し文化交流の輪を広げることを目的に、弟の和田香苗とともに、和田英作・和田香苗記念絵画コンクールを平成25年度より開催され、特にことしは国民文化祭にマッチングして全国から日本の山河を描いた絵画作品や鹿児島県から幼稚園児、保育園児の図画作品を募り、多くの作品が市民館、市体育館、森の駅たるみず等で展示されました。このように、郷土の偉人を顕彰し、吹奏楽、絵画の技術向上や文化の発展と市民が親しみ、交流の輪が広がれば、地域の活性化にもつながるものと思うところでございます。このような文化イベントの成果は何か、また課題はないかお伺いいたします。

以上で、1点目の質問を終わります。

○総務課長（中谷大潤） それでは、防災についてお答えいたします。

まず、これまでの防災対策対応についてですが、ことし災害警戒本部を深港川の土石流災害に関しまして、6月24日から7月17日までの間で5回、7月28日から8月3日までの間で2回招集いたしました。

また6月17日と25日の大雨警報、5月11日の台風6号、7月24日の台風12号、8月24日の台風15号の接近時、8月15日の桜島噴火警戒レベル引き上げ時において計12回ほど災害警戒本部を招集いたしました。

その他、各種警報発令や台風発生時など、その都度危機管理官を中心に安心安全係で迅速な情報収集・分析に努め、災害警戒本部員へ情報

の共有を図っております。

次に、自主避難所の開設状況等につきまして、垂水市市民館、南地区憩いの家、牛根地区公民館の3カ所を指定していますが、6月17日の大雨警報時には市民館へ4世帯6名、牛根公民館へ4世帯5名、南地区憩いの家へ4世帯5名の12世帯16名の方が自主避難されました。

6月24日の深港川土石流発生により深港振興会41世帯75名に対し避難勧告を発令したところ、最大で9世帯10名の方が7月3日まで約10日間牛根地区公民館へ避難されました。

翌25日の大雨警報発令時は市民館へ4世帯4名、牛根公民館へ9世帯10名、道の駅へ3世帯3名、境小体育館へ3世帯3名の19世帯20名の方が自主避難されました。このときは深港川土石流の発生を受けて国道の夜間通行規制がありましたので、道の駅と境小体育館も自主避難所として開設いたしました。

7月28日深港川の土石流が再度発生して、5世帯7名の方が8月3日まで約1週間牛根地区公民館へ避難されました。

8月24日の台風15号接近時には、市民館へ24世帯32名、牛根公民館へ2世帯3名、南地区憩いの家へ4世帯4名の30世帯39名の方が自主避難されました。

以上でございます。

○社会教育課長（森山博之） 梅木議員の瀬戸口藤吉翁記念行進曲コンクール並びに和田英作・和田香苗記念絵画コンクール事業の成果と課題についての御質問にお答えいたします。

瀬戸口藤吉翁記念行進曲コンクールは、本市の音楽文化の向上を図るとともに、故きを温ね新しきを創る「温故創新」の意識を持ち、郷土の先人であります瀬戸口藤吉翁を顕彰し、文化交流人口の増加と地域の活性化を図ることを目的として、平成11年度から実施しており今年度で17回目を開催したところでございます。

御承知のとおり、世界に類を見ない日本国内

で唯一の行進曲のみを対象としましたコンクールでございます。

市内の垂水中央中学校は、当時垂水中学校でございましたが第1回大会から出場しており、垂水小学校金管バンドにおきましては、第3回から出場しております。

当初は、思うような成績を上げることはできませんでしたが、垂水中央中学校は、平成19年度の9回大会から平成21年度の11回大会までは最優秀賞を受賞し、第13回大会では見事グランプリ賞を受賞いたしております。

垂水小学校金管バンドでは、これまで4回の金賞を受賞するなど演奏技術の向上をしております。

また、教育委員会としましては、本市の児童・生徒において、演奏技術だけではなく、他の団体と接する態度や礼儀などを高く評価しているところでございます。

一方、和田英作・和田香苗記念絵画コンクールは、本市が誇ります、洋画界の2人の偉人の功績を顕彰し、芸術文化の向上と新たな芸術家を輩出する一助として、平成25年度から実施し、今年度の国民文化祭と合わせまして3回を数えたところでございます。

第1回目は、市内の小・中学校を初め一般の方々に応募いただきましたが、第2回目は熊本県並びに宮崎県からも応募をいただき、文化交流の輪が広がっております。

審査員の先生方からは、徐々にではありますが見え、特に児童・生徒の絵画技術の成長が見られ、特に中学生におきましては優秀な作品が展覧されているとの高い評価をいただいております。

併せて作品に応募することは、もちろん大切ですが、子供たちが優秀な作品を見て学ぶことも重要であることを強調されたところがあります。

この絵画コンクールは、行進曲コンクールを中心に取組んできました音楽分野に比べまして、

遅れての実施ではありますが、今後も継続することによりまして、文化交流を拡充し、絵画技術の向上が図られるものと考えております。

また、これらの成果がある反面、2つの事業の実施に際しましては財源が伴いますが、特に瀬戸口藤吉翁記念行進曲コンクールにおきましては、これまで市の補助金に加え、協賛基金やふるさと応援基金などを活用し、実施してまいりました。

また、昨年度は市の財源に加えまして一部企業からの協賛金をいただき実施した経緯がございます。

教育委員会といたしましては、心豊かな子供たちを育成する観点や本市の文化向上に寄与する意味からも、多大な効果があると考えますことから、主催事業であることを踏まえ、今後も引き続き実施できるよう努めてまいります。

以上でございます。

○梅木 勇議員 一問一答方式でお願いいたします。

防災について。防災について、対応と自主避難の開設箇所と回数をお聞きしましたが、開設箇所は新城南地区憩いの家と垂水市民館、牛根地区公民館の3カ所であります。

回数と利用については、大雨の状況や台風の大きさにもよるものと思われませんが、土砂崩れなど災害の発生しやすい箇所は、市内至る所にあります。特に、山が迫り土砂災害警戒区域に住まわれている方々は、大雨や台風のときには不安な気持ちで過ごされています。指定自主避難所は3カ所だけということですが、ただ、今、深港川の関係で、牛根では道の駅たるみずも開設したというような話もございましたが、基本的にはどうしてこの3カ所だけしか指定されないのか。勉強不足で誠に申しわけございませんが、そのわけと根拠をお聞かせいただけたらと思っております。

また、自主避難所の次の段階として一時避難

所が開設されます。地域防災計画に市長の避難措置は、原則として避難準備、避難勧告、避難指示の3段階に分けて実施するが、状況により段階を経ず直ちに避難勧告、避難指示を行うとありますが、どのような状況になったときに一時避難所は開設されるのかお尋ねします。

○総務課長（中谷大潤） それでは、先に自主避難所についてお答えいたします。

垂水市では、構造や立地条件等安全性と利便性を配慮して、災害発生後、被災者を一時的に滞在させるため、災害の種類ごとに、災害の危険から緊急に逃れるための施設・場所を地域防災計画により3種類に分類して指定しております。

自主避難とは、行政が避難勧告や避難指示などを発令する前に、自分の判断で避難することです。垂水市では大雨警報発令時や台風接近時の際など、災害の発生が懸念される場合などに、事前に避難を希望される方、みずからの判断で自主的に避難される方を対象として、一時的に開設する自主避難所を垂水市市民館、南地区憩いの家、牛根地区公民館の3カ所を指定していますが、開設する以前に自主的に避難することもできます。

自主避難所は、原則、飲用水・食料品・常備薬・寝具等は各自の判断で最低限の必要品を用意して避難することとなります。避難した場合は、「避難者名簿」へ登録して、避難所から退避する際もその旨を伝え、職員の指示に従い、ごみなどが自分で持ち帰っていただきます。

次に、第一次避難所の基準について御説明いたします。第一次避難所とは、災害により被害を受け、または受ける恐れのある方を収容し、生活の救済を図る応急の場所として、自主避難所3カ所のほか各地区公民館などの公共施設等12カ所を指定しているところでございます。

つけ加えるならば、さらに、災害の状況等により、第一次避難所だけでは対応できない場合、

または第一次避難所の一部が使用できない場合などに備え、各学校体育館など10カ所を予備避難所として指定しているところでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 先ほど、土砂災害警戒区域は市内至るところにあると言いましたが、このようなところの皆さんは、大雨や台風のときはいつも土砂災害の不安がよぎります。事が起こらない前にいち早く安全なうちに避難する、特に要配慮者や車を運転できない高齢者の方々のためにも、自主避難所を地域の事情や距離などを考慮し、最低でも校区単位ごとに見直しをする必要があるのではないかと考えます。特に、牛根地区についての指定自主避難所は二川の牛根地区公民館が一番近い避難所となり、境地区の方々が自主避難される場合、避難経路は国道220号線のみであります。ことし6月24日から8月初めまで深港川の土石流氾濫により、国道は交通止めなど交通規制が長期間に及び地域の方々が不便を強いられ、児童生徒は一時漁船を使って登校する措置がとられました。道の駅も来客が激減したと聞いております。もし、この間に再び大雨や台風が来たら、深港川より北側に住む人々や境地区の人々に対して自主避難の対応はどのようになされたのだろうかと思うところでございます。境地区では、遠い二川まで行かなくても高齢者が歩いて行ける境地区内に自主避難所を開設できないかということなのです。とりわけ、皆さんと話をする、境地区が一番安全なところは、構造的にも小学校が一番だと言われております。諸事情を考慮し、ぜひ境地区の皆さんが希望される自主避難所を設けることはできないか伺います。

○総務課長（中谷大潤） それでは、まず自主避難所を校区ごとに設置すべきではないかと、いわゆる今自主避難所を3カ所市は指定しておりますが、この3カ所の設置箇所数が適正かということになるかと思いますが、このことに

についてお答えしたいと思います。

まず市が発令する避難勧告、避難指示などによるものではなく、自分の判断で避難することを自主避難と言います。

自主避難場所について、指定場所をふやすよりも、自助、共助の観点から、知人や親類の家、地域の公共施設などの安全な場所を自分や地域で確保することや意識づけも大切ですので、今のところは適正な箇所数であると判断しているところでございます。

次に、一時避難所としまして、境小学校体育館、道の駅たるみず、柗原地区公民館の3カ所が土砂災害警戒区域にあります。災害発生の恐れがある場合は、収集した情報や気象庁の土砂災害警戒情報などを分析して避難所開設や避難勧告等の発令を検討するわけですが、土砂災害警戒区域内に避難所を開設した場合は、状況を判断してさらに安全な避難所へ移動していただくことも検討しながら適切な対処を心がけております。

境地区の避難所としましては、境小学校体育館が第一次避難所と指定していさされていますが、境地区はほとんどの地域が土砂災害警戒区域に指定されていて、過去においても災害が発生した地域であることから、一般災害対応での自主避難所と指定することは、住民の安全が担保されないため困難であると考えます。

このようなことから、境地区の移動手段を持たない住民が牛根地区公民館へ自主的に避難されるようであれば、乗り合わせを依頼したり、公用車等による、搬送体制で対応いたします。

また、避難所まで移動することが危険だと判断されるような場合は、近隣のより安全な場所や建物へ移動したり、立ち退き避難が困難だと判断される場合は屋内でも上の階の谷側に待避するなど、日ごろから自分が住んでいるところがどのような地域なのか、防災講話や自主防災組織訓練、広報誌などを通じて、地域の危険箇

所や安全箇所などの現状を御理解していただくことが大切であると考えているところでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ただいまの答弁なんですけれども、一時避難所の開設は牛根・境地区を初め、自主避難の3カ所よりも大幅にふえて各方向ごとにいろんな公共施設が指定されてきますけれども、一時避難所というのを、私が先ほどお聞きしました、一次避難所がどのような状況になったときに開設されるのかとお聞きしましたけれども、災害の発生が予想される、そういう段階からでも開設ができるというようなことなんですけれども、非常に私が先ほども申しました、特にこの境地区については、避難する場合は、自主避難の場合は国道220号線のみだと、一応そういうふうに思っているところでございます。それで、ことしは特別にそういう深港川のそういうような事例がありましたので、そういうのを考慮すれば、何とか考えていただきたい。

それで、私が身勝手にちょっと判断と申しますか、この地域防災計画の一般災害対策の第1章災害予防のところ、指定緊急避難場所というところの項目がありますけれども、この場合ちょっと読ませていただければ。「市は、災害が想定されない安全区域内に立地する施設等、または安全区域外に立地するが、災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難の受け入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する」というようなふうになっておりますけれども、ここあたりを何とか、何と申しますか、拡大解釈と申しますか、何とかそこあたりをしていただいて、最初からの、一時避難所の場合、境小の体育館を開設するということになっておりますので、そこ

辺りを何とか拡大というか、こっちの方からの、住民側からの希望としては、そういうふうにして何とか開設できないかというようなことを考えるところでございます。

それと、一方では地域の皆さんとちょっとお話をしたんですけれども、自主防災組織のこともちょっと検討をしているところであるというようなことでございますけれども、高齢者や災害弱者と言われる方々にも優しく思いやりを示すためにも、市の責任のもとに地域の声を実現されるよう要望いたしますが、市長に答弁を求めてこの件については終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

○市長（尾脇雅弥） 境地区のことで、地形的なことでもございまして、現状において今担当課長が答弁したようなルールということになりますけれども、今梅木議員御指摘のとおり、私も思っているのは、一番大事なのはやっぱり生命、財産を守る、特に生命をしっかり守ることが最重要だと思っておりますから、どういう方法があるのか、今地元の自主防災組織も交えて協議をしているようであります。これがまたいろんな意見がございまして、Aがいいという人もいればBがいいという人たちもおられて、ただやっぱり根本にあるのはそういう形で生命を守るための対応を導いていくということでございますので、梅雨時期までにしっかりとそのことを打ち合わせをして、しかるべき方向性を出していきたいというふうに思っております。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。

次に、文化施設等についてであります。先ほどの社会教育課長の答弁から、本市児童生徒の演奏技術の向上、他の団体に接する態度、礼儀などが評価されること、和田コンについても回数は浅いが、中学生に優秀な作品が見られるようになったことや、他の作品を見て学ぶことも重要であること、応募範囲も拡大し交流の輪が広がりつつある。成果があるようであります。

これからも地域活性化のためにも市長も今回の和田コン冊子の挨拶で、来年度以降も文化事業として開催する予定だと述べられておりますので、両イベントが完全な主催事業としてますます発展、継続されるよう努めていただきたいと思います。お2人の顕彰については、お互いに鹿児島神社内に顕彰碑が建立されております。

また、和田英作画伯につきましては、晩年を過ごした静岡県清水市にあったアトリエを市民館駐車場東側一角に移築されております。顕彰碑を訪れる見学者はどのような状況か、またアトリエについても室内見学ができるようになっていますが、和田コンが始まってからの見学者数をお伺いいたします。

○社会教育課長（森山博之） 梅木議員2回目の和田画伯アトリエ及び顕彰碑見学者についての御質問にお答えいたします。

垂水市市民館東側にあります、和田英作画伯のアトリエにつきましては、画伯の芸術を後世に伝えるため、遺族から譲渡していただき、静岡県三保から昭和37年10月に移設したものでございます。

また、鹿児島神社に建立されております、和田英作画伯並びに瀬戸口藤吉翁の顕彰碑につきましては、偉大な2人の偉人の功績を称え、昭和41年4月3日に建てられたものでございます。

和田画伯のアトリエにつきましては、来場者記録では平成23年から平成26年度までに16名の方々が見学をされており、市外からの問い合わせ等もありますが、来場者数は年々減少しております。

また、和田英作画伯並びに瀬戸口藤吉翁の顕彰碑につきましては、瀬戸口藤吉翁偲ぶ演奏会に伴います、海上自衛隊の表敬演奏時に、来場していただいております約200名のほか、正月の参拝者や六月灯で訪れます方々の目に触れているのが、現状であると認識しております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 両イベントがますます発展していくことを期待いたしますが、イベントが開催されるたびに市内外から関係者や見学者が訪れます。

ただいまの答弁では、鹿児島神社にある顕彰碑を訪れたりアトリエの見学者は少ないとのことですが、よほど関心がなければ顕彰碑のある所やアトリエまでは足が向かないようであります。ただ今社会教育課長も申されましたけれども、鹿児島神社の顕彰碑につきましては、どちらも昭和41年4月3日に同時に建立されております。現在では、物静かな人目に触れにくいひっそりとした場所になっております。アトリエについては、昭和37年10月遺族より譲り受け移転されています。これも市民館正面から入るとよほど気をつけなければ分かりづらい東側一角にあります。郷土の誇りであります2人の偉人をもっと広く多くの人々に知ってもらい、その功績等も認識してもらうためにも、多くの人々がふれあい集う場に移設が望ましいと考えます。文化の館である文化会館は、いろんな催し事が行われ、市内外から来られる機会が多く、最もふさわしい適切な場所と思われませんが、移設はできないかお伺いいたします。

○社会教育課長（森山博之） 梅木議員の3回目の質問にお答えをいたします。

2人の偉大な偉人を検証してそれぞれのコンクールを開催し成果を上げております中、和田画伯のアトリエ並びに顕彰碑につきましては、見学者の数が年々減少しているのが現状でございます。

議員御指摘のように、2人の功績を後世に伝えることを目的として建立されておりますことから、多くの市民の皆様方に見ただけの環境を整え直すべきとの課題意識を持っているところでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 両イベントなどのために来訪

された方々が、ただイベントに参加され見学だけで終わるより、2人をもっと知り豊かな心となれるよう、おもてなしという面からも、交流を広げる意味からも、また観光的にも移設が望ましいと思われまので、ぜひ検討をいただきたいと思いますが、一言教育長にお願いして、この件についても終わりたいと思います。

○教育長（長濱重光） ただいまの御質問につきまして、梅木議員から御質問いただきまして、私も改めて鹿児島神社内に建立されております、本市が産んだ偉人お2人の顕彰碑の建立された経緯を少し調べてみました。

その調べる方法として、当時の市報しか残っていないわけですが、あれを見てみましたところ、昭和38年10月にその顕彰会の建立に向けての事業が始まっております。それを受けまして、当時の奥市長さんがその顕彰会の会長を担われて、約3年半月余りいろんな寄附活動を行っていらっしゃって、そして41年4月に建立されたという経緯があるようでございます、当時はその一般市民の有志のみならず文科省、防衛省、消防長、郵政省、そしてまた鹿児島大学の音楽関係者を含め多くの方々の寄附をいただいたというふうに記載がございました。そしてまたその顕彰碑の当日は、東京海上音楽隊約40名の方々も来られまして、表敬演奏されたというふうに記載がございました。その後、その当時は文化会館はまだ当然建設されていないわけですが、平成5年ですか、文化会館が建てられました。その当時、少し移設の話も出たかやにはお聞きしておりますけれども、そこまで至らなかったという経緯も少しお聞きいたしました。やはりああいう顕彰碑につきましては、やはりその当時あそこに建てられました方々の思いとか気持ちとかそういったことも踏まえて検討を進める必要があるのではないかということ、私自身は感じております。

それから、アトリエにつきましては、私自身もあそこの市民館の中でいつも仕事をしておりますが、同じような感じを持つこともございます。当時建てられた方々を何も批判する気持ちもございませんけれども、もう少しこの国道を通行される皆さんからあの建物がもうちょっと何だということはあるような工夫とか、そしてまた国道から直接入ることができるようなアクセス、そしてまたあれ専用の駐車場を国道側から設けるとか、何かそういったこともできないかなという課題意識は常々持っているところでございます。しかしながら、37年に静岡県から移転されてから五十数年かかっております。あれを今後将来的に文化会館のほうに移設なるとするとしますと、老朽化も進んでおりますことから、それに耐え得るだけのものがあるかどうか、またその辺の課題もあるというふうに考えております。議員もおっしゃいましたように、今後課題意識を持っておりますので、観光等を絡めて何かいい方法がないか模索をしてみたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。終わります。

○議長（池之上誠） 次に、11番、森正勝議員の質問を許可いたします。

〔森 正勝議員登壇〕

○森 正勝議員 皆さん、お疲れさまです。去る11月13日、日本時間14日の明朝フランスのパリとサン＝ドニにおいて銃撃戦と爆発が同時多発的に発生し、少なくとも132人が死亡し300人以上が負傷というテロ事件が起きました。犯人は、ベルギー人のアブデルハミド・アバウドを首謀者とする8名でI S I L内組織「預言者の剣」を名乗っております。死亡された皆さんに心から哀悼の意と、負傷された皆さんにお見舞いの気持ちを表したいと思っております。

ところで、前アメリカCIA長官のジェームズウールジー氏が、今すぐテロリストはパリと同じような事件を起こしてもおかしくない。年内にアメリカでテロ計画は実行されても私は驚きませんと語られております。テロリストがアメリカにツーリストとして入国しているそうです。

一方、日本でも、日本はイスラム国がターゲットとする優先順位リストに入らなかったが、晋三・安倍の愚かさによって全ての日本人はどこに居ようと今やターゲットであると、イスラム国が発行している機関紙DABIQ（ダービック）が語っているようです。日本人もテロリストに狙われてもおかしくないと思わなければならない、日本でテロの危険性は非常に高まっていると安部川日大教授も語っておられます。日本も十分テロに対する備えが必要なのではないでしょうか。

それでは、早速質問に入ります。

まず、マイナンバー制度についてでございますけれども、10月初めに通知カードの発送が開始されました、総務省は5,500万世帯の5%に当たる275万世帯が受取人不在、届かない可能性があると言っております。11月25日現在、鹿児島県の配達率は36%だそうです。垂水市の配達率は幾らか。また未達の世帯はないのかお聞きいたします。

さらに、観光行政についてお聞きします。昨年12月に東九州自動車道及び大隅縦貫道が開通いたしました。観光への影響及びその対策についてお聞きします。利用状況と変化の特徴、その効果はどうだったのか。またメリット、デメリットはどうか教えてください。

3つ目の質問は、学校の安全対策についてお聞きします。学校遊具の不具合及び火災警報器設置についてを質問いたします。各学校の遊具の不具合はどのくらいあるのか。

以上で最初の質問を終わります。

○市民課長（白木修文） 森議員の御質問にお答えします。

個人番号をお知らせする通知カードにつきましては、垂水市が、鹿児島県内では1番目に簡易書留郵便で配達されました。

配達率につきましては、11月25日現在で100%を達成しております。また、不在のため郵便局に1週間補完後、市の方へ返還された分が、約800世帯あります。

以上です。

○水産商工観光課長（高田 総） 森議員の東九州自動車道及大隅縦貫道開通による影響及び対策において、利用状況と変化の特徴・効果、また、そのメリット・デメリットについての質問にお答えいたします。

東九州自動車道・大隅縦貫道につきましては、一日平均約8,000台の通行量があることが報告されており、一般車両はもとより、鹿屋市を含めた周辺の物流関係を担う大型車両の利用がふえているようでございます。その要因といたしましては、鹿児島空港を初め熊本、福岡など県外に向かう車両の所要時間が短縮され、ドライバーの負担が減ったことや、事業所等においては、物流の効率化によるコストの削減などが挙げられているようでございます。

本市へのメリットでございますが、利便性を含め、目に見えた形では表れていないと思われまます。しかしながら、デメリットにつきましては、重要な基幹道路であり、生活道路である国道220号線の通行料の減少という形で影響があったと考えられ、それに加えて先の深港川の通行止めや桜島の噴火レベル4発令の影響もあり、現在においても、大型車両や観光バス等を初めとした通行料が回復しておらず、その多くが東九州自動車道・大隅縦貫道に流れているのではないかと懸念しているところでございます。

今後も、入込客数を含めた本市の観光経済への影響を注視していかなければならないと考え

ているところでございます。

以上でございます。

○教育総務課長（保久上光昭） 森議員の学校遊具の点検、整備についての御質問にお答えします。

これまで本市における学校遊具の点検、整備につきましては、毎年、各小・中学校長に安全点検の実施を周知し、必要な修繕等を随時行ってきておりました。

その一方で、平成20年8月に国土交通省において「都市公園の遊具における安全確保に関する指針」の改定がなされ、また、遊具メーカーで構成されている一般社団法人日本公園施設業協会により「遊具の安全に関する基準」が策定されました。

そこで、本市においても、この指針・基準に基づく専門業者による安全点検を平成24年7月に実施をし、その点検結果に基づき、平成24年度からの5カ年計画の学校遊具整備企画を策定し、修繕または撤去を要する49施設の整備を順次行ってきております。

その結果、今年度末までに580万円余りを投じ、46施設の整備を終え、進捗率93.9%となる見込みでございます。

なお、残る新城小学校、柗原小学校、協和小学校の3つの登り棒についても、平成28年度には修繕を終え、当初の計画通り完了する見込みであります。

今後も安全点検に努め、修繕等を要する遊具については必要な修繕または撤去を行い、児童の安全確保を図ってまいります。

以上でございます。

○森 正勝議員 マイナンバー制度につきましては、配達率が100%ということですが、各世帯については100%ですが、個人個人については漏れがあるんじゃないかと、私はそういうふうに考えております。100%ということで一応理解はいたします。

次に、厚生労働省は介護保険の各種手続の場合、個人番号の記載や確認を求めることを全国の事業者に通知していますが、これはどのようなふうを考えるのか、これについてお答えをお願いいたします。1問1答方式でお願いします。

○保健福祉課長（篠原輝義） 厚生労働省の通知でございます。

厚生労働省は、介護保険について平成27年9月29日付の老健局長通知で様式変更を求める省令を交付しております。

したがって、介護保険の取り扱いとしましては、今後記載の必要があるとの判断でございました。

しかしながら、同じ厚労省内でもその他の福祉部局の取り扱いがばらばらであるのが実情でございます。

また、一部新聞報道等で「マイナンバー記載がないことを理由とする申請書の不受理は行わない。」との厚労省老健局の回答が記載されております。

したがって、保健福祉課としましては、国及び県から取り扱いについての事務通知が出されることから、これを待っての対応とし、間に合わない場合は、従来どおりの申請書の受理を行っていきたく思っております。

以上でございます。

○森 正勝議員 基本的には個人番号が必要な部分もあるということで、なくても申請はできるというふうに理解をいたしたいと思っております。

介護サービスの利用者は、2014年度で588万人いるそうです。日々膨大な量の申請の書類の取り扱い量を考えますと、やはり垂水市でも個人番号の漏えいということが考えられるのではないかと思いますので、十分注意していただきたいというふうに思います。

次に、サラリーマンは今年度の年末調整の時期に、老人ホームなどの介護施設の利用者も年内にマイナンバーの提示を求められているそう

でございます。今年度の確定申告の場合、マイナンバーを記載しなければならないのかどうかお聞きいたします。

○税務課長（池松 烈） 森議員のマイナンバー制度、確定申告の場合にマイナンバーを記載しなければならないかということにつきまして、御質問にお答えさせていただきます。

所得税につきましては、記載対象となりますのが、平成28年1月1日の属する年分以降の申告書からになりますので、平成28年分の場合が再来年、平成29年2月以降の確定申告からになりますので、年が明けましての確定申告には必要ありません。

以上でございます。

○森 正勝議員 今年度の申告の場合にはマイナンバーは要らないということで理解したいと思っております。

先日の南日本新聞に、国は運用を急がず周知徹底に努めるべきだという記事がございました。マイナンバーカードの申請は、2017年以降健康保険証と一体化で義務化されるというときがあるそうでございますので、私はやっぱりそのときで、申請するのはそのときでいいのじゃないかというふうに考えているんですが、マイナンバーカードの申請をパスするといいますか、スルーする人が多いのではないかと思います。日本医師会も猛反発しているそうです。政府が、住基カード普及率5%の失敗を取り戻すためだとも言われております。これについて何か所見があれば所見をお願いします。

○市民課長（白木修文） 森議員の御質問にお答えします。

マイナンバーカードの申請につきましては、12桁の個人番号をお知らせするために今回送付されてきました「通知カード」に、「個人番号カード申請書」が同封されております。

この個人番号カードは、ICチップのついたカードで表面には、氏名、住所、生年月日、性

別が記載され、裏面に12桁の個人番号が記載されております。

この「個人番号カード」は、本人確認のための公的な身分証明書として利用できるほか、図書館カードや印鑑登録証など自治体等が条例で定めるサービスに利用でき、またe-Tax等の電子申請等が行える電子証明書も標準搭載されております。

この個人番号カードにつきましては、市としましては、このカードの利便性等を説明して、カードの取得を市民にはお願いはしていますが、申請は個人の自由ですので、それに任せている状況です。

○森 正勝議員 申請は個人の自由ということでございますので、されない方もいらっしゃるんじゃないかというふうに思います。

次に、観光行政について質問いたします。

垂水フェリーや道の駅及び他の市内施設への影響はどうだったのか、わかる範囲で説明をお願いします。

○水産商工観光課長（高田 総） 森議員の2回目の質問、垂水フェリーや道の駅及び市内施設への影響についてお答えいたします。

垂水フェリーにおきましては、月によりばらつきがございますが、開通後の5カ月間において、利用車両が月約4,000台から8,000代の幅で減少、旅客が月3,700から8,900人の幅で減少し、現在もその状況が継続しているようでございます。また、垂水市の観光拠点施設であります道の駅たるみずにおきましては、深港川の通行止めや桜島の噴火警戒レベルの影響がないと考えられる本年5月の来館者数を前年と比較しますと、約2割に相当する約1万8,000人が減少しているようでございます。その一方で、森の駅たるみずや猿ヶ城溪谷の入込客数につきましては、東九州自動車道、大隅縦貫道の開通による大きな影響はないようでございます。

以上でございます。

○森 正勝議員 森の駅や猿ヶ城溪谷については、余り影響はなかったということで理解をいたします。

道の駅でございますけれども、5月の平均が2割減ということでございますけれども、これは6月議会で村山議員も申しましたけれども、私どもが毎日あそこを通ってみますと、やはり観光バスの入込が少ないんじゃないかと私はいつも感じるんですけれども、温泉の再稼働ということが言われますけれども、この観光バスの入込数を何とかふやすということが大事じゃないかと思うんですが、その辺について何かいい策はないかお聞きいたします。

○水産商工観光課長（高田 総） 森議員の3回目の質問、観光バスの誘致等、旅行者等とのタイアップについての質問にお答えいたします。

道の駅たるみずの来館者数につきましては、東九州自動車道、大隅縦貫道の開通や桜島の噴火活動等さまざまな要因による影響が考えられます。その中で、多くの来館者を伴いますバスツアーなどを企画される旅行代理店の方々は、噴火活動や降灰の影響により、リスク回避対策を取らざるを得ない状況もあると聞いておるところでございます。現在は、降灰の影響もなく、噴火活動レベルも2に引き下げられておりますことから、道の駅の指定管理者であります芙蓉商事様と連携して、県内外の旅行業関係先に誘致活動を展開し、来館者増に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 正勝議員 観光バスの取り込みというのは非常に大事だと思いますので、ぜひ頑張ってくださいというふうに思います。

4回目の質問をいたします。

鹿屋商工会議所の坪水会頭が、南日本新聞に「車や人の流れは変わったが、経済効果は余り見えていない。人及び買い物客を含め、地元の

人が流出しないような工夫を行政や事業者が連携して考える必要がある」と語っておられますが、これについてはどのように考えますか。

それと、これに対する今後の課題は何かないのか、あればおっしゃってください。

○水産商工観光課長（高田 総） 森議員の4回目の質問、南日本新聞に掲載された鹿屋商工会議所坪水会頭の記事並びに今後の課題や対策についての質問にお答えいたします。

交通インフラ等の整備におきましては、利便性が向上することで、地域によっては通過点となる危険性があり、より利便性の高い周辺部へ、人や物が流出する傾向があると考えられます。特に、本市は、通勤・通学を初め買い物等において周辺自治体への依存度が顕著であり、経済的な流出も大きいと考えているところでございます。その対策として、本市におきましては、少しでも長く市内に滞在していただき、地域経済に少しでも多くの効果をもたらしていただけるよう、県の観光課やマスコミ等と連携した垂水市の特集番組の設定や観光拠点施設の整備、並びに体験メニューの提供やイベントの開催等、交流人口拡大に向けた取り組みを行っているところでございます。

今後も、周辺の商工業事業者等、関係者の皆様と連携し、県内外からのお客様へのサービスを充実することで、垂水市内に長く滞在していただけるような環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森 正勝議員 ぜひ観光対策については頑張っていたきたいというふうに思います。

次に、学校の安全対策についてでございます。遊具につきましては、28年度までに完了する見込みでありますと課長言われましたけれども、私としては28年度までにぜひ整備を終わっていたきたいと思いますので、財政課長、ぜひ御協力をいただいて、28年度までにぜひ完了して

いただきたいというふうに思います。

それから、火災警報器ですか、報知器と言いますかね、どっちだかわかりませんが、火災警報器の設置状況を教えていただきたいと思います。

○教育総務課長（保久上光昭） 森議員の学校の火災警報器の設置状況についての御質問にお答えをいたします。

本市に所在する8小学校、1中学校における自動火災報知設備の設置状況は、垂水小学校を含む4小学校と垂水中央中学校は設置済みでございますが、新城小学校、柗原小学校、協和小学校及び牛根小学校の4小学校については、未設置となっております。

以上でございます。

○森 正勝議員 未設置のところがあるようでございます。これに対して設置義務はあるのか、法的な縛りはあるのか、それについてもお聞きいたします。

○教育総務課長（保久上光昭） 学校の火災警報器の設置義務についての御質問にお答えをいたします。

学校施設への児童火災報知設備につきましては、消防法第17条に、「学校には、消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動用必要な施設について、消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有することと規定されております。

また、消防法施行令第21条に規定する、自動火災報知設備の設置基準において、学校は対象施設に含まれますことから、自動火災報知設備の設置が義務づけられております。

以上です。

○森 正勝議員 消防法で設置義務があるということでございます。不設置校は早急に設置すべきではないかと思っておりますけれども、これについてのお答えをお願いいたします。

○教育総務課長（保久上光昭） 未設置校への

火災警報器の設置を急ぐべきではとの御質問にお答えをいたします。

未設置の4小学校については、消防法第4条の規定による本市消防本部の立ち入り検査により、速やかに改善するよう、平成27年10月に文書による改善指導を受けておりますことから、今後、設置のための調査を実施し、計画を策定の上、取り組んでまいりたいと存じます。

以上でございます。

○森 正勝議員 早急に設置をお願いします。

終わります。

○議長（池之上誠） ここで暫時休憩いたします。

次は、3時55分から再開いたします。

午後3時41分休憩

午後3時55分開議

○議長（池之上誠） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番、村山芳秀議員の質問を許可いたします。

[村山芳秀議員登壇]

○村山芳秀議員 本日最後の登板となるか、わかりませんが、よろしくお願い申し上げます。

9月議会終了後、初めての議会報告や、けさほどの堀内議員からもありましたように、広島市や三次市、邑南町への常任委員会視察など経験させていただきました。また、10月末に新たに策定されました人口ビジョンや総合戦略を踏まえて、さきに通告していました案件について御質問を申し上げます。

1番目の人口ビジョンと人口減少対策プロジェクトの整合性について、お尋ねします。

6月議会の私の初質問の際、10年後の人口設定について企画政策課長から、「総合計画の範囲内であるから、1万8,000人で問題はない」と回答をいただきました。まずは、昨年度から始まった人口減少対策プログラム、2年目を迎え、これまでの進捗状況と来年度へ向けた取り

組みについて、来年の2月ごろにはことしの10月に実施されました国勢調査の速報値も出されると思います。来年度の計画について大まかな方向性や新たに検討していることがあれば、お尋ねをします。

次に、今回の人口ビジョンの中身を詳しく見てみますと、人口減少対策プログラムの策定時に調査したデータをかなり使用されておりますが、同じデータを使って目標人口にかなりの開きがあります。人口減少対策プログラムは8年後の平成35年に1万8,000人、今回の人口ビジョンは10年後に1万3,270人に設定をされております。今回、人口ビジョンの策定に当たって修正をしたと報告がありましたけど、2つの目標人口設定に整合性があるかをお尋ねをします。

2番目に、公民館と自治組織の地域づくりのあり方についてです。

今年度策定中であります垂水校区の地域振興計画で、市内の9つの全ての地域の10年計画ができ上がります。地域の思いが詰められているものでございます。これまででき上がった計画書を見ますと、それぞれに特色のある地域づくりを考えておられます。22年度にでき上がった大野地区につきましては、先行して5年が過ぎようとして、ことしは地域づくりの表彰も受けておられます。

これまで垂水市の公民館活動は県下でも名が知られ、これまでも、かつて文部大臣賞を受賞した新城や、中央公民館、大野、水之上といった伝統的な活動が盛んで、昨年からことしにかけても受賞するなど、先進的なところがあります。

ただ、これらの地域につきましては、長年、農村振興運動や村づくり運動など、農林課を中心とした生産面の基盤整備を含めて、地域全体の振興計画をつくり上げてきて、その伝統を受け継いでこられたところが大きいと思います。もちろん地区公民館を核とした人づくり、生涯

学習といった面でも功績は大きいと、改めて思う次第でございます。これまで、先輩方が振興会活動もあわせて、しっかりと村を守ってこられました。

しかしながら、急速な少子高齢化、低迷する本市の経済情勢、地域社会の活力低下、空き家、空き地、耕作放棄地あるいは高齢者福祉、地域福祉、集落の維持管理など、地域課題を解決する力がだんだん減少し、大きくのしかかってきております。

垂水市は、第4次総合計画の中で基本理念の1番目に、市民と協働のまちづくりが定義づけられております。そして、住民による住民のためのまちをつくと定義し、9つの地域特性を生かした自立したまちづくりを進めるため、主体的な行動が行える仕組みづくりを進めるということをうたっております。

今後、今年度でき上がります垂水校区を含めて、新たな地域づくりのあり方が問われているか、お尋ねします。

これに関連しまして、地域担当職員のサポート体制についても経緯と現状について、お聞かせください。

3番目の森の駅たるみずの今後についてでございますが、10月号の市報で指定管理者の募集記事が出ておりました。民間で行えるところは民間に委託するという流れにつきましましては、もちろん異論はないんですが、当分の間は市の直営で行くという方針から、今回の指定管理者募集に至った経緯と、あそこで活動する生活改善グループ、今、山岳会が行っておりますキャニオニング、それから9月議会でも取り上げられましたけど、安全対策など、今後これらがどのような方向に向かうのか、お考えをお聞かせください。

最後はふるさと納税についてですが、午前中から先輩議員の皆様から質問があり、取り組み

については理解したところですが、答弁になかった大隅半島の直近の状況、また現在、書店にはふるさと納税関係のさまざまな本が出版され店頭にも並んでおります。インターネットを使った地域間競争の時代に入ったと言えます。また、来年度からは税制改正で企業版のふるさと納税制度も今検討されております。

ことし6月号の市報でふるさと納税を特集されておりますが、商品の多さや還元率だけではなく、ふるさとチョイスを初め、やはりメディア戦略も重要な部分でございます。メディアの活用方法について思い切った策はお考えでないか、お聞かせください。

以上で第1回目の質問を終わります。

○企画政策課長（角野 毅） 村山議員の人口ビジョンと人口減少対策プログラムの整合性についての御質問にお答えをいたします。

人口減少対策プログラムは、早急な人口減少対策を行うため、第4次垂水市総合計画後期基本計画に位置づけし、垂水市人口減少対策本部を設置いたしまして、平成25年度に策定したものでございます。プログラム策定後の平成26年度、27年度は、本プログラムに基づき、住環境整備と子育て支援の充実を中心に事業を展開してきたところでございます。

このように他の市町村に先駆けて人口減少対策に取り組んでまいりましたが、議員も御承知のとおり、国も昨年、人口減少対策のため地方創生という考え方を示し、全国の自治体に、長期の人口見通しを示す人口ビジョンと地方版総合戦略の策定を要請をいたしました。

本市においても、このような国の動向と足並みをそろえ対応していく必要があると判断し、昨年12月、人口減少対策本部を廃止し、垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略本部を設置いたしました。その後、審議会や地方創生等特別委員会等で審議をいただきまして、本年10月29日、垂水市人口ビジョン及び垂水市まち・ひ

と・しごと創生総合戦略を決定いたしました。

以上の経緯も含め、人口ビジョン及び総合戦略それぞれの計画書冒頭に、人口減少対策プログラムにかわる新たな計画としたことをお示ししておりますので、御理解をいただきたいと考えております。

続きまして、村山議員の公民館と自治組織の地域づくりのあり方についての第1回目、地域振興計画の持続的推進に当たっての公民館と振興連の組織づくりについての御質問について、お答えをいたします。

本市における地域づくりに関しましては、第4次垂水市総合計画の基本構想におきまして、公民館を拠点として活動していくことが望ましいとし、地域づくりの拠点を9つの地区としております。現在、8地区で策定を終え、地域振興計画によるまちづくりが推進されております。当計画は、各地区における地域づくりの考え方や地域の将来像を盛り込んだ10年計画であり、策定から行動計画による地区の特性を生かしたまちづくりに至るまで、行政主導ではなく、地区住民の手により実行されております。

現在、8地区で策定済みの地域振興計画であります。地区公民館を中心とした活発な地域づくりに対しまして高い評価を受けております。大野地区が平成25年度に県知事賞と大隅地域振興局長賞を受賞しました。今年度は全国過疎地域自立促進連盟会長賞を受賞いたしました。そのほか、新城地区が平成25年度に農林水産大臣賞を、水之上地区が平成26年度に優秀賞をそれぞれ受賞いたしております。

また、計画策定済みの8地区全てにおきまして、総務省事業の採択を受けましたことは、地域振興計画におけるまちづくりが推進され、各地区の取り組みが国からも高く評価されているということでございます。公民館を中心としたまちづくりが持続的に推進されていることから、今後も公民館を中心としたまちづくりを推進し

ていきたいと考えております。

○社会教育課長（森山博之） 村山議員の公民館と自治組織の地域づくりのあり方について、公民館を所管いたします観点でお答えをいたします。

御承知のとおり、社会教育法では公民館は、市町村その他一定区域の住民のために、実際に生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とすると定められております。

近年、過疎化や少子高齢化が進み、家族形態の変容や価値観の多様化などにより、地域社会の人間関係が希薄化しております。

加えまして、ひとり世帯がふえ独立化し、地域の課題も多様化しておりますことから、解決に向けて校区住民が協力し合い一体となって取り組むことが必要であると考えております。

このことから、社会教育法の趣旨を踏まえ、9地区公民館では、地域活動の拠点として、さまざまな事業を展開しております。

地域振興計画の策定に当りましては、自分たちの地区のあるべき姿を目指し、地区住民みずからビジョンを提案し、計画策定後は、計画の実現に向けて事業を展開し、設備や機材の整備も図られ、これまで以上に充実した取り組みが行われております。

先ほど企画政策課長の答弁にもありましたが、大野地区公民館を初め新城地区公民館、水之上地区公民館などが、こうした活発な活動が高く評価され、表彰されております。

平成26年度に本県で開催されました九州地区公民館研究大会では、大野地区公民館の伝統芸能であります棒踊りを県代表として披露され、今年度、長崎県で開催されました九州地区公民館研究大会では、同じく鹿児島県を代表いたしまして新城地区公民館が活動事例の発表を行い、

脚光を浴びたところであります。

これらの実績につきましては、これまでの活動が高く評価され、他の県の公民館活動にとりましてもモデルとなり、大いに参考となり得るものであります。

さらには、今年度、第35回を迎えました垂水市地区公民館経営研究会を去る11月29日に開催し、約160名の参加があり、境、協和、水之上の3つの地区公民館がそれぞれのテーマに沿って活動事例の発表を行いました。その後、分科会に分かれて地域の特性を生かした公民館活動などについて意見交換や協議がなされ、これからの公民館経営に大いに生かされるものであります。

また、県社会教育課より専門委員をお招きし、指導、助言をいただきましたが、他の自治体ではこのように多くの方が参加し開催される事例は余りなく、本市の公民館の活発な取り組みは、県内でも高く評価されているということでもあります。

教育委員会といたしましても、このような公民館の取り組みから、それぞれの地域にとって公民館はなくてはならない存在であり、引き続き地域振興計画の策定内容に基づき、連携を緊密にして公民館の目的を果たしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○市民課長（白木修文） 村山議員の地域担当職員の地域サポート体制についての御質問にお答えいたします。

これまでの経緯と現状についてですが、地域担当職員制度とは、市町村が、住民自治の確立と住民自治のニーズを把握するために、中学校区、小学校区、振興会単位で地域を区切って、その区切った地域を職員が通常の業務とは別に、地域の担当者として、行政の立場から地域にかかわっていく制度です。

本市では、平成18年9月より、当時の市長の

命を受け、ワーキンググループで地域担当職員について調査検討を始め、平成20年4月1日より、ボランティアでの活動として市内を15地区に分け、この制度はスタートしております。

地域担当職員の活動内容といたしましては、市からの情報提供、まちづくりへの提言やアイデアなどを市の政策に反映、生活に密着した地域の課題等について地域の皆さんとともに解決するための話し合いに参加し、地域の運営及び活動への参加や支援を行うこととなっております。

平成26年度での活動実績ですが、回数で40回、活動時間で83時間15分、延べ参加人員77名となっております。

以上でございます。

○水産商工観光課長（高田 総） 村山議員の森の駅たるみずが指定管理者募集に至った経緯についての質問にお答えいたします。

森の駅たるみずは、平成22年4月に開設され、6年が経過しようとしておりますが、近年におきましては、周辺施設との連携や交流人口拡大に向けた取り組みにより、施設の利用者も年々増加している状況であるものの、毎年300万円程度の赤字が発生しており、光熱水費等の維持経費に基金を充当しているのが実情でございます。

また、議会や産業厚生委員会におきましても、指定管理者制度導入の時期について質問や御意見をいただき、その移行に向けての準備を進める旨の答弁を行った経緯もありますことから、指定管理者制度の導入により、民間の活力を最大限に活用して、施設の充実や、猿ヶ城地域一帯の観光資源の活性化と振興を図るために、本年10月1日付で、広報誌やホームページ等で広く指定管理者の公募を行ったところでございます。

続きまして、生活改善グループ、キャニオニング、安全対策の基本的方向性についての質問

にお答えいたします。

生活改善グループにつきましては、現在、生活研究グループという名称になっているようでございます。今回は、指定管理者制度導入に関する質問と理解しておりますので、生活研究グループにつきましても、私のほうからお答えさせていただきます。

なお、今回の答弁につきましては、指定管理者制度が導入されたものと仮定してお答えさせていただきますので、御了承ください。

まず、生活研究グループの利用でございますが、今回の指定管理者制度導入におきましては、活性化施設内の農産加工室は対象外としておりますことから、農産加工室の利用につきましては、現状どおり、農林課へ申請書を提出して利用していただくこととなりますので、生活研究グループの皆様の利用につきましては、影響はないと考えております。

続きまして、キャニオニング等の川遊びにつきましては、猿ヶ城溪谷における重要な体験メニューの一つでございます。地域の観光入り込み客をふやし、地域の振興を図ることを目的として応募された指定管理者候補者であると理解しておりますので、山岳会との連携において継続していただけたらと思っております。また、本市といたしましても、継続を強く要望してまいります。

続きまして、安全対策でございますが、これまでの取り組みといたしまして、10月に専用の緊急電話を設置、また本年中にKDDIのアンテナ設置が実現するよう協議や事務を進めていることから、これまで以上に安全対策に対する環境の改善が期待できると考えているところでございます。

今後の方向性でございますが、新たな指定管理者に対しまして、防災マニュアルや安全マニュアル等の作成、緊急連絡体制の確立並びに関係機関と連携した防災訓練や普通救命講習の実

施について、協議、指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○企画政策課長（角野 毅） 村山議員のふるさと納税に関する質問にお答えをいたします。

本年度の大隅地域におけるふるさと納税の実績でございますが、現在、まだ年度途中で最終集計が出ておりませんが、その中で、曾於市、志布志市、大崎町、鹿屋市におきましては、億を超えたということで情報が入ってきておる状態でございます。

また、本市のふるさと納税に対する広報戦略につきましてでございますが、寄附者獲得のための自治体間競争が過熱する中で、他自治体との差別化を図る、メディア、インターネット、情報誌などを有効活用し、情報発信を行ってまいりました。

まず、メディアの活用策でございますが、先ほど川畑議員の御質問でも御紹介をいたしました、100万円以上の高額寄附者に対する豪華特産品の贈呈式や、年間5人の方に森伊蔵が当たるダブルチャンス抽選会をプレスリリースし、メディアを有効に活用した情報発信に努めてまいりました。

次に、インターネットの活用策でございますが、平成27年4月から、本市のホームページリニューアルに伴い、ふるさと納税専用ページを設けました。

また、ふるさと納税ポータルサイトである「ふるさとチョイス」に情報を掲載することで、情報発信を行いました。このふるさとチョイスは、ことしの寄附者申し込みの約7割強、正式には74.4%が申し込みをされておりますので、今後もふるさとチョイスを有効に活用して情報発信を行ってまいりたいと考えております。

最後に、情報誌の活用策でございますが、現在、全国のふるさと納税返礼品の紹介をする情報誌が多数出版されております。その中でも本

市の返礼品や制度が取り上げられて、情報誌を見られての問い合わせも多数いただいているところでございます。

以上のように、メディアの活用や、インターネットや情報誌への掲載は重要であると考えられますので、積極的な情報発信と取り上げていただけるような工夫に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○村山芳秀議員 それぞれ丁寧な御答弁ありがとうございました。それでは、一問一答方式でお願い申し上げます。

2回目の質問に移ります。確かにこの人口減少対策プログラム、私どもの垂水を取り巻く利便性のある都市を考えると、なかなか難しさがございます。それゆえに、内発型の産業おこし、観光、それから地域づくりといったものが非常に大事になってきております。

人口減少対策が一挙に進むとは考えておりません。ただ、今回の人口ビジョンが本来の人口構成に近い目標値で、ここからこれからのまちづくりを始めるということで理解をしてよろしいんですね。

人口ビジョンでは、2030年、今から15年後には転入、転出が同数になって、人口移動が均等になるというような目標を掲げております。これは現在ずっと続いております社会減がなくなるということですが、垂水市の高校生の卒業生とかいう人口構成を勘案すると、なかなか難しい部分もあるのかなという気もします。

また、出生、死亡につきましても、自然減は当分続くのではないかというふうに思われます。

さらに、人口ビジョンは、合計特殊出生率を1.8というのを指すとしておりますけど、これは人口がふえも減りもしない、人口置換水準にはやはり足りなくて、市としても、この先ほどの自然減というのも2030年以降も続くということを確認しているということになります。

現在、市民の皆さんには、昨年5月に市報で大々的に特集を組みました1万8,000人という人口目標の人口減少対策プログラムが対外的には生きているような状態でございます。この説明をどう取り扱っていくのか、また人口ビジョンの市民への説明、今後どうされるのか、再度質問いたしたいと思えます。

これに関連して、市長にちょっとお尋ねをしたいと思いますんですが、これまで2年間にわたってやってきた人口減少対策プログラムの目標1万8,000人というのはもう引っ込めるのか、現在そういう、これまでは本気で達成する気があったのか、達成させようという、今度は目標を変えるということなんですけど、この辺のお気持ちを聞かせていただければ、ありがたいです。

○企画政策課長（角野 毅） 村山議員の2回目の御質問にお答えいたします。

市民への周知策ということでございますが、これまで計画策定状況の取り組みは広報たるみずでお知らせをしてまいりました。しかしながら、総合戦略に限らず、地方創生全般の情報が市民に十分浸透してないということは、私どもも認識しているところでございます。

このため、垂水市人口ビジョンと垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略を初め、平成28年度以降に本格的に取り組んでいくこととなる新規事業等についても、わかりやすい説明を心がけ、情報が十分浸透していくように広報に努めてまいりたいと考えております。

○市長（尾脇雅弥） これまでの人口減少対策プログラムの経緯に関しては、村山議員も庁内の一課長として参加をしておられますし、今は議会の一人として参加もしておられますので、プロセスは今担当課長がお話をしたような状況でございます。

後期基本計画に位置づけして、減少対策本部を設置して策定をしました。26年、27年度に関しては、主に住環境整備と子育て支援の充実と

いうことで取り組みをしてきたわけですが、先ほどもお話をしましたように、地方創生の人口ビジョンと地方版総合戦略の策定の要請の中で、昨年12月に人口減少対策本部を廃止をして、垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略本部を設置をしたということでございますので、人口減少対策プログラムにかわる新たな計画ということで、この数字の目標で努力をしていくということになるかと思えます。

○村山芳秀議員 ということは、この1万8,000人というのは何だったのかという部分もやはり出てきます。ちょうど昨年5月の南中の売却問題等もあったころの発表だったんですけど、やはり一旦そういう目標を決めて、10年計画であったわけでございます。そういう部分でいけば、もっともっと市長の強い決意というか、そういう部分も欲しかった部分ではございます。

3回目にしまして、この今回策定された人口ビジョンでは、8年後ですか、8年後の——10年後の平成37年に1万3,270人、この計画というのは、再来年、第5次総合計画を策定されると思えますけど、ここにつながっていくのか。つながっていくと思えますけど、そこ辺は企画課長はどのようにお考えか。

○企画政策課長（角野 毅） 当然つながっていくものというか、最上位計画でございますので、十分加味した計画になっていくというふうには認識しております。

○村山芳秀議員 今回、この人口ビジョンの関係、人口減少対策プログラムの再策定をということで、牛根境の森さんという方がちょっと電話をいただきました。チラシをつくって、立派なチラシでした、配布をされております。かなり経費もかかってやったことだと思われま。何か一部には新聞折り込みも入れたというようなことでございます。まとまったら議会のほうへ請願を行いたいという協力依頼でございましたけど、今議会には出ておりませんが、森さん

は、計画策定における市民と行政の信頼関係というのを求めているらっしゃって、さらには人口減少に対する真摯な対応ということで望んでおられます。

こういう形で、市民の方々、さまざまな思いを持っていらっしゃる方もいらっしゃいますので、この人口目標が変わったということをぜひまた市報等でも、人口ビジョン、こういうふうになりましたというような形で広報していただければと思います。

以上で人口ビジョンについては終わります。

次に、公民館と自治組織の地域づくりのあり方でございます。公民館を核としてやられること、これにつきましては、何ら異議を申し上げるわけでもございません。ただ、教育委員会所管の公民館長を中心として、今、地域課題に全力で当たっていらっしゃいます市長部局、地域づくり、それから、さまざまな問題、地域の実情がでございます。

この政策を進める上で、新たに、今ある公民館の組織の中でどうしても、先ほど出ましたように、社会教育法、それから公民館設置条例等の制約というか、そういう部分では自由な活動というか、そういう部分、今、まちづくり交付金にしましても地区公民館が出すという形をとっていらっしゃいます。片や一方では、地域のことでは振興会組織がでございます。そういった地域の体制づくりを一本化したような任意の組織、これは10年前に合併をした市町村におきましては、コミュニティ協議会とか、地域づくり協議会とか、そういう形で成功しているところもあれば、失敗しているところもあるわけなんですけど。

要は行政がリーダーシップをとっていただいて、地域課題に一丸となって推進するようなシステム、例えば民間に任せる、市民に任せるところは任せていくという仕組みづくりを、公民館という枠ではなくて、もっとその公民館の組

織を生かしてつukれないかという思いでございます。

2つ目の質問としましては、私どもの牛根麓振興会、3つを合併して、旧振興会を班のような、分会みたいな形にして、行政のいろんなものをする仕組みをつくりました。後でまた質問させていただきますけど、今回、垂水校区のまちづくりを進める上で、やはり大きなブロックである程度考えたような組織づくりは必要なのではないか。それは振興会組織も含めてなんですが、浜平地区、市木とか元垂水、振興会が今の状況のまま推移していくと、どうしても公民館との部分で弱い部分があるのではないかと考えるところです。

特に、中心部、垂水校区につきましては8,000人、垂水の人口の6割弱ですか、次、協和がありますけど、2,000人ぐらい、その4倍もいらっしゃるところに、けさほどありましたけど、地区公民館がない、一室を借りてるという状況で、これからまちづくりを進めるという点では、なかなかやっぱり厳しい状況があるのではないかと考えております。

それで、こういう今使っているような財源を使って、地域の独立、自治組織の独立、独立というか、権限と、それから財源を移譲するような形で今後進める気はないか、そこを企画課長にちょっとお尋ねします。

○企画政策課長（角野 毅） 答弁が正しいのかどうかわかりませんが、今現状でございます公民館組織の中でのまちづくり、地域づくりというものについて、我々は非常にスムーズに、非常にいい形で進行しているものというふうに認識をしております。

村山議員のお考えをされている組織づくりというもの、ひとつコミュニティーという形では成功事例、それから、もとに戻した事例、いろいろございますけれども、ただ、自治組織、公民館という組織の中で、振興会という組織のあ

り方までを含めて考えるということになりますと、非常に長いスパンを要するものだろうと考えております。

垂水校区の地域振興計画につきましては、そのような長いスパンをかけながら、振興会の統廃合であるとか、統合といったような問題を解決しながら進めていくには、いささか次元の違う世界になってしまうのではないかと考えておりますので、現状の中では、現体制下のもとで地域振興計画、垂水づくりは進めていかなければならないのではないかと考えております。

○村山芳秀議員 現体制で進めていくということで、やっぱり、先ほど私は最初の質問でしましたように、これまでの本当に実績、長年、40年、50年かけてつくったところ、村づくり、それから農村振興運動、基盤整備、いろんな意味で、地域では、中心部は別としまして、地域ではそういうのが伝統的に、特に垂水のよさでもございます。それを何ら否定するものではございません。これからやっていく垂水校区、やはりその中心部が栄えるということ、それは非常に今後のまちづくりに大きな影響を及ぼしていくというふうに考えております。

この体制で地域づくりを進めなさいと、権限も、そういう体制もできなくてやるちゅうのは、非常にやっぱり無理があるというふうに考えております。どうしても公民館というのは、先ほどもありますように、社会教育法という設置条例の部分で活動は制限されます。

それと、これは副市長、社会教育課長を2年担当していらっしゃったので、ちょっとお尋ねしたいと思うんですが、かつて民間の方の中央公民館長、それから運動公園長、それから文化会館長という形で民間の方なんか、以前ですけど、それがだんだんだんだん行革等が行われて、今、社会教育課長はこれにプラス図書館長という4つをからっていらっしゃいます。

特に、中央公民館長というのは社会教育課長でございます。8つの地区公民館長を束ねるといふ組織図になっているわけですね。その中で地区公民館長、それで中央公民館がございます、今の市民館。そういう組織の中でまちづくりを、公民館の中で、公民館といふか、教育委員会サイドの中のまちづくりを進めるのには、何かやっぱり無理があるんじゃないかというふうに考えるわけでございます。

それで、社会教育課長には悪いんですけど、その4つの館長と本来の社会教育行政を管理、指揮監督しているわけです。ただ、今言いましたように、中央公民館長というのは、市民の方には、垂水地区の公民館長は兼ねてるんだという考えでいらっしゃる人も大勢いらっしゃいます。地区公民館長が中央公民館長を兼ねていると、実際は社会教育課長がやっている。

こういう組織の中でまちづくりを、今後6割近い方々のをやると、やっていくというのについて、副市長、幾つかの兼務でやっていらっしゃると思いましたが、そこ辺の見解があれば、お答えいただければと思います。

○副市長（岩元 明） 流暢な質問をやや居眠りしながら聞いておまして、舟がどこに着くのかと思っておりましたら、私のところに着いてしまいましたので、お答えさせていただきたいと思うんですが。

確かに社会教育課長には、中央公民館長、それから図書館長、文化会館長、それから運動公園長ですか、こういったものを兼務させております。やはりこういったことまで兼務させるには、相当優秀な人材を選ばなければならなかったわけですが、私の時代は体育保健課というのがございまして、体育保健課の中に運動公園長がありましたので、いささか今の時点よりは任務がちょっと軽目でした。

御指摘のそのことが中央地区の、いや、垂水地区と言わなければ非常に紛らわしいんですが、

垂水校区の振興計画づくりにどう、おっしゃるような困難さとかやりにくさというのが伴っているのではないかという御指摘だろうと思うんですが、確かにほかの校区の振興計画とは違った難しさはあると思います。

ですけれども、ほかの地区の進め方でかなり成功してきておりますので、垂水校区にもその手法を用いたんだと思いますけれども、そのノウハウの蓄積というのがございますので、これを何とか生かして垂水校区にも振興計画づくりを取り組ませていただきたいと思います。

そして、社会教育課にはできるだけ御迷惑をかけない形で、今、企画のほうで頑張ってもらっておりますので、その辺のところも御了解いただきたいと思います。

済みません。居眠りで聞いていたちゅうのは撤回させていただきます。（笑声）

○村山芳秀議員 もう4回目になりますけど、教育委員会の皆様には本当に失礼に当たるかもしれないんですけど、中央公民館のあり方、この中央公民館を中央公民館としての能力を発揮するために、以前はこの近くに、3階フロアに教育委員会がございました。社会教育課があったわけですが、教育委員会自体を例えば文化会館、体育館あるいはここから50メートル下の旧朝日生命ビル、関屋氏が所有している、ああいうところに移って、その中央公民館がやっている市民講座とか貸し館事業、そういうのも地区公民館じゃなくて、そういう組織に移譲するか、いろんな方法でこの中央地区のまちづくりができるような体制をとっていただきたいというのを切にお願いして、この部分は終了します。

それから、地域担当職員、かなり弱い部分があると思います。リーダー、サブリーダー、それから地域にそのまま活躍していらっしゃる人もいっぱいいらっしゃいます。こういう部分を含めて、私としては、3人から5人ぐらい、ぜ

ひ市長が辞令を出して、その地域を応援する体制をもっと確立していただきたい。これは要望にかえておきます。

それから、森の駅たるみずの今後についてということで、今、御説明いただきました、指定管理者に至った経緯をいただきましたけど、猿ヶ城という部分で、その背後には自然休養林としての魅力、それから高隈山の照葉樹林、登山道としての魅力がございます。これも要望にかえておきますが、時間の関係でかえておきますけど、もしそういう指定管理者というふうになれば、総合的な部分を含めて行政も一体となって、ここの部分の魅力の再発見を含めて取り組んでいっていただきたいというふうに思います。

それから、ふるさと納税です。これはちょっと御質問させていただきますが、今、数字が上がってこなかったものですから、ふるさとチョイスに載っている数字でいえば、大崎町が半年間で2億5,700万。ということは、これは5億を超える部分もでございます。曾於市が2億3,700万、半年間、鹿屋市が1億6,200万。件数はもう省きます。それから、志布志市が1億2,800万、肝付町3,500万、そして垂水市が1,458万という状況でございます。27年の上半期、9月30日まで。

来年度からは企業版のふるさと納税も出ます。これはけさほどからありますように、還元率の問題やら、いろいろな状況があると思います。この品数。隣の鹿屋市さん、12月1日から、ぱっと開けば財宝さんの品物がぱっと出てきます。財宝さんにしても、ジャパンファームさん、こうして固有名詞を上げるのがいいのかどうか、ちょっとわかりませんが、山田水産、例えばカンコー学生服の尾崎アパレルさん、廣八堂さんとか、市内の水業者の方々がつくっていらっしゃる焼酎とか、いろんな、ここまで、垂水人形とか、いろんな工芸品を含めて、もちろん肉はありますが、やはりそういうアイテムをふ

やしていく部分、そういうところをどんどんどんどん研究していただいて、昨年までトップを走ってたわけですので、優秀な職員の皆さんでぜひ盛り返していただきたいというふうに思います。

このふるさと納税制度、今はもう地域間の競争の時代に入っております。今はもう本当に自治体に対する通信簿みたいな形になってきています。このふるさと納税が地域おこしのきっかけになって、全国ではいろいろな展開がされていると。自治体がやはりそういう地元の中小企業や生産者を後ろから後押しをしていくという体制ができて、地域活性化の起爆剤になっております。

鹿屋が、けさほどもありましたけど、50%という還元率、ぜひこれは近づけていただいて、聞くところによれば、ビワが相当やっぱりリクエストがあったというようなことも聞いております。そういう、何が全国の人たちは欲しいかという部分も、今後のやっぱりそういう戦略にもなっていくと思います。もう10年たったら、牛根もビワの産地ではなくなるかもしれません。

そういう戦略も含めて、ぜひこのふるさと納税、ここに力を入れていただいて、日本全国の垂水ファンというのをつくっていただいて、先ほどの振興会制度の改革もなんですけど、もっと市民の方々に財源と権限を確保することで、垂水の創生という、そういうのを図っていただきたいというふうに思います。

このふるさと納税というのが、これからの地域振興計画にも深くかかわっていくことだと思います。ぜひ企画政策課長、頑張ってください。来年度またお聞きするかもしれませんので、ぜひこのほうに力を入れて地域の活性化に努めていただきたいと要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（池之上誠） 本日は以上で終了いたします。

△日程報告

○議長（池之上誠） 次は明日午前9時30分から本会議を開き、一般質問を続行いたします。

△散 会

○議長（池之上誠） 本日はこれもちまして散会いたします。

午後4時52分散会

平成 2 7 年 第 4 回 定 例 会

会 議 録

第 3 日 平成 2 7 年 1 2 月 9 日

本会議第3号（12月9日）（水曜）

出席議員 14名

| | | | |
|----|-------|-----|------|
| 1番 | 村山芳秀 | 8番 | 持留良一 |
| 2番 | 梅木勇 | 9番 | 池山節夫 |
| 3番 | 堀内貴志 | 10番 | 北方貞明 |
| 4番 | 川越信男 | 11番 | 森正勝 |
| 5番 | 感王寺耕造 | 12番 | 川尻達志 |
| 6番 | 堀添國尚 | 13番 | 篠原静則 |
| 7番 | 池之上誠 | 14番 | 川畑三郎 |

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

| | | | |
|---------|------|--------|-------|
| 市長 | 尾脇雅弥 | 水産商工 | |
| 副市長 | 岩元明 | 観光課長 | 高田 総 |
| 総務課長 | 中谷大潤 | 土木課長 | 宮迫章二 |
| 企画政策課長 | 角野毅 | 水道課長 | 北迫一信 |
| 財政課長 | 野妻正美 | 会計課長 | 堀内昭人 |
| 税務課長 | 池松烈 | 監査事務局長 | 楠木雅己 |
| 市民課長 | | 消防長 | 前木場強也 |
| 併任 | | 教育長 | 長濱重光 |
| 選挙管理委員会 | | 教育総務課長 | 保久上光昭 |
| 事務局長 | 白木修文 | 学校教育課長 | 下江嘉誉 |
| 保健福祉課長 | 篠原輝義 | 社会教育課長 | 森山博之 |
| 生活環境課長 | 田之上康 | | |
| 農林課長 | | | |
| 併任 | | | |
| 農業委員会 | | | |
| 事務局長 | 川畑千歳 | | |

議会事務局出席者

| | | | |
|------|------|----|------|
| 事務局長 | 磯脇正道 | 書記 | 橘圭一郎 |
| | | 書記 | 瀬脇恵寿 |

平成27年12月9日午前9時30分開議

△開 議

○議長（池之上誠） 定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△一般質問

○議長（池之上誠） 日程第1、これよりきのうに引き続き一般質問を行います。

それでは、通告に従って順次質問を許可いたします。

最初に、12番川尻達志議員の質問を許可いたします。

〔川尻達志議員登壇〕

○川尻達志議員 おはようございます。先般執りおり行われました国文祭、それに伴う、YOSAKOIソーランですか、市外からたくさんの方が見えられて成功裏に終わったと、非常にありがたいことだなど、関係者に心から御苦労さまと感謝の念を伝えたいと思います。そして、そのとき見えられた方がリピーターとして帰ってこられるまでが今回の国文祭とYOSAKOIソーランだろうと思います。ぜひ、これで終わりではなく、そういう方々がまた垂水に来てくださること御尽力をお願いしたいと思います。改めて関係者の皆様方に感謝を申し上げます。

ここで本来ならば、質問に入るべきなのでしょうけれども、実はきのう一般質問を1日聞いておまして、あれっと思うようなことがありました。というのが、私のほうから見ると、こっち側の方々にいっぱい質問が集中してる。答弁も当然そうなります。いろいろ事情はあるんですけども、きのう一般質問の中で出てきたこと、新しく、新規の事業が非常に多くなっています。まず、ふるさと納税、6次産業、それ

から南の拠点の話、それから、出ませんでしたけれども、今抱えている事業でも人口減のプログラムがあります。それから、森の駅、道の駅、それからプレミアムクーポン券とか、千本イチヨウの話、さらには、桜勘祭、それから保健福祉課は地域包括センターとか、子育て支援とか、さまざまな問題が出ております。これが一部の課に集中しているような気がします。これが世の流れとおっしゃれば、そのとおりのかもしれません。そういったことに一所懸命対応されてる課長さん方、そしてまた職員の皆さん方には敬意を表するわけですが、私が心配するのは、これだけの新規事業をいっぱい抱えて、また近い将来、来年度ですか、地方創生もこれまた乗っかっていく。そうしたときに私が心配する労働荷重の話なんです。残業の話。有給休暇の処理はできるのか。果たして、土日に出ることも多いでしょう。代休はしっかりとれてるのか。なぜ、こういうことを言うかといいますと、本市でも起きてるんですが、定年前の優秀な職員が途中でリタイアをしている。さらには新しく入った希望を持って役所に就職した若い人たちが挫折をしてやめていく。職員の中には心の病で休んでる方もいるやに聞いています。事業をするのはいいこと、当たり前のことですが、そこに労働荷重があったらいけないなという思いがきのうしたということでもあります。ぜひ、ここらについても、また後での質問の中で触れられたら、ちょっと少しだけ触れてみたいと思います。

それでは6次産業ですけれども、まず、この制度がスタートしてから、4、5年にはなるんでしょうか。政府が言い始めてから。その間、尾脇市長もしっかりとこのことを取り組まれて、垂水の将来あるべき姿ということで話をされております。特に1年前の市長選挙では、垂水の養殖業5、6百億の潜在価値があるという話でした。垂水市の予算の5、6年分の、その話を

聞いて、なるほどなって、こういう考え方もあるんだということで、ショックを受けたことを覚えておりますが、きのう池山議員もおっしゃいましたけれども、そろそろ具体的にしていかないと、金を使いながら、いけないんじゃないかとそのように思います。

そこで、まず、この件については、それぞれ担当課があると思うんですが、それぞれの担当課がこれまでの経過と考え方、進め方、もう、ぼちぼち具体的に出てこない、なかなか、ほかのところには負けていくんだらうと思います。と申し上げますのも、実は私ども産業委員会で宮城県の登米市というところに行ってきました。これが登米の資料ですけども、具体的なことは差し控えますけれども、重要な点が二、三あります。具体的な話をします。ある畜産会社が自分の牛を最後まで、ステーキ肉、焼き肉までしてと食べさせてやる。こういった確実に、大きいことじゃなく、それぞれの業者ができる範囲でやっていく。例えば、農家が自分たちでつくった野菜をカットして、宮城県ですから仙台あたりで売ってると。全国展開ということじゃなくて、確実に進めているということを知りまして、なるほどなって思いました。そういったこともあって、本市の6次産業について質問いたしました。

それから南の拠点ですけども、これもいろいろと課題があるにしても進めていかなければならないという市長の方針ですので、あえて反対は申し上げませんが、これについて、私ども思いで一番心配なのは法定外からの繰り入れの話であります。きのう北方議員も質問されましたけれども、国保とか、老健とか、そういうのは将来みんなが使う可能性があるのではやむなしと、税収が少ない中で、と思うのですが、私が心配するのはただ一つ、これまでも言ってきましたけれども、境の漁集、それから、段・小谷の簡易水道を繰り出しをしております。こ

れは税の公平の使い方という観点から非常に問題がある。これを認めた我々にも責任の一端があることも事実です。ですから、こういうことが繰り返されないように、南の拠点について、いろいろと心配してることを申し上げたいと思います。まず、財政課長、法定外の繰り入れの危うさについて、どう考えるか。

それから、この南の拠点の話が出たのは水迫市長時代の話だったと記憶をしております。その当時と今と比べて、大隅半島の人口はかなり減っております。これからも減ります。加えて東回りの縦貫道ができました。きのうの質問の中で垂水フェリーも、月だったですか、4,000台から8,000台減っております。ここいらはわかりました。桜島フェリーもかなり減ってるんだらうと思います。そして、なぜ、大型バスの話も出ましたけれども、大型バスは何で通らないか。これから、まだまだ通らなくなります。多分大型バスが通るのは内之浦であり、佐多岬であり、垂水が目的ではありません。そうしたときに、これは必ず東回り縦貫道を通ります。と思ったほうがいいでしょう。全部否定はしませんけども。そういったことで、そこいらの調査状況、通行量の調査状況はどうなってるのかということでもあります。

それから、多分、道の駅と同じ魚ですか、カンパチであり、ブリであり、それから豚肉であり、鶏であり、ほとんど同じ、そういうことになっていくんだらうと思います。そうしたときに、道の駅と南の拠点で同じ出荷者が出た場合に売れる方向に流れるおそれもある。そういった具体的な心配ですけども、そこいらについてはどう考えていらっしゃるのか。要するに出荷組合が両方とも一緒なのかということ。

それと、あと先ほど触れたんですけども、南の拠点ができたときに、垂水市役所として、どこが窓口になるのか。ここも大きな問題です。なぜならば、過去にも道の駅は企画がして、商

工観光がです。森の駅も、今度、農林課だったですか。農林課いろいろ問題があったんですよね。補助金を受ける中で商工観光課で対応できるのかと。でも、何とか、商工観光が受けたから出来たと。そういった中で、先ほど言いましたけれども、一部に負担が行き過ぎるのかなという思いも持っております。まず、施設の管理運営はどうなっていくのかということ。まず4点をお伺いをしたいと思います。

それから、教育力の向上なんですけれども、これについては、きのうも東進ハイスクールの話が出ました。これは垂水高校の定員をふやそうという策でありまして、私が今これから申し上げることは、教育というのは、教育力というのは、小学校の3年生まででほとんどが形成される。90%以上が。数学で言えば、足し算、引き算、掛け算、割り算、小数点、分数、それから国語で言えば、読み書き、社会で言えば、地図を見て、川の名前を覚えたり、土地の名前を覚えたり、それから理科は天文の話、それから動物があり、虫であり、そういったことを小学校の3年生までやります。私もそういった意味では皆さん方と違って落ちこぼれた口です。1年から3年の間に。当然そういったことは学校教育課長御承知のとおりだと思うんですが、そういったことを前提に立って、今回土曜授業が久しぶりに再開をされました。まず、なぜ再開に至ったのか。もともと私もこれが廃止になるときに労働運動をしとったはずですが。そのときに時間短縮を盛んに言う時代でした。日本が2千2~300時間、ドイツが1,600時間ということ、何とか覚えてますけども、そういう時代の話で、先生たちも労働者であるということも大きな土曜授業を廃止するに行ったファクターの一つだったと思うんですが、今なぜ、この問題が復活してきたのか。それとまた導入をして間もないんですけれども、子供たちであり、学校であり、それから保護者の反応はどうだったの

かということをお聞きしたいと思います。

○農林課長（川畑千歳） 皆さん、おはようございます。川蒂議員の6次産業化についての質問で、まず初めに、これまでの経過についてお答えいたします。

農業の6次産業化とは何なのかと、その方面の図書をひもといてみますと、農家の所得をふやし、農村に就業の機会をふやそうと生産から加工、そして流通、販売までを手がけることと、農業経済学者であります東京大学の今村奈良臣名誉教授が提唱されたとあります。20年以上も前に今村先生は「梅栗植えてハワイに行こう！」のキャッチフレーズで一躍有名になりました大分県大山町で村づくりの指導中に発想・提案をされ、その後取り組みが広がっていったそうです。

全国でその動きが活発化してきた平成25年度に農業を成長産業と位置づけた国は、農政の展開方向として、今後10年程度を見据えた農林水産政策の指針である農林水産業・地域の活力創造プランを発表、その中で、農林水産物の付加価値向上策として、6次産業化の推進を掲げました。

農林業の振興を図るために、新規就農者の確保や担い手農家の育成・支援に取り組むとともに、農業経営の多角化を図り、農業所得の向上を目指そうと本市は、平成26年度に農家と行政と一緒に農産物の生産加工や企業型農業経営の先進地視察を実施いたしました。また、農業経営者が地元で生産された農産物を原料とし、新商品等の事業化の取り組みに必要な機械や施設等の整備に係る費用に対して助成する市単独事業6次産業化推進整備事業補助金を創設いたしました。同制度で、平成26年度にはビワの加工に係る補助金を1件交付し、本年度は、大野のつらさ下げ芋の加工に係る補助金を1件交付することになっております。

まずは、個々の農家の6次産業化から始めよ

うと、今申し上げました市単独事業を創設したところでございます。

立派な農産物を生産すると同時に付加価値をつけて所得をふやしていただきたい。また、形状に難があるなどで出荷をためらうような農産物を加工し、姿を変えた商品で販売すれば、その分所得がふえるわけです。よい例が特産のサヤインゲンを加工商品化したポタージュスープやドレッシングを全国に向けて販売している地元の民間企業でございます。これから加工を始めようとする方には、ことし4月に鹿屋市串良町に開設をされた加工事業者等による加工品の試作・研究・開発や販路拡大等を支援する県の施設、鹿児島県大隅加工技術研究センターを有効活用していく方法もあります。

では、販売はどうするのかということですが、農産物販売所、道の駅、インターネット、ふるさと納税の御礼の品を手始めに、国の外郭団体が運営している展示ブースや東京有楽町にあります、かごしま遊楽館の活用、ことしの夏に東京で開催しました鹿児島たるみず物産展などの開催、農家レストランなど、販売チャンネルは数多く考えられます。

事業の展開についてですが、個々の農家が、また農家がグループをつくって、さらには農業法人が生産から加工、そして流通・販売までを手がける本来の6次産業化に加えて、地元企業や市外の企業が農産物の加工・販売を手がける方法も水産業で先例がありますように農業でも考えられます。当然、地元の農家が育てた農産物を使って加工・販売をしてもらいますので、農産物の販路拡大にも貢献をすることになります。農業参入企業であれば、まさに農業の6次産業化そのものであります。条件を整えば、企業等立地促進補助金を活用してスムーズに事業展開ができますし、垂水市にとっても雇用の創出とあわせて、法人・個人市民税、固定資産税が期待をできるわけです。

そのようなわけで、今後、農業の6次産業化に取り組んでまいります。基本は農産物の生産でありますことから、現在就農されている農家の経営環境の整備はもとより、新規就農者の確保や担い手農家の育成・支援に取り組んで、本市農業の振興を図ってまいります。

以上です。

○水産商工観光課長（高田 総） 水産業における6次産業化のこれまでの経過と今後の考え方、進めた方でございますが、基本的な方針といたしましては、先ほども言われました、現在150億円と言われる水産業の生産高に6次産業化により上積みされる国内外の500億円相当のマーケットの一角を確保すべく、商談会の開催やトップセールス等により支援を行っているところでございます。

水産業関係におきましては、垂水市漁協やささと丸水産、森山水産、小浜水産を始めとした6次産業化への取り組みによる加工品が多数商品化されているところでございます。

具体的には、さと丸水産におきましては、カンパチやタイ、ヒラメを使った加工品等を、森山水産におきましてはブリの加工品を、また小浜水産におきましては、カンパチを6キロ前後まで成長させたビッグカンパチを利用した加工品を開発し、それぞれが雇用創出並びに販路拡大の事業も行っているところでございます。

また、地方創生事業を活用した取り組みといたしまして、7月に情報発信の中心であります東京都内で鹿児島たるみず観光物産展を開催し、6次産業化で開発された加工品を中心に認知度を高め、ふるさと納税の獲得を図るとともに販路拡大を支援してきたところでございます。今回の観光物産展におきましては、バイヤーや物流担当者の方々と商談を行っていただき、その結果において、商談成立の報告も受けている事例もある中、全国規模のロット注文数に対応できないなど、課題も見えてきたところでござい

ます。

次に、今後の考え方、進め方でございますが、水産業における6次産業化につきましては、一般的には、漁業者が水産加工品の製造・販売や水産物の直接販売といった生産・加工・流通を一体化させた取り組みを行うことで付加価値を高めるものと理解しておりますが、本市が積極的に取り組んでおります観光漁業や漁家民泊との融合による新たな取り組みなど、さまざまな形態があると思っております。

国におきましても、このような取り組みを新たな動きとして捉えているようでございます。その中で、漁業者が加工業者等とタイアップ、業務提携をして事業を進めていく形態、例えば、現在牛根漁協が進めておりますグローバル・オーシャン・ワークス様と連携していくような取り組みも一つの形態と考えてみてはどうかと思っております。このような取り組みを行うことで、全国規模のロット注文数への対応が可能となるなど、将来的に漁業者の経営安定につながっていくと考えているところでございます。

また、本市の水産加工品につきましては、一本釣りで取れるタチウオや、アジ、とんとこ漁や底引きで取れるナミクダヒゲエビやヒメアマエビ、メバチ類も視野に入れた新たな取り組みを進めていく必要があると考えているところでございます。

今後も新たな商品の開発や商品の販路拡大並びに民泊など、他の取り組みと融合した6次産業化に向けた取り組みを行ってまいります。

以上でございます。

○財政課長（野妻正美） 北方議員の法定外繰出金に対する財政課の考え方についてお答えいたします。（発言する者あり）川尻議員の、失礼しました。川尻議員の法定外繰出金の財政課の考え方についてお答えいたします。

きのう北方議員の答弁でも申し上げましたが、

平成26年度決算における一般会計からの繰出金は全部で、8億8,242万1,000円を支出しております。そのうち、いわゆる法定外繰出金は2億8,433万4,000円でございます。この繰出金は毎年増えてきているところでございます。財政課としましては、独立採算制の原則を遵守していただきたいと考えております。しかしながら、その性質上、経営が困難であると認められる経費等につきましては、それぞれの特別会計の制度等を堅持するためにも法定外繰出金を含めた一般会計からの支出はやむを得ないものと考えております。

以上です。

○企画政策課長（角野 毅） 川尻議員の御質問にお答えをいたします。

まず初めに、南の拠点整備における、大隅半島における人口減少や東九州自動車道の一部開通などによる社会情勢の変化について、どのように対応するかということでございますが、議員御指摘のとおり、以前と比較し交通体系が変化するなど、社会情勢は大きく変化しておりますので、必要なデータを分析するなどの対応を行いながら、時代に合った計画づくりに努めてまいりたいと考えております。

過去における南の拠点整備構想は地域振興を目的としたものでありましたが、現在進めております南の拠点整備構想は、地方創生総合戦略の魅力的な観光資源を生かした多様な交流の促進に位置づけられておりまして、雇用創出や交流人口対策を目的に地域資源の高付加価値化支援、また情報発信などによります流通の支援、人材育成支援などの機能を持たせ、また、DMOによる経営主体の経営を行う構想でございます。この構想の実現によりまして、垂水市全体の発展、成長が期待できるものでありますことから、市民の理解を得ながら事業展開していきたいと考えております。

続きまして、道の駅たるみずと南の拠点の地

元産品の出荷等につきましてでございますが、南の拠点のコンセプトは現在整備構想を策定している最中であり、来月にはコンセプトが示される予定ではございますが、当然ながら、道の駅たるみずと競合するのではなく、道の駅たるみずや森の駅、その他市内観光施設に対しましても、南の拠点を交通結節点として、観光メニューの開発を推進するなど、相乗効果が得られるようなコンセプトによる拠点にしたいというふうに考えております。

道の駅たるみずは、垂水市道の駅出荷者協議会により地元産品を取り扱っておりますが、南の拠点における地元産品の取り扱いは、現在検討段階でございます。ただし、南の拠点においては、例えば6次産業化による新たに開発をされました商品をテストする売り場とするなど、高付加価値化支援や流通支援の機能を持たせ、道の駅たるみずとの差別化を図りたいというふうに考えております。

最後になりますけれども、南の拠点の施設の管理運営についての考え方でございます。

現在、南の拠点整備構想を策定している最中でございますので、現時点における市の考え方を御説明をさせていただきます。

施設の管理運営は指定管理制度による運営を想定しておりまして、指定管理先はDMO、いわゆる民間の経営感覚を生かした観光協会等による法人格を持たせた組織による運営を考えているところでございます。

このDMOは、現在、内閣府、国土交通省、観光庁による日本版DMO形成・確立に係る手引きが11月に発表されるなど、国においても非常に力を入れております。このような先進的な事例に対応するため、本市としても国家公務員などを派遣する地方創生人材支援制度の申請を行っているところでございます。

一方で、庁内体制等でございますけれども、現在南の拠点整備構想は企画政策課が主管とし

て作業を行っており、今後施設等のインフラ整備等を初めDMO設立等の事務がございまして、本事業は、総合戦略の重点事業として、全庁的取り組みとして進めてまいりたいと考えております。また水産商工観光課については、観光分野及び経済対策分野において密接な関係がございまして、DMOが設立された後は、行政としての役割、DMOとしての役割を明確にする必要が生じます。したがって、1課に負担が集中することがないよう事前にこういった運営に関するシステムづくりを行い、対応してまいりたいと考えております。

○学校教育課長（下江嘉誉） 川尻議員の御質問にお答えいたします。

土曜授業が始まった意図や趣旨についてでございますが、平成14年度から完全学校週5日制が導入され、豊かな体験活動を基盤としながら、子供たち一人一人に生きる力を育成するために、さまざまな教育活動が展開され、一定の効果があつたものと考えております。しかし、一方で学力の問題や子供たちの土曜日の過ごし方に課題が見られたのも事実でございます。

これらの状況を踏まえた上で、平成25年11月29日に公布・施行された学校教育法施行規則の一部改正により、公立学校において当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める場合には土曜授業の実施が可能になりました。このことを受け、本市においても土曜日における子供たちの過ごし方の状況や学力の状況等に鑑み、学力向上を初めとする教育課題に対応し、一人一人の生きる力の育成を目指すために、8月と3月を除く原則第2土曜日を授業日として設定したものでございます。

次に、学校、保護者、子供はどう感じているかということについてでございますが、本市におきましては、本年10月10日より、全小・中学校で土曜授業を開始いたしました。

土曜授業日に学校訪問をしてみますと、地域

の方々と一緒に体験活動をしたり、いつもと違った雰囲気の中で多くの先生方と教科学習を進める中で、基礎的・基本的な内容など、子供一人一人に合った内容の学習を行ったりするなど、各学校で工夫しながら、学習が展開されておりました。

先生方に話を伺いますと、「補充指導や個別指導の時間を確保することができ、一人一人に合った指導が充実できる」、「学校行事を土曜日に開催することで、保護者や地域の出席者がふえた」などの感想が聞かれました。また保護者からは、「月1回であっても学校がある日がふえることはありがたい」、「学校行事に参加しやすくなった」などの感想が寄せられているようです。そして子供たちからは、「土曜日に友だちと過ごせることは楽しい」、「いつもと違って、いろいろな先生から教えてもらうのがうれしい」などの感想もあると伺っております。以上でございます。

○川尻達志議員 懇切丁寧にありがとうございました。時間が大分過ぎました。私も端的に質問します。ぜひ答弁を端的にして終わるよう、45分ぐらいで終わるとなってますけども、ひとつ御協力をお願いをしたいと思えます。

まず、6次産業ですけれども、これには事業をして、あと一番大事なことは雇用を生むということなんだろうと思えます。つら下げ芋の話とそれからインゲンのポタージュの話出ましたが、それはそれで否定はしませんけれども、やはり垂水市として取り組む以上はしっかりと雇用を生む、企業がもうける、そういったことを大胆にやっけていかなきゃならないと思うんですけども、これからやっけていくに当たって、そういう施設に対するハード、これは誰でもできるんです。国が補助をしてくれる。要するにどうやって売るかということについて、しっかりと研究をしていただきたい。売らないことにはつくってもしょうがないんです。一番の課題

はここです。私どもが行ったところは自分たちで探してる。自分で店をつくって、牛をこしらえて、それを提供する6次産業。そこに金を出す。カット野菜にしてもそうなんです。ぜひとも、そこいらについて端的に答弁をいただきたいということと、それと水産課、ちょっと気になったんですけども、グローバルの6次産業という話したんですけども、ここにもあるんですけども、6次産業というのは基準があるんですね。農林漁業者がみずから策定して、国に提出して認可を受ける。これが6次産業なんです。ところが、グローバルさんの場合は全部自分で自腹でほとんどやってるわけです。垂水が補助あるとするならば、これは企業への優遇措置、これは当然やっけていかなきゃならない。ここはやっぱり行政は法律で決められた以上のことをしちやいけん、言っちゃいけないと思う。グローバルは絶対6次はあり得ないんです。何でか、自分でつくってないから。やはり、こういったことを行政が曖昧にしていくと、学校教育にも影響出てきます。厳しい法律に基づいてやっけていかないと。軽々にグローバルさん、グローバルに対しても失礼ですよ。ぜひ、ここいらについては、今後言葉の取り扱いについては慎重を期していただきたい。そうしないと、なあなあになってしまう。みずからはしっかりと律して、自分たちの要望はこうなんだ。その中で最大限の努力をしていかれるべきだと思いますが、誰でもいい、これについては確認をとっておきたいと思えます。

とりあえず時間もないんで、答弁をお願いします。

○農林課長（川畑千歳） 農業の6次産業化につきましては、先ほど御紹介いたしましたとおり、まだ緒についたばかりでございます。議員御指摘の販売のほうが、売ることが大事だと、しっかりと研究をするようにとございました。これまで水産業が先行して6次産業化を進めてま

いりました。農業のほうも先ほど申し上げましたとおり6次産業化に取り組んでいくということで、水産商工観光課と連携をしながら、垂水市一体となった取り組みができるように、今後調査研究をしてまいりたいと思います。

そうした中で、先ほど串良町の加工センターの話をしていただきましたけれども、あそこの施設は、議員も御承知かと思っておりますけれども、加工をするばかりじゃなくて、販売をするに当たってのマッチング、それから販売先との商談、その辺も面倒いただけるということでお聞きしておりますので、その辺等も連携をしながら幅広く情報収集をして取り組んでまいりたいと思います。

以上です。（発言する者あり）

○水産商工観光課長（高田 総） 先ほどのグローバル・オーシャン様との提携という形でございますが、一つの形態とを考えてみてはどうかと、提案というか、そういう形だったんですが、現在国においてもいろいろな取り組みと融合する形もあります。先ほど言われたように、最終的には雇用を生んで、しっかりと企業がもうけていただける、それが最終の形だと考えておりますので、その6次産業であるなし、そういう補助金の関係も出てくるかもしれませんが、いろいろな形として捉えていければなと考えているところでございます。

○川尻達志議員 今、緒についただけという感じじゃいけないと思う。何でかという、市長がこのことを打ち出されて、もう1年もたってる。もう、ぼちぼち具体的に焦点を絞っていかないと。1年前なら、まだそれで十分納得できる。そのグローバルの話も一つの形態としてとありましたけれども、こういった曖昧な言い方はやめたほうがいいんじゃないの。ここらについては、両方とも、市長、ひとつ答弁をお願いします。

○市長（尾脇雅弥） 農業と水産の分野ということで、きょうは少しちょっと風邪ぎみで声が

悪いのをお許しいただきたいと思っておりますけれども、もともとのまちづくりの考え方が経済政策として6次産業化と観光振興ということをずっと掲げております。6次産業化の考え方というのは、垂水の一次産品の宝をしっかりと確保して、もうかる仕組みをつくって、国内はもちろんですけれども、海外へ向かって発信をしていく。私は多分、就任1年のときに、例えばグローバル・オーシャンのようなという話をしていると思います。垂水版という話をしましたけれども、やっぱり垂水の魚をしっかりと生産をしていただく。あと、加工と販売。特に一番大事なことはいい物をつくるということだと思っておりますけど、一番難しいのは販売なんですね。川尻さんがおっしゃったとおり。ですので、これまで、物をつくるということに力が入っております、それはそれで大事なんですけど、なかなか、もうかるというところまで行ってないというところの例として、グローバル・オーシャンさんが、例えば、4年、5年前ですか、立地をされて、当然一から始まったわけですけど、今、社員寮も堀添議員の目の前に立地をされ、あるいは町の中に立地をされ、今度は会社の前に女子寮もつくるということで、約90名ぐらいの雇用ということで、生産高もそれに近い額という形で聞いておりますので、垂水の産業の生きる道というのはそういう方向性だろうということをおっしゃっているところでございます。

ただ、そうはいつでも、今、具体的に課題になっているのは、生産でありますと、人口種苗の問題しっかりと確立して、先ほど言いました（発言する者あり）はい。そういうことでござい……。 （発言する者あり）

○川尻達志議員 質問というのは、具体的に動きがすべきじゃないかということと、グローバルを一つの形態、垂水版とおっしゃった。本当にこれで行かれるのかと、この2点だけです。手短かに。

○市長（尾脇雅弥） 実際に垂水漁協に関しても海外の販路が4倍にふえてるということですし、ブリの切り身の7割方は牛根産ということでもありますから、こういった方向性でしっかりとやっていくということでもあります。

○川尻達志議員 グローバルの形態と、今後使っていられるのかちゅうんです。

○市長（尾脇雅弥） これまでも、厳密に言うと、さっき言いました辞書でいうところでは、生産者が加工品なんかをつくって、自分から売っていくというのが6次産業の言葉だということは、私も十分認識しております。ただ、これまでもいろんな方々から同様の質問がある中で、そういうような話をしておりますので、一番そういう形態を使いながら、しっかりと生産者がもうかる仕組みをつくるということが大事だというふうに思っておりますので、そういった意味合いで6次産業化という言葉は使っているつもりでございます。

○川尻達志議員 前段はそれでいいでしょう。ただし、6次産業化、これちゃんと法的に書いてあることはしっかり守っていただかないと、こういう取り組みについて私は賛成はできない。入り口が間違ってる。しっかりとここいら踏まえていかないと、補助金との絡みがある。要するにこういう事業ちゅうのは、予算の裏づけがあって、それから人の裏づけもないとできないの。まず入り口のここ、あやふやじゃあ、なかなか、後に行ってからまた苦勞するのは皆さん方ですよ。きちっとした基準に、法律に従ってやっていかないと。このことは、まだ納得はしておりませんが、次に移ります。

それから南の拠点なんですけれども、いろいろお話がありました。もう1回再質問ですけれども、桜島のフェリーの関係については調査はされてなかったの。報告なかったようだけれど。それと私が一番心配してるの、全庁的な取り組みをとということだけれども、果たして、そうい

う取り組みができるの。窓口として。南の拠点ですよ。何かここいらも曖昧で。最初から、ここいらはきちんとしていかないといけないんじゃない。関係課であれば、ほかの関係課に入ってもらって、今から協議をしていく。全庁的なことをおっしゃって、後からそういうということじゃない。はっきり企画でやりますとかいうことをしていかないと、もし、これが水産商工に行ったときに、また余計な仕事を抱える。さっき言ったように心の病気が私心配だ。課長、水産商工観光課長、今、あなたのところで、わかっている範囲でいい。有給休暇の消化状況とか、それから代休の処理の方法、まず残業でも、サービス残業はないのかと。そういったところ、ちょっと話をしてくれませんか。わかる範囲でいいですよ。

○議長（池之上誠） 今の質問は水産商工観光課だけですか。

○川尻達志議員 はい。

○議長（池之上誠） だけ。

○水産商工観光課長（高田 総） 急な話で、正確な数値はちょっと把握してないんですが、今、水産商工観光課におきましては、平日休みをいただく場合には、土日出勤の代休で、課ほとんどの職員が処理をしていると認識しているところです。（発言する者あり）

○総務課長（中谷大潤） 年休の消化につきましては、総務課のほうで一応把握しておりますので、私のほうでお答えさせていただきます。

水産商工観光課の件をお尋ねですが、水産商工観光課につきましては、平成26年度で申しますと、年休の消化率はゼロ%でございます。というのも、今、課長が申し上げましたように、水産商工観光課はゴールデンウィークを始め土日に出るイベント業務が大変多ございまして、今の市役所のほうは、土曜日、日曜日に出勤した場合は、平日の年休を使わずにその振りかえで今使わせておりますので、年休と振りかえが

ありましたら、振りかえのほうを優先さすように指導していることもあって、この振りかえを履行してるということで、年休の消化率はゼロ%となっておりますが、そのかわり、いろんなイベントも、ゴールデンウィークとか、夏とか、ある程度時期が集中しますので、その合間、暇な時期を見て、また何人かいるので、3人で回すのを2人で回すようなというふうに工夫しながら振りかえを使うようにこちらでも指導するので、そのようにしていると認識しているところでございます。

○川尻達志議員 まだ、ほかにもいっぱい聞きたいことがあったんですけども時間が迫ってきたようですので、ちょっと年休の消化率がゼロと、ほとんど使われていない。ここは非常に私、大きな問題と。ほかの課の消化はどうなの。ということ。同じ垂水の職員として、少々のでこぼこはあっても、ここは人事管理上、大きな問題が今発言だったと思うんで、市長でも副市長でも、副市長、このことについて、無茶振りをしてるんじゃないんですよ。もし、これが南の拠点が商工観光課に仮に行くとするならば、ここは大きな機構改革をしないと、とてもじゃないが、この事業について、私は賛成することができないぐらいの気持ちで。心の病気をつくっちゃいかん。せっかく入った垂水市役所で、そういったことでやめていったり、悩んだりしてる、そういう意味での質問ですので、将来に向けて、このことについて、副市長、市長はあれでしょうから、副市長、ぜひ。

○副市長(岩元 明) 先ほどの全庁的な取り組みというのは意気込みを示したわけでございますが、当面は企画政策課が進めてまいります。その後において、先ほどの答弁にもありましたように民間活力を導入するのかどうかというようなことが出てきますので、そういう御理解でお願いしておきたいと思うんですけども、おっしゃるような職場環境の大切さというのは、

私も十分認識しております。と申しますのは、私、学校に行く子供の時分には、勉強は嫌いでありましたけれども、学校が好きというタイプでございまして、長じて大人になってからも、仕事は大して好きではなかったんですが、職場が好きということで、今これまで持ってきたようなところがありますので、人より以上に職場環境の大切さというのは認識しているつもりでございます。おっしゃるような大変役所の職場環境が厳しくなっていることは十分承知しております。この要因としましては、定員適正化計画によります10年間で50人削減というしわ寄せ。それから先ほどから御指摘のように、政策的な事務事業量が増大していることなどが要因だと考えております。その対策としましては、いつまでも職員の個々の能力、モチベーションを高く持てというようなことで維持推進できることではないというふうに考えておりますので、対策としましては、職員の採用を平準化していきたいということ。それから組織、おっしゃるような組織再編ということも、もう1回視野に入れて検討していかなければならないだろうと。それから適正な配置等を心がけねばならない。もう1点は民間委託と、指定管理等も含めて民間委託等というのでも検討していかなければならないだろうと、こういった対策を考えるのが私たち上司の務めだというふうに考えておりますので、十分御意見は承りましたので、適切に対処していきたいと考えております。

○川尻達志議員 企画課長、桜島のフェリーの実績状況調べてある。ある。なかったら、いいんだ。要するに垂水フェリーはきのうあったでしょう。月ごと。そういうこと、桜島フェリーは調べてあるのという、具体的に。

○企画政策課長(角野 毅) 具体的な数字としてはありません。

○川尻達志議員 わかりました。

○議長(池之上誠) 川尻議員、質問か、どう

かははっきりしてください。

○川尻達志議員 わかりました。確認です。

○議長（池之上誠） はい。

○川尻達志議員 なきゃ、ないでいいんですよ。してない。でも、これは確実に調べてくださいよ。調べた上で、そういう例えば大隅半島の人口はどんどん減っていく中で、まだ減るはずなんだ。そういった要因を、外的な要因が新しい南の拠点に与える影響を調べてからつくっていかないと後悔すると思うんで言ってるだけの話です。

それから副市長、もうこれ以上言いませんけれども、ぜひ、そういうことがないようにしていただきたい。総務課長、ぜひ職員を大事に使いながら。幾らいい事業をしようと、職員がそうやって潰れて、意味がない。戦い終わって振り返ったら、焼け野原だった。1人勝ってもしょうがない。みんな勝っていかないと。ぜひ、そういうことを市長にもあえて、わかっているから、これだけ言えば。ぜひお願いをしたいと思います。

それから、また、このことについては、また緒についたばかりです。6次産業については、これからもしっかりとまた御意見を伺いながら、両方ともいい形で進んでいくように、私も努力をしてみたいと思います。

教育問題ですけれども、確かにそういう背景の中で進んで、今わからないんですけども、土曜授業の中で1年生から3年生までのここいらの、6年生までですが、しっかりと繰り返し繰り返し、反復練習をしながら、基礎をしっかり教え込む土曜の時間にしていただきたいんですよ。私のお願いは。そのうちなら、小学校までは、まだ何とか間に合うんでしょう。確かにいろんな地域との交わりも必要なん、ただ、やはり底入れをしていかないと、垂水高校で今現在起きてる、なかなか入り手がいない。出口がおかしいからです。垂水高校で東進ハイスクール

のお世話にならなくても、できる基礎学力を持った子供たちをつくるために土曜授業をしっかりとさせていただきたいということであります。これは私が言わなくても、多分、その方向で考えていらっしゃるんだらうと推測をいたします。

それで前も聞いたことあるんですけど、最後に1点だけ。国も学習テスト、学テの公開の話なんじゃけど、まだ、ごたごたごたしてるような。鹿児島県はこれはもう絶対に順番をつけないというようなことで進んでいるようだけれども、このこと本当にこれでいいのかということをお伺いをしたいと思います。

○学校教育課長（下江嘉誉） 全国学力学習状況調査の結果の公表についての御質問でございますが、これにつきまして、本市としましては、昨年度から、全国、県及び市の平均正答率を公表することとしております。これにつきましては、本年11月の市報たるみずに数値として示してございます。

また、各学校の公表結果につきましては、比較的児童生徒数が多い垂水小学校、協和小学校、垂水中央中学校につきましては、国・県・市の平均に加えて、各学校の平均まで学校だより等で公表してございます。

その他の小規模校5校につきましては、受験人数が1名から6名となっておりますので、結果は平均の数値としては公表せず、課題とその対応等について周知しているところでございます。今後とも一人一人の結果を十分に分析した上で、土曜授業も含めて通常の授業はもちろん、議員がおっしゃいますように徹底した指導を充実してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○川尻達志議員 門外漢の私が教育のこといろいろ申し上げるんですけども、ただ一つのいい子供たちをつくらないかんという思いです。そして、このことが皆さん方の大きな仕事であります。仕事は成果が上がって初めて仕事であ

り、ぜひ、よろしくお願ひします。

それから、今年1年本当に皆さん御苦労さまでした。それぞれがそれぞれの想いの中で質問させていただきましたし、それぞれ答弁いただきました。市のためと思いを述べる年の暮れ。

以上で終わります。

○議長（池之上誠） ここで暫時休憩いたします。

次は10時40分から再開いたします。

午前10時28分休憩

午前10時40分開議

○議長（池之上誠） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番持留良一議員の質問を許可いたします。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 それでは、12月議会の一般質問を行っていききたいと思います。

まず最初、冒頭に、昨日は12月8日、太平洋戦争が開始された日でもありました。今、戦後法が成立した後、まだまだ多くの国民の皆さんがこの法律に対して反対の声を上げています。ましてや、憲法違反である、この法律が実施されないように、私たちは今後さらに国民の皆さんとともに廃止に向けて頑張っていく決意であります。

まず、そのことを冒頭に述べまして、質問に入っていききたいと思います。

最初の質問は、先般、大筋合意した環太平洋連携協定、いわゆるTPP問題です。日本共産党は、地域経済・雇用、農業、医療・保険、食品安全、知的財産権などの国民生活・営業に密接にかかわる分野で国民の利益と経済主権をアメリカや多国籍企業に売り渡すものであり、断じて容認できないと抗議し、調印を中止された意図の国民的な戦いを呼びかけています。今、TPP問題については、市民の中からも不安と批判が広がっています。それはとりわけ焦点と

なった農林水産物の分野で大幅に譲歩し、国会の決議に違反し、国益を踏みにじったことがいよいよ明らかになってきているからであります。

そこで、以下の4点について質問いたします。簡潔な答弁を求めます。

1点目は、大筋合意について、国会決議に反するとの認識はあるのか。2点目は、情報公開と徹底的な審議と経済や国民の生活への影響の検証を行うべきだと考えますが、3点目は、垂水の農業への影響について、現段階での認識について伺います。

全国町村会大会では、農村漁村に深刻な打撃を与えるということで、対策を求め、決議も上げています。また開会中の県議会でも、特に畜産農家への影響を懸念する答弁がされてきました。私は、日本の農業、垂水の農業を守り発展させていくためには、大筋合意の撤回、TPP協定に反対していくことだと考えます。

そこで4点目として、垂水の農業を守り発展させるためには、いつも指摘していますが、多様な担い手の生産継続が可能になり、後継者青年や新規就農が農業で暮らしが成り立つように援助することだと思います。そのためには、関税の撤廃、引き下げを撤回するだけでなく、国による価格保障、所得補償が不可欠ですけども、この点についての見解を伺います。

次に、高齢者対策について質問いたします。

厚労省が発表した国民生活基礎調査では、年間所得が下落し、貧困率も最悪となるなど、国民生活が苦しくなっていることが明らかになりました。可処分所得の中央値の半分を下回る世帯の割合を示す相対的貧困率が16.1%になり、1985年以来の調査開始以来最高になりました。生活意識では、大変苦しい、やや苦しいが50.9%に上り、貯蓄の状況では貯蓄が減ったとも、高いですと答えたのは高齢者になっていきます。

さらに、高齢者世帯では、老老介護の世帯の

割合は51.2%で過半数となり、過去最高です。これは今の政治が医療、介護の負担増や年金切り下げを容赦なく続ける、高齢者の生活を破壊していくその実態のあらわれであるというふうに思います。まさに、下流老人、老後破産等々の言葉が飛び交う事態にもなってきました。長年必死に働いた人たちが老後になってまともに暮らすことができず、場合によっては、孤独死、孤立死に至る社会をこれ以上放置することは許されない問題だというふうに考えます。高齢者を冷たく扱う政治に未来はありません。高齢者の生存と尊厳の保障の政治がもっと必要ではないでしょうか。これをしっかりと進めていくために本市でももっと取り組むべき生活支援はあると考えますが、この事態の認識と救済対策の必要性について、見解を伺います。

次に、介護保険の問題について、3つの点から質問いたします。

1点目は、総合支援事業への移行が2017年度から問題なくスタートできるのかという質問であります。要支援1、2の人が受ける通所介護、訪問介護は、2017年以降は介護保険から外され、ボランティアなどを活用して市町村が責任を負う新総合事業と呼ばれる安上がりサービスに置きかえられることになってます。厚労省は11月に移行先と位置づけと呼ばれる市町村の新総合事業の実施状況を明らかにしました。この結果からは、移行期限の2017年が966に上がり、未定も92もあり、多くの自治体で移行が混乱になっていることが示されています。さらに、事業費は厳しい上限が設けられており、民間事業者もやらないし、ボランティアもいない。これまでのサービスができる状態が悪化するなどの声が利用者や自治体からも上がっています。

そこで、1つ目は、取り組みの現状と課題及び対策はどうなってるのか。2つ目は、市が責任を持って総合事業に移行できるのか、伺います。

2点目は、介護保険料、利用料の対策についてです。

厚労省の調べで、2013年度介護保険料の滞納のペナルティを受けた高齢者が1万2,849人とわかりました。保険料が払えず、介護サービスが制限されるなど、生活困窮、貧困が命を脅かす事態の広がりを示すものです。高齢者の生活困窮者対策として、何回も負担の軽減を求めてきました。改めて今日の状況から負担の軽減を求めたいと思います。

そこで、介護保険料の滞納状況、滞納者数とペナルティ者数は、また境界層措置者数は、そして支援ということで、任意事業、成年後見者支援の取り組みはどうなってるのか、伺います。

次に、子供の貧困対策について質問いたします。

1点目は、基本的な姿勢について、市長と教育長に伺います。ここでは、1点目と2点目のところであります。

3年ごとに発表される日本の子供の貧困率が過去最高の16.3%になりました。日本の子供の貧困率はOECD加盟国34カ国中ワースト10の深刻さになっています。中でも深刻なのはひとり親家庭で、その相対的貧困率は54.6%にまで及びます。これは大半を占める母子世帯が低所得者にあることを示しています。生活意識では84%が苦しいと答えています。貧困率が急増する背景には、雇用や福祉、社会保障の切り捨てによる貧困と格差の拡大があります。そんな中、子供の貧困解決に社会的全体で取り組む大綱として、2013年6月国会で子供の貧困対策推進に関する法律が全会一致で成立しました。その後、貧困法の課題や目標を示した子供の貧困大綱が決定され、親から子への貧困の連鎖を断ち切ることをうたい、教育支援、生活支援、保護者に対する支援、経済支援の4項目で40項目の課題が掲げられました。しかし、実効性ある施策は乏しく間接的な支援ばかりです。貧困法には自

治体の責務も第4条で示されていて、基本例にのっとり国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し及び実施する責務を有するとしています。そこで、それぞれの立場で、市長、教育長に1点目、2点目を伺います。

1点目は、子供の貧困率が過去最高を更新する中、市としての対策は十分と言えるのか伺います。さらに、現状からどのような対策がさらに必要だという認識があるのか伺います。子供がどんな環境に生まれても、生活や学習が保障され、未来に希望が持てる社会にするため、行政の姿勢がいま一層問われてきています。

貧困の問題2点目として、教育長に伺います。

1つは、就学援助制度の問題であります。以前にも同様の質問いたしました。しかし、子供たちをめぐる環境は、先ほど述べたように、貧困と格差が拡大し、どんな環境に生まれても生活や学習が保障される就学制度の必要度はさらに増ってきています。平成10年度は全国的には10%近くあったのが、平成20年の調査では16%まで広がってきています。そんな中、制度の重要性とともに運用面での改善も進みます。国の財源のあり方は課題を残していますが、新たに3つの項目もふやしました。さらに自治体では、入学準備のために生活困窮者への支援と子供たちが安心して入学または新学期の準備ができる入学前の支給も多く自治体で生まれてきています。そこで、このような背景も考慮しながら、就学援助制度の入学準備金の前出し支給の考えはないのか、改めて伺います。

もう1つは、そういう中、就学援助制度利用の近年動向と特徴、この点についてお答えいただき、また今、私たちまた議員の中にも要望があるかと思えますけれども、入学準備でお金を工面するのが大変だ。そういう意味での入学準備金の必要性の声が寄せられていますが、これらに添えていくのが貧困法、目的、体制への第一歩ではないかと思えますけれども、見解を伺いま

す。

2つ目は、学校給食費への支援の問題です。この問題を考えるとき、3つの視点が大切と考えます。1つは貧困対策の面、2点目は少子化、人口対策の面、3点目は義務教育は無料という、この3点であります。この点から全国的にも軽減削減の取り組みがさまざまな地域の実態を考慮して取り組まれています。

そこでお聞きしますけれども、国は学校給食費への補助をどのように認めているのか、伺います。さらに、貧困対策や経済的支援など、3つの面から補助の考えあるのか、伺います。

最後の質問は、小規模事業者対策と地域経済の活性化について質問いたします。

先般、商工会より来年度の予算編成に対する要望書が提出され、議会にも案内が来しました。そこで、平成28年度補助金等に関する商工会の要望の考えはどうなってるのか、お聞きします。

1つは、補助金の増額と助成制度の考え、2は他の自治体との補助金の状況はどうなってるのか、伺います。

次に、小規模事業者対策と地域経済の活性化のために保障していく制度として、垂水市も小規模企業振興条例が必要になってきていることを実態も踏まえて提案をしてみました。今回の商工会の要望書の文面からも条例化が必要とさらに認識を増しているところでもあります。そこで、以前の議会の質問や、質問でのその後の分析や商工会とも協議していくと、そういう回答がされましたが、その後の取り組みについて伺います。

要望を具体化するには、条例の制定をしていくことがその保証になると考えますが、見解を伺います。

また、条例制定によって、地域経済の活性化、いわゆる持続可能な地域経済に貢献していくものと考えますが、改めて見解を伺います。

以上で質問を終わります。

再質問は保留をさせていただきます。

○市長（尾脇雅弥） 持留議員の質問にお答えをいたします。

まず1点目、TPP問題について、大筋合意についての認識は、につきましては、大隅総合開発期成会で、本年7月にTPP交渉に対する適切な対応について、地域の重要な農産物にかかわる衆参農林水産委員会決議を実行するよう国等に対して要望活動を行っております。

TPP交渉では、米などの農産物重要5項目の関税維持を求めた国会決議に対して、米ではこれまでの基本的な輸入の枠組みは変更せず、関税撤廃の例外や現行の国家貿易制度の維持など多くの例外措置を獲得、牛肉や豚肉では、関税撤廃を回避し、長期の関税削減期間を確保または確保するとともに、セーフガード措置などが合意内容として公表されました。衆議院と参議院のTPP協定交渉参加に関する決議に対して、相当な努力がなされたものであると考えております。

2番目の今必要なものは情報公開と徹底審議と経済や生活への影響の検証では、にお答えをいたします。

新聞等でも農家の不安の声が報道され、垂水市内でも耳にしております。そのような中、農協の上部組織であるJA県中央会は、11月30日に鹿児島市でJA県大会を開催をし、TPP合意内容の検証を国に求め、農業・農村を守る運動を継続・強化していくとの特別決議を採択したと新聞で報道されておりました。このように、農業関係者にはTPP合意への不安があることは事実であります。しかしながら、TPP協定は国と国との交渉により合意された内容であり、議会承認などの国内手続を完了した60日後に発行するものであります。冒頭に申し上げましたように、地方自治としては、地域の実情を訴えながら対応を国に要望することが重要であると考えております。今後は、年明けに開会予定の

通常国会などで、審議、検証がなされるものと考えております。

3点目の垂水の農業への影響についてでございますけれども、垂水市の平成25年度農産物生産額は約101億円であり、そのうち畜産部門は75億円と大きな比率を占めております。

肉用牛は約6億1,000万円、豚は約21億6,000万円の生産額があり、TPP交渉における農産物重要5項目の一つであることから、影響が懸念をされているところです。

本市で飼育されている肉用牛は黒毛和牛であり、品質・価格面で輸入牛肉と差別化されており、競合の度合いは小さいのではないかと見込まれます。他方、長期的には、輸入牛と競合する乳用種を中心に国産牛肉全体の価格の下落も懸念をされます。生産コストの削減や品質向上など体質強化対策に加え、経営の継続・発展のための環境整備を検討することが必要と農林水産省は分析をしております。

豚については、けさの新聞報道にもありましたように、我が国以外の豚肉需要が急激に伸びる中、他の豚肉輸入国との買い付け競争が激しくなる可能性があります。他方、長期的には、低価格部位の輸入増の可能性が否定できず、国産豚肉の価格の下落も懸念をされます。牛肉同様に体質強化対策を検討することが必要と農林水産省は分析をしております。

一方、水稻や野菜などの耕種部門の生産額は約26億円であり、主な作物はインゲンが約13億円、水稻が約2億4,000万円、次いで、キヌサヤエンドウが約2億円となっております。

米も重要5項目の一つであり、無関税の輸入枠が新設されたものの関税は維持されたことや、本市の米は地産地消を中心に栽培されていることなどから、TPP協定発行後の影響は大きくないものと考えます。

サヤインゲンは2種類の関税率が適用されており、そのうちの 하나가即時関税撤廃されます。

農林水産省では、残る関税率が維持されることから、特段の影響は見込みがたいが、さらなる競争力の強化が必要と分析をしております。

以上のことから、経営安定策をしっかりと実施する必要があるというふうに考えております。

4点目、垂水の農業発展のために取り組むべきは何かにつきましては、本市の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など農業生産構造の脆弱化が顕著にあらわれていることから、新規就農しようとする、特に若い世代を中心に、関係者の協力をいただきながら施策を推進していくことが重要であると認識をしております。

畜産部門については、総合的なTPP関連政策大綱の農林水産分野の中に措置された、生産者の赤字補填制度の充実と法制化など国の施策を有効に活用するとともに、子牛の商品性を向上させ、生産基盤の維持拡大を図るための高齢繁殖牛の淘汰更新事業など市単独事業を制度設計していくとともに、農家の生産コスト削減や経営基盤強化への取り組みを支援してまいります。

耕種部門につきましては、今後、予算措置される予定の国・県の施策を有効に活用するとともに、農業従事者の高齢化や後継者不足への対応策として、防災営農対策事業の継ぎ足し単独事業などの新規就農者支援策を制度設計して農家を支援してまいります。

以上でございます。

○保健福祉課長（篠原輝義） 2番目の高齢者対策についての御質問にお答えいたします。

高齢者の生活実態への認識があるかとの御質問ですが、議員御指摘のとおり、医療や介護の負担増、年金の切り下げ、消費税の増税問題等、高齢者を取り巻く環境は年々厳しくなっており、健康問題を抱える高齢者はさらに深刻で、今後医療や介護サービスを受けられなくなる高齢者も増えてくるのではと思われまます。老老介護、

下流老人、老後破産等は、社会問題にもなっており、高齢者施策を行う保健福祉課としましても深刻な問題であると認識をしております。これらは即座に解決できる問題ではありませんが、高齢者ができる限り住みなれた地域で暮らし続けられるよう、以下の事業を実施しております。

昨日の池山議員の御質問でも申し上げましたが、高齢者への支援策としまして、日常生活を営むのに支障のある方を対象とした食事支援として訪問給食事業を実施しております。

また、在宅福祉の増進と寝たきり老人等のいらっしゃる家庭の経済的軽減を図る紙おむつ給付事業、二次予防対象者への掃除・ごみ出し・食事、買い物支援等を提供する生活支援型ホームヘルプ事業、さらに慢性疾患を有する非課税対象者の緊急時の適切な対応を行う在宅高齢者等緊急連絡体制整備事業を実施しております。そのほか、家庭において常時家族の看護を行っている方への介護手当事業も行っております。

以上の事業は、平成28年度も引き続き実施予定でございます。

地域福祉コーディネーターについては、平成26年度までは社会福祉協議会に県の100%事業として2年間配置され、モデル地区として新城、協和、牛根境地区のコミュニティネットワークづくりを支援してまいりました。

今後は、介護保険の中の地域支援事業として、生活支援コーディネーターを配置しておりますので、事業を引き継いで実施してまいります。

○税務課長（池松 烈） 持留議員の高齢者対策、税等の軽減策につきまして、御質問にお答えさせていただきます。

高齢者の暮らしの救済対策としての市税等の軽減策につきましては、特段市税条例等でも規定はしておりません。

しかしながら、高齢者を対象としたものではありませんが、市税条例の第51条で市民税の減免を、第71条で固定資産税の減免を規定してお

りまして、基準につきましては、市税減免の基準に関する規則の第2条で市民税の減免としまして、生活保護者、廃業もしくは休業または失業もしくは疾病等により、当該年中の合計所得金額の見積額が前年中の合計所得金額の10分の5以下に減少すると認められる方で、前年中の合計所得金額が500万円以下であり納税が著しく困難な方等、第3条で固定資産税の減免としまして、貧困により生活のための公私の扶助を受ける方等を対象としまして、基準を規定しているところでございます。

税等の軽減策につきましては、国の政策、施策、また、本市保健福祉課所管の事業など、総合的な視点の中での整理調整、本市行政全体への影響、その財源を確保するに当たっての担保財源の確保等、大変難しいものがあると考えております。

税務課としましては、税の公正公平の観点も含めまして、市の基本財源でございます市税及び国民健康保険税等の徴収に万全を期し、市の財源確保に今後も努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○保健福祉課長（篠原輝義） 3番目の介護保険についての御質問にお答えいたします。

新総合事業への移行問題についての御質問ですが、平成29年4月からスタートする新総合事業へ移行する現行の介護保険で行っている通所介護・訪問介護サービスは、現通所介護と同様のサービスを提供することになっており、現在サービスを提供している通所事業者を再指定することになるかと思っております。したがって、市町村事業となっても何ら変わらない形でスタートすることとなります。

なお、課題としまして、それ以外の多様なサービスを市町村は実施することとなりますが、平成29年4月の段階では、緩和した基準によるサービス提供を考えておりまして、そのサービ

スに該当する訪問型サービスとして既存のシルバー人材センターが活用できないかを検討してまいります。

責任を持って総合事業に移行できるのかとの御質問ですが、先ほど述べましたとおり、現在受けているサービス基準は守られますので、移行はスムーズに進むと思われませんが、市町村独自の多様なサービスが可能な体制づくりを進めてまいります。

2番目の介護保険料・利用料の対策についての御質問ですが、まず滞納状況につきましては、何らかの理由で滞納している方が現在130名で、うち時効成立により不納欠損となった方が47名ほどおられます。この47名の方は、ペナルティとして、今後介護保険を利用する場合、自己負担が3割となります。

次の境界層措置者は現在2名おられます。

次に、保険料の独自減免については、これまで過去の議会でも申し上げてまいりましたが、制度的に低所得者については2分の1以上の軽減が行われていること、また本市のような財政力に乏しい自治体では、一般財源の投入は厳しいことから、現在のところは考えておりません。

次に、成年後見人制度への取り組み状況については、平成24年度に要綱を定めて、後見人の報酬助成、経費助成のいずれも予算化を図っておりますが、利用実績がない状況でございます。

この制度を利用するためには家庭裁判所への申し立てを行い、認められた場合は市が後見人への報酬等の経費を助成する仕組みとなっておりますこと、また本市においては、これまで何とか血縁者等が後見人を見つけて対応していることで解決が図られたこと等により実績がないのではないかと考えられます。

○市長（尾脇雅弥） それでは、担当課長に答えさせます。

○保健福祉課長（篠原輝義） 4番目の子供の貧困対策についてでございますが、子供の生育

する家庭の経済的理由で、生活状況にできるだけ差異が生じることのないようにするための経済的支援として、児童手当、中学校卒業までの医療費の完全無料化、所得に応じた保育料負担金の軽減等を実施しているところでございます。

また、一概には申し上げられませんが、母子家庭等につきましては、全国的に見て貧困率の割合が高いことから、児童扶養手当の受給、ひとり親家庭等医療費助成、母子福祉資金貸し付け事業等の経済的支援を行っております。児童扶養手当は国の制度に基づき実施しておりますが、平成26年12月から公的年金との併給が可能となり、また第2子以降の加算額をふやす方向で国の調整が進んでいるところでございます。

母子家庭等が経済的に自立でき、安定した就労を目的に、看護師等の専門的な資格を取得するための母子家庭等自立支援給付事業や就労支援のためにハローワークとの連携業務も行っているところでございます。

また、子供の貧困は、経済的理由による生活状態だけではなく、精神的な影響も否めないことで、不登校、いじめにつながることもあり、家庭児童相談員の配置、児童相談所等の関係機関と連携して対応しているところでございます。

子供の貧困対策につきましては、平成25年に施行されました子供の貧困対策の推進に関する法律に掲げてありますように、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することとなっております。

現時点では、特に具体策というものはありませんが、子供等に対する経済的支援や生活支援等では、先ほど述べましたような国の制度であります児童扶養手当等のさらなる拡充や、各種相談に的確に対応することが必要だと考えております。

以上でございます。

○教育長（長濱重光） 就学援助制度についてお答えいたします。

本市における近年の就学援助制度の動向と特徴につきましては、毎年若干ずつではありますが増加傾向でございます。具体的に、就学援助者数が全児童・生徒に占める割合を本年12月支給分で見ますと、小学校20.2%、中学校22.5%、合計20.9%であり、前年度末より1.5%増加いたしました。また、3年前の平成24年度末と比較しますと2.9%の増でございます。このように就学援助の支給率が増加しておりますことは、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒が増加していることが原因であると考えております。また、認定の理由といたしましては、約70%が児童扶養手当の受給であり、また、この割合も年々増加してきております。

次に、入学準備金についての御質問ですが、現在は就学援助制度におきまして、小学校、中学校とも新1年生の新入学学用品費を7月に支給しております。これは新学期の4月に小・中学校に在学する児童生徒の保護者が対象でありまして、また認定基準にあります市民税額の確定が6月でありますことから、現行では市民税額の確定を待つ6月中旬に認定作業を終え、7月初旬に年度始めの4月から7月分を第1回として支給しております。このような状況でありますので、現在の事務の流れにおいて、支給の時期を早めることは課題があるものと考えております。

また、小学6年生に対し、中学校への入学準備金を支給する自治体があることは承知しておりますが、小学6年生の3学期に準備金として支給することにした場合、支給認定前の年度でありますことから、実際の進学先が他市に変わった場合の事務手続や既に支給いたしました対象者が認定されなかった場合の援助費の回収の方法など、いろいろな課題があるものと考えております。

それから学校給食費の補助は認められているのかという御質問にお答えいたします。

学校給食法及び同法施行令の規定によりまして、食材料費の負担は保護者となっておりますが、設置者が学校給食費を予算計上し、保護者に給食費の一部を補助することを禁止するものではないとのことから学校給食費への補助は可能であると解釈をいたしております。

次に、貧困対策や経済的支援の面からの補助についてでございますが、平成26年度末における小・中学校の給食費の未納者及び未納額につきましては、23人で約63万円となっております。本市といたしましては、未納者等に対し児童手当から納付を促すなどの対応を図っておりますが、保護者の理解が得られず、未納となっているケースがあるのも事実でございます。また経済的に困難な家庭に対しましては、就学援助により給食費の70%を補助しております。教育委員会といたしましては、今後とも貧困により児童生徒が不利益をこうむることがないように、子育て支援の立場から学校や保健福祉課等と連携を密にし、児童手当や就学援助制度の活用を推奨するとともに、実情によっては、就学援助による給食費の補助率の引き上げを検討するなどの対応を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○水産商工観光課長（高田 総） 持留議員の小規模事業者対策と地域経済の活性化における平成28年度の補助金に関する商工の要望への考え方の質問にお答えいたします。

まず、垂水市商工会の補助金に関する要望への対応でございますが、ことしの11月に垂水市商工会より補助金等に関する要望書が提出され、その対応について、商工会関係者の皆様と協議を行ったところでございます。その結果を踏まえて、平成28年度の新年度予算編成において、商工会運営事業補助金と婚活イベント助成補助金の増額、商工会イベント運営補助金の新設、この3件につきまして、課内で精査し、検討してまいりたいと考えているところでございます。

また、補助金の制度化についての御質問でございますが、補助金交付につきましては、補助金要綱で対応していきたいと考えているところでございます。

続きまして、他自治体の補助金の状況でございますが、大隅管内の3市5町の商工担当の所管課に交付状況をお聞きしたところ、商工会運営補助を目的とした補助金や花火大会等イベント開催についての補助金を3市5町とも予算化して支援されているとのことでした。本市といたしましては、周辺自治体の取り組み状況を参考にするとともに、本市の財政事情を考慮しながら、商工会を初めとする関係者の皆様と意見交換を行うなど、情報を共有をして商工業活性化の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、さきの第2回定例市議会でも質問されました中小規模企業振興条例制定に係るその後の取り組みと考え方、並びに条例制定が地域経済の活性化に貢献していくのではないかとこの質問においてお答えいたします。

現在、県内の自治体におきましては、本年6月に霧島市が先駆けて、中小零細企業振興条例を制定しておりますことは承知しております。また地域経済の活性化を推進する上で、条例等の制定が行政の積極的な姿勢並びに責任の分担を商工業者や市民に理解していただく取り組みとなるのではないかとこの質問だと理解しているところでございます。

本市の現状でございますが、現在交付しております商工会への補助金以外の商工支援に係る各種補助金につきましては、国庫補助や県の基金事業を初め全国商工会連合会の助成事業への取り組みやあっせんを商工会と連携して、積極的に導入・支援しているところでございます。

また、条例制定につきましては、条例は制定されたが、厳しい財政事情の中、市独自の補助金等支援の制度など枠組みが担保されていない

のであれば、条例制定の必要性自体が問われることになるのではないかと危惧しているところでございます。条例の制定につきましては、商工支援の取り組みであることは十分理解しておりますので、今後も商工会と連携し、周辺自治体の取り組みや動向を注視してまいりたいと考えております。

その中で、先ほど申し上げました各種補助事業や助成事業等の導入や採択に際して、自治体が創業支援事業計画書を策定し、国の承認を受けていなければ、先々助成を受けられなくなると通達されておりますことから、制定が必要な地域振興計画や事業計画等の策定を優先的に取り組んでいるところでございます。

今後も引き続き、事業者の方々を始め商店街の皆様方から御意見を伺い、また商工会や金融機関など関係機関とも連携を密にして、取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○持留良一議員 それでは、一問一答で再質問をさせていただきたいと思っております。

この最初のTPP問題ですけども、この大筋合意は、私たちに何を示したのかというのがあると思うんです。

1つは、これ見ていただくと、うそをつかない、断固反対、ぶれない、こんな形で、2年前の選挙で書かれてるんです。うそをつかない、TPP断固反対、ぶれないと。ところが大いにぶれまして、180度以上ぶれたのか、わかりませんが、今これについては大筋合意ということで今来てるわけです。第一、こういう問題が改めて、私は説明責任も含めてあるのじゃないかなというふうに一つは思います。

2つ目は、国会決議に反するという問題です。これは2013年4月に衆参の農林水産委員会で決議をしました。この中でいわゆる重要5項目については除外または再協議とし、交渉しないよ

う求めたと。重要5項目の請求を維持できないときには交渉から撤退することも辞さないとしたと、その国会決議に反し、この中身では5項目の30%の品目の関税の撤廃が約束されてると。このこと自体がいかに関税に反してるかということとは明らかだというふうに思うんです。そして、けさの先ほど市長が言われたのはこのことだと思うんですけども、豚肉の見直しの要求と。早速アメリカがこんな形で、合意もまだしてないのにこんなことを、提携されてないのに合意後にこんなことを進めてくるということ自体がいかに関税主導で、アメリカの企業等を守るためのそういう中身であるかと。その一端を、私は、これはあらわしてるんだというふうに思わざる得ません。

そういうことを考えると、やはり、情報公開がまだ十分されていないこのTPP問題について、きちっと国会で、先ほども言いました国民の生活の視点とか、それぞれの自治体の影響とか含めて議論するのが、これはもう当然だろうというふうに思います。

この1点を聞きたいということと、改めて、こういう問題を含めながら、市長もいろいろ情報もそれなりに共有されながら、また地方のさまざまところの地域の皆さんとも話をされ、本当にこれで合意されて締結されていることで、垂水の農業が守られていくのか、発展していくのか、その2点についてお聞きしたいと思えます。

○市長（尾脇雅弥） 非常に私の答えられる範疇にも限界があるというふうに思いますけれども、TPP交渉の一般的に言われるメリット、デメリットの中のデメリットが農産物というふうに言われておりますから、その中で秘密交渉でもありましたから、なかなか表に出てこない中で、けさはどの新聞でも豚肉の関係で、こういったことを言ってきたと。ただ、森山農水大臣がそれはできないというようなことで跳ね返

したというような記事の中身だったと思います。大きな川の流れってというのは、我々にはとめられないんですけども、流れを見極めてしっかりと対応していくということは大事なことでありますので、国と国同士で合意をしたことに、もちろんいろんな形でチェックをしたり、いろんな話もしていくわけですけども、その流れを変えられるかということ、そこは難しいわけにありますから、そのことによって起き得るマイナス要因ということをどうやっていくのかということが大事だというふうに思いますので、先ほど牛の例で少し申し上げましたけれども、そういうことに対しての淘汰事業とか、若い人たちへ投資をしていって、そういったものに耐え得る体質をつくっていくということが大事だというふうに思っておりますので、今後いろんな情報が明らかにされて、そして、とるべき対応というのが求められていくと思いますので、その辺は議会の皆さんに説明をしながら対策を講じてまいりたいというふうに思っております。

○持留良一議員 政策大綱も出ました。このこと自体が、被害が想定されるということもある意味であらわしてるんだなというふうに思います。垂水も牛肉の輸入自由化、オレンジの輸入自由化というのがありました。しかし、さまざまな対策をとりましたけども、やはり、そのことは、その実態は明確にあらわしてるというふうに思います。だからこそ、今大事なのは、このTPPの徹底した議論となおかつこういう状況で垂水の農業は守れないというのは明らかだというふうに私は思いますので、反対していく。そういう取り組みが市長の姿勢にも欲しかったなということを強調して、この問題については終わっていきたいというふうに思います。

次の問題で、高齢者対策の問題を伺いたいというふうに思います。

私は、何をやっているかということではなくて、認識と救済対策は本当にこれでいいのかと

いうことを問うたわけでありまして。そして今の実態なんかも示しながら市長にお聞きもしたんですけども、改めてお聞きしますけども、この高齢者の問題の中で、本当に住みなれた地域でということ、今、地域包括ケアということもありますけども、そういう負担も含めて今後考えられます。本当にその人たちがこの包括ケアを受けられるのかという、さまざまな、まだ喚起しなきゃならない問題もありますし、制度的にも人の問題、人の対策をとらないことには、これは運用はできないわけですけども、本当にこういう今厳しい高齢者の方々が住みなれた地域で安心して暮らしていけるふさわしい施策というのは何なのか。このことについて、現状の認識から、市長が今考えられる点について御回答をお願いしたいと思います。

○市長（尾脇雅弥） 私自身もそうですし、議会の先生方も同じ目的であると思います。そして市役所の職員も垂水市の発展、市民の皆さんの幸福という中でいろんな施策をどういう形にしていくのかという判断をしていただくんだと思いますけれども、この高齢者の対策にしても、絶対的な背景で、いつもお話をしておりますけども、少子高齢化、過疎化という中で、きのうでしたか、地域包括ケア体制を一つの目標としながらやっていくと。その背景には市民ニーズがあるんだと。できるだけ住みなれた家や地域で暮らし続けたいと。特に高齢者の皆さんはそんな思いがあります。ただ、一方で、医療費の高騰等も現実的にある。財源の問題があるということですね。あれもこれもしたいのは、もちろん私も福祉の現場で働いておりましたし、高齢者の皆さんのお世話もしておりましたので、やっぱり晩年といいますか、手足が不自由になって、体が力が落ちてくる中で、いろんな支援をしたいというのは山々ですけども、今先ほど申し上げたような財源も含めた体制の中で地域包括のシステムをとっていくことによって、

その問題を解消していこうというふうに考えております。ただ、それに関しても全てが整っているわけではありませんので、それを具体的に垂水市の中で落とし込んでいくときにいろんな問題が出てまいりますので、そのことは先ほどの話じゃありませんけれども、その都度、議会の先生方にこういう問題がありますけど、こういう判断をしたいと思えますけれども、いかがでしょうかとというようなことを問いながら進めていきたいというふうに思っております。

○持留良一議員 先ほど介護の問題のときに、ペナルティの問題も出ましたですね。実体的に数字が多いということも出てまいりました。そうやってきたときに、きのうの財政問題でいろいろ議論もありました。いわゆる財政調整基金の問題のありようのこともありました。また今中心的に地方創生がやっている子育て支援、人口問題対策も含めてさまざまあるかと思えます。しかし、そういう中で、高齢者の方々は必死になって頑張っていらっしゃるわけです。しかし、そこにも当然のごとく限界があります。幾ら自己責任とはいえ、限界がある中で生活されてると。こういう中で、じゃあ、こういう高齢者の皆さんの中でふさわしい政策は何かといったときに、先ほど言いました介護保険では、そういう独自の負担の軽減、医療料の軽減とか、さまざまな取り組みが可能だと思うんです。だから、それに本当にふさわしい施策というのはどうあるべきか。これは抽象論的な議論になりますけども、そういうところの支援策というのを市長の中の頭の中に検討するという考えがあるのかどうなのか、このことをお聞きしたいと思います。

○市長（尾脇雅弥） そこは繰り返しになります。思いとしては同じだと思いますけれども、財源の問題がありますから、そこの状況もしっかりと見ながら適切な対応するというところになるかと思えます。

○持留良一議員 じゃあ、その財源的な問題、昨日もさまざま議論がありましたけども、そのとこ、ぜひ積極的に取り組んでいただいて、この問題については、ぜひ今後も具体的な提案もしてまいりますので、ぜひ受けとめていただいて、本当に高齢者がふさわしい安心して命の守れるような、そして老後の尊厳が保たれるような、そういう生活支援をぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

次、介護問題は先ほどさまざま出ました。一つは、介護保険料の問題については後で言いますが、いわゆる要支援サービスのこの問題です。一つは、先ほどシルバー人材センターを活用するというのも出てまいりました。これはモデルということで、三重県の桑名市がもう厚生労働省のモデル事業ということでスタートしています。さまざま問題が起きてきてます。改めて本当にこういう状況の中で、そういう要支援者の方々を守っていけるのか、逆に介護度が重たくなって重度化していくんじゃないかと、そういう懸念も言われてます。そういう中で一つの大きな問題は事業費だと思うんです。事業の上限が設けられてるというふうに思いますが、この内容についてお聞きしたいと思います。

○保健福祉課長（篠原輝義） 先ほどシルバーセンターという、例えばということで申し上げましたけれども、シルバーセンターのほうでも、今県の連合会ですか、それらのほうからいろいろおりにきてまして、こんな講習会とか、そういったのを今度もまた取り組みをされているようでございます。

そういった中で、既存の今までの介護事業所、そういったところにつきましては、今までやっておられました専門的な部分、それからあと、そういう例えばシルバー人材センター、そういったところについては、例えば、買い物支援とか、それから庭の清掃とか、ごみ出しとか、そういったものを担っていただくというようなこ

とで考えているところでございます。

○持留良一議員 上限が出ませんでしたけども、この事業の上限というのは、前年度の介護予防、訪問介護と介護予防通所介護、介護予防支援に介護予防事業、総額をベースとする。延べ率は市の75歳の高齢者の数の伸び率以下というようなことで、いわゆる上限が厳しくなってるんですよ。だからこそ、そういう形で、シルバーとか含めてやっていかざるを得ないという中身があります。

そして、もう一つは、これは県の県議会で出ましたけども、今回の報酬改定によって、事業所69%が経営が悪化と、こういう一方での問題も出てきてるわけです。じゃあ、単純に事業所が委託をするかということ、やはり、そこには厳しい状況がある。だからこそ、そういう無資格で、シルバー人材センターでというような形になってくると。そうすると、問題は専門的な内容が伴わないから、どうしても問題が起きてくるということが桑名市でも出てきてるわけです。だからこそ、私、お聞きしますけども、最終的には、どういう状況であろうと市が責任を持ってこれには対応していくと。事業所に頼らず、しっかりと市が対応していくということが明確に言えるのか。市長、今の議論を聞いて、市長のほうに最後は政策判断ですので、お答えください。

○市長（尾脇雅弥） まず、国の基準というルールがございまして、それに従って対応していくとともに、最終的に今おっしゃったような、どうしてもやらなきゃいけない場面が出てくれば、やらなきゃいけないということになりますので、そういうことで御理解いただきたい。

○持留良一議員 市のほうがそれをしっかりとそれについては対策をとっていくということを確認をしていきたいというふうに思います。

貧困問題についてお聞きをしたいというふう

に思います。

先ほど市長のほうからも出ましたし、また教育長のほうからも、これについては、本当は推進法に対する考えをお聞きを要望してたんですけども、出てきませんでしたので、改めてこの問題については、またお聞きをする場があるかと思えます。

一つは、就学援助制度の問題です。前日も、3年ぐらい前でしたか、このことを提案をさせていただきました。そして、その後、全国的にもさまざまな形で、この制度が運用されてます。いわゆる入学準備金だけを早目に取り組むとか。入学準備金制度、独自のそういう制度をもって対応するという自治体も生まれてきてます。だから、大事なのはそういうお子さんたちも含めた保護者の声がどれだけきちっと皆さんが理解されているのかなというふうに思います。

そういう点で、さまざま、私はこれについては改善の方策は可能だと。というのは、他の自治体でも実際上その運用を図っているわけですから、本市ができないわけではないと思うんです。そして、あと、本市とそことの差がますます広がっていくと。いわゆるここでのまた制度的に自治体が運用する中での格差が広がっていくと。そのことによって、先ほど貧困層の中にありました、どんな状況であろうと、生活や学習が保障されて、希望の持てる社会にしていくという視点からも、そういう取り組みは可能じゃないかというふうに思いますが、この間、どれだけ議論されてきたのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○教育長（長濱重光） 就学援助費の中で、今御質問ございました、特に入学準備金の前年度支給についてでございますけれども、私どもも、その栃木県の日光市でありますとか、それから小松市でありますとか、それから福岡市でありますとか、いろいろ前年度の3月の時点で前年度のいろいろな書類等によって認定がなされ、

3月中に支給されているということは調査をし、承知をいたしております。そういう中で、先ほども答弁いたしましたけれども、いろいろと取り組まれたところの先進的なものもございますので、今後課題等について調査をし、また随時検討を進めてまいりたいというように考えております。

以上でございます。

○持留良一議員 あと……。

○議長（池之上誠） まだ、あるよ。

○持留良一議員 この問題はNHKでも一度取り上げられましたよね。あさイチ放送というので取り上げられまして、お母さんが非常に新学期の準備で、これだけお金がかかるのは大変きついと。入学までまとめた費用がかかって、支給が7月なので、3月末はきついですという声も出されてます。ぜひ、このことはこういう現状があって、子供たちの生活を守っていくと。どういう状況であろうと、それが保障されていくということの趣旨もあります。推進、貧困法にも、そんなことがうたわれてますので、ぜひこれは研究して、ぜひできるようにしていただきたいと思います。

あと、給食の問題ですけども、先ほど言いましたとおり、私は3つの点からも、この問題は考える重要な意義があるんだということも言いました。特に貧困対策の問題も重要な課題であります。ところが先ほど言われたとおり、手当の問題というのが、これは国のほうで、それを運用ができるということになって、そんなふうになったわけですけども、これはそもそも使う目的が、私は違う問題だというふうに思んです。子ども手当は子ども手当なんだという現状はあろうかと思えます。ぜひ先ほど提案された中身をいち早く具体化していただいて、もっとその中身を充実させていただけるよう強くこの件については要望をしておきたいというふうに思います。

教育長は、この間さまざまな教育の内容によっては、本当に他の自治体にも勝るような、またモデルになるような取り組みもされてますので、今度学力という以外にもそういう経済的な支援、これは重要な今度の子ども貧困対策推進法の中身4つの点があったかと思えますけども、この視点に立ったときにどうしていくのかと、本当はここを聞きたかったんですけども、今回回答がありませんでしたので、改めてそのことはお聞きしますけれども、その中身でぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

最後になります。

商工会と小規模基本法の問題について、先ほど霧島市が紹介をされました。本当にまだ一歩だというふうに思いますが、この条例の中身というのは、非常に今、垂水の地域経済の商工、小規模、特に5人以下のところも含めた救済対策になっていくのではないかなというふうに思います。特に小規模事業者の配慮、振興会等々が書かれています。そして何といても市の責務がしっかりと明確にされてますので、ぜひ垂水の今回の要望書等も含めて、これを実現していき、なおかつ地域経済、商工会、小規模事業者が活性化していくためにはこの責務、それぞれの責務が明確になって、そして、そういう振興会も設定されていくと。本当に今垂水のこの地域経済を考える上で必要な内容だと思いますので、ぜひ、これは早期実現に向けてしていただきたいと思います。これは、私は理念じゃなくて、実態からの中身だというふうに思います。

今回はT P P問題から含めて、大きな問題から含めて、地域の経済問題まで話しましたが、やはり大事なものは住民の声に寄り添って、そして何よりも住民の幸せをしっかりと政治の場で実現していくんだと、そのことだろうというふうに思います。そのことを最後に訴えまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（池之上誠） ここで暫時休憩いたします。

次は、午後1時から再開いたします。

午前11時41分休憩

午後1時0分開議

○議長（池之上誠） 引き続き会議を開きます。

13番篠原静則議員の質問を許可いたします。

〔篠原静則議員登壇〕

○篠原静則議員 皆さん、お疲れさまでございます。最後になりました。しばらくの間、おつき合いいただきたいと思ひます。

先ほども話出ておりましたけれども、今回答弁がなかった方は大変寂しい思いをしていらっしゃるようでございます。次回の議会では、議員の皆様方に指名をしていただければ、必ず質問が来ると思ひますので、よろしくお願ひいたします。

冒頭から要望というもおかしいかと思ひますけれども、私、大事なことでございまして、一つだけ要望お願ひをしておきます。

それは垂水南中閉校記念碑でございます。執行部の皆さん、ぜひ真剣に考えていただきたいと思っております。まだ、そのままであるようでございまして。卒業生から大変厳しい御言葉をいただいております。また執行部の中には南中の卒業生もいらっしゃるようでございまして、ひとつよろしくお願ひをいたします。

考え方によっては、市で施行されましたですね、相手方に代金を要求されるという方法もあると思ひますので、学校が大好きだったとおっしゃる副市长よろしくお願ひをいたします。

それでは、質問通告に従ひまして、質問をさせていただきます。

まず、9月26日付の南日本新聞に鹿児島県農業開発総合センター果樹部移転が来年度というほうに記事が掲載されておりましたが、吹上のほうの県農業開発センターへの統合の経緯を課

長のほうでお知らせいただきたいと思ひます。

次に、公用車の納入について質問をさせていただきます。

まず1回目は、現在の公用車の状況はどのようになっているんですか。保有台数と車両の経過年数について、公用車の所管課にお願いをいたします。

それと、高齢者支援について担当課長のほうに、どういう高齢者に対して支援があるのか、教えていただきたいと思ひます。

これで1回目の質問を終わります。

○農林課長（川畑千歳） 篠原議員の質問にお答えいたします。

一般に果樹試験場と呼ばれております農業開発総合センター果樹部は、昭和2年に県かんきつ研究所として垂水市に創設をされ、昭和33年には県果樹試験場として独立、本城・牧の現在地に移転。平成18年には農業開発総合センター果樹部として組織改編などを経て現在に至っております90年近い歴史を持つ施設であります。

薩摩川内市東郷町にあります果樹部北薩分場とともに、果樹農家の経営安定と特産果樹のブランド産地化を目指した新技術を開発してきております。

鹿児島県は、平成8年から17年にかけて吹上・金峰地区に農業開発総合センターを整備し、平成18年には谷山地区にあった県農業試験場を移転しています。その他の研究施設も計画的に順次移転することとし、今後の財政状況等を踏まえ、判断するというスタンスでありました。それ以降、鹿児島県の特産の動きはなく、垂水市においては跡地の有効活用策として農業公社の設立を検討しておりましたが、農業関係団体の参入が得られず、設立を断念しております。その後、跡地利用についての具体的な計画はございません。

鹿児島県は平成27年第3回県議会の一般質問で、農業開発総合センター果樹部と果樹部北薩

分場の2研究施設を、平成28年度に農業開発総合センターに移転統合することを明らかにしました。そして10月には県農政部が果樹部の移転についての情報提供と情報交換のため、垂水市役所を訪問しております。その内容は、吹上・金峰地区への果樹部の移転を進める。平成27年度は、ハウス、附帯施設、圃場整備の設計等を実施中、平成28年度は施設等を整備し、同年度中の移転を予定というものであり、跡地は売却も含めた有効活用を検討し、今後も情報交換していくとのことでありました。

上野台地にあります第2圃場は、農振計画上の農用地区域内農地であることから、今後の農業振興のために有効に活用されるよう本市としても注視していく必要があると認識しております。

以上です。

○財政課長（野妻正美） 公用車納入についての公用車の保有台数と車両経過年数についての御質問にお答えいたします。

御質問の公用車の保有台数と車両の経過年数についてですが、本市では平成27年4月1日現在で、84台の公用車を保有しております。

内訳でございますが、一般職員が使用する財政課管理の共用の公用車が37台、各課で管理する公用車が30台、自家用乗り合いバスが2台、特殊車両が15台となっております。

また、車両の経過年数につきましては、一般車両の平均経過年数が約10年で、うち15年以上経過した車両が19台、また最も古い車両が23年経過となっております。

以上でございます。

○保健福祉課長（篠原輝義） 3番目の高齢者支援について、垂水市の高齢者をめぐる状況、介護サービスの内容と利用状況についてお答えいたします。

平成27年度から29年度の3年間を期間とします第6期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業

計画がスタートしておりますが、この計画は団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据えた計画でございます。

直近の平成27年9月末時点での現状及び利用状況でございますが、現状は高齢者6,090人で高齢化率が37.89%でございます。利用状況でございますが、要介護認定者は1,187人で、このうち利用者は995人ございました。

利用者の介護度別は、要支援者263人、要介護1、1,210人、要介護2、140人、要介護3、125人、要介護4、166人、要介護5で91人、サービス別では、訪問サービス、通所サービス、住宅改修サービスなどを利用する居宅介護サービス利用者が570人、小規模多機能ホームやグループホームの地域密着型のサービス利用者が175人、コスモス苑、恵光園などの施設介護サービス利用者が250人となっております。

以上でございます。

○篠原静則議員 ありがとうございます。

まず、鹿児島県農業開発総合センター、いわゆる果樹試験場ですけれども、今度これについて副市長にお尋ねをいたします。

果樹試験場は御存じのとおり、本城のほうにあるわけですが、上野台地が大体300町歩、耕地面積が290町歩ぐらいございますけれども、この一面に約16町歩の試験場がございます。庁舎敷地が1町歩ぐらいでございますけれども、そこに職員の方が18人、そしてパートの方が9人、恐らく職員の方は吹上のほうに移動をされるとお聞きしております。1人か、2人は垂水のほうから通勤される方もいらっしゃるお聞きしております。2時間ほど片道かかるそうですけれども、頑張って通勤するという方もいらっしゃると思います。

そういう中で、パートの方はどうしてもとりあえずは仕事なくなるわけでございます。そういう意味で、副市長、市としてもいろいろと調査研究をなさっていらっしゃると思えますけ

れども、どういうふうを受けとめていらっしゃるのか、また今後どういう考えがおありなのか、お答えいただけたらありがたいと思います。

○副市長（岩元 明） 果樹試験場跡地はいわゆるまとまった土地というのが、第1圃場というのか、第2圃場というのか、よく、2つのまとまった跡地があるようでございます。第2圃場は図面上で見ましても、ほぼ正方形の形をした約10町歩あるようでございます。こんだけのまとまった土地というのは、なかなか垂水市では見つかりませんので、まず私が考えたのは、工場用地だろうか、住宅団地だろうか、あるいはレジャー用地だろうかということを考えたんですけども、先ほどの農林課長の答弁にもありましたように、農用地区内の農用地ということで、農地以外には、なかなか利用がかなわないようでございます。そうなりますと、農業法人あたりが何かそういった食指を動かしていただければありがたいのですけれども、それも以前に頓挫したというような話でございますので、なかなか市として、どういった活用をしていこうかという妙案はないわけでございます。ただ、県のほうの意向としましては、売却のほうに傾いているのかなという感じは受けております。ただ、その場合でも第2圃場のほぼ正方形のまとまった10町歩というのは買い手があるのかもしれませんけれども、第1圃場の建屋やら、宿舍跡といったものがあるのに買い手があるのかどうか、私もいささか疑問に思っておるところでございます。今、御提案いただきました宿舍等を利用するというようなことは、手を加えて再利用ができるような状況であれば、それは大変いい御提案だと思っておるところでございますけれども、ただ、県のほうで、それぞれ第1圃場、第2圃場、別々に分けて譲ってくれるのか、どうかちょっと定かではございません。どうも私が感ずるところでは、第2圃場を買ってくれるところに条件をつけて、第1圃場のほう

の便宜を図るんじゃないかろうかと思われる感じがしますので、非常にその後の、要するに県がどうしようとしているのかがまだ見えてきませんので、いい御提案だとは思いますが、もし、垂水市がそういった形で無償提供でも受けるのであれば、そういった方面も検討していかなくちゃならないのかなと思うところでございます。

以上です。

○篠原静則議員 私もこの農家の1人として、いろいろ関心を持ちまして、大隅振興局はもちろん、それから果樹試験場、知り合いを通じて、いろいろ情報収集したわけですが、なかなか試験場としても、振興局としても、情報が入ってきていないようでございます。そういう意味で、市役所として、恐らく本課といろいろ情報を得るのにかかけ合っていると思っておりますけれども、その辺がわかっておれば、教えていただきたいと思っております。

○副市長（岩元 明） 農林課長の答弁にもあったと思うんですが、1回だけ県のほうからの説明を受けております。そのときの感触としては、先ほど申し上げたようなことでは、それ以上の情報がまだ入ってきておりません。

以上です。

○篠原静則議員 希望としましては、水産試験場ですね、昭和45年に養殖センターとして開設されておりますけれども、今は、かごしま豊かな海づくり協会ということで漁業者のために役立っているようではありますが、農家はもちろん果樹農家は特に縮小してでも、少しでも残っていったら、ありがたいなというような希望があるようではありますが、これも今から本課のほうとかけ合っていたらいいと思っております。

私、縁ありまして、この前の月曜日、45人ぐらいでしたか、45人ぐらい、外国人が35人、日本人の若い農業者が10人ほどで忘年会兼送別会

に参加させていただきましたけれども、若い農業者の方々は大変興味を持っていらっしゃるようで、また聞くところによると本課のほうにもお伺いしたり、企業の方ももちろんですけども、一農家の方もいろいろお伺いしたりしているようでございます。

そこでですけども、以前10年ほど前まで農業大学の寮がありまして、それはそのまま置かれているわけですけども、その寮は農業大学2年出て、それから垂水のほうで研究とか、実習を2年すれば、4年生大学の卒業の証明がもらえるというようなことだったと思っております。その若い農家の外国人が研修に来ている方のお話を聞きますというと、その寮は有効利用ということで、個人ではなかなか買う余裕がないと。市で取得していただいて、そういう外国人の研修生を安く住まわせていただけたらありがたいというようなお話を聞いております。外国の方も研修という形で農家に入っているんですけども、どうしても安い市営住宅には縛りがあって入れないということで、民間の住宅とか、または定住住宅に入っているようにございます。そういう中で、今先ほど申し上げましたとおり、若い農家のやる気のある方たちは今現在外国人を受け入れていらっしゃいます。そういう方々の相談といいますか、農業大学生の寮であったところを市で取得していただいて、安くで貸していただけたら、研修生も、外国人の研修生も大変助かるんだというようなお話をなさっております。そこらあたりの、なかなか簡単に行くか行かんか、わかりませんが、副市長お考えがあったら、一言御答弁をよろしくお願いいたします。

○副市長（岩元 明） 私には大変いい御提案だとお受けしたところでございますけれども、かなり政策的な要素もございますので、隣に市長がおるところで、私が先走って余計なことを言うわけにいきませんが、個人としては

大変おもしろい、今まで、そういった先ほどから言いますように、第1圃場の建屋を利用した形での御提案というのは、私初めて聞きましたので、非常に検討に値することなんだろうなと思うところでございます。

○篠原静則議員 ありがとうございます。いろいろ検討して、市民のためになるように頑張っていたきたいと思います。

次に、公用車について伺いたします。

85台ち、言わったですよ。その車両の相当が経過年数であるということのようでありまして、事故との関連を考えたとき、原因として、車が古くなっていることも要因の一つじゃないかと思っております。

それで、事故等の件数も多いと思っておりますけれども、お聞きしますというと、5年間で相当のすり傷、そういうのを含めて相当の事故があるとお聞きしております。どうであるのか、教えていただきたいと思っております。

○財政課長（野妻正美） 2回目の御質問にお答えいたします。

御質問の事故の状況でございますが、平成26年度以前の過去5年間で、36件の事故が発生しております。内訳としましては、市に過失責任がある対物事故が6件、自損事故が25件、相手に過失責任がある事故が2件、両者に過失責任がある事故は1件となっております。

なお、このうち自損事故の25件につきましては、車体をこすった等の軽微な事故も含んでおります。また、事故原因の多くは職員の不注意によるものでございます。

事故防止につきましては、財政課からもちろんのこと、総務課からも課長会や庁内の電子掲示板で周知を図っているところでございます。

以上です。

○篠原静則議員 ありがとうございます。5年間じゃったつけ、6年間言うちゃったですか、36件の事故があると、あったということですか

れども、これはですよ、皆さんも御存じのとおり、大分車が古くなっていると。特にまた職員の皆様は、我が家ではすばらしい車に乗っていらっしゃる。役所に来れば、程度の落ちた車に乗ると。これも一つの事故の要因じゃなかろうかと、私は思っております。

そういう意味からして、私は、公用車の購入について、中古は中古ですから、新車は新車だけ長く持ちすると思えますので、ぜひ新車の購入をしていただきたく質問をしたわけでございますけれども、どうお考えか、お聞きいたします。

○財政課長（野妻正美） 3回目の新車購入の計画についてお答えいたします。

御質問の公用車の更新と新車購入計画についてですが、毎年原則としまして、3台中古の軽自動車を購入し、老朽化した車との入れかえを行っております。平成28年度はこの3台の更新とあわせ、小型乗用車の新車を購入予定としております。これは本年6月議会時に御説明しましたとおり、ふるさと応援基金により毎年1台ずつハイブリッドの小型乗用車タイプ購入の事業採択を受けてのものとなります。

以上です。

○篠原静則議員 ありがとうございます。新車購入と中古といますか、そういうやつと一緒に購入されるというようなお話でございましたけれども、副市長に、またお尋ねをいたします。

副市長、市長優先車は財政課長が発案者でありましたようですが、この公用車の新車納入については、ぜひ副市長が発案者として頑張りたいと思いますけれども、決意のほどをお願いいたします。

○副市長（岩元 明） 中古車を購入することになったいきさつは、やはり、行財政改革の一環であったと記憶しているわけでございますけれども、確かに古くなった車両も多いようには見受けられます。安全整備については、もう十

分な配慮をいたしているはずですがけれども、新車を随時購入するまでに財政力が回復したかどうかは、まだ、また検証しなければならないのだろうと思っております。

そして、新車を購入するとなりますと、ハイブリッド車みたいな環境に優しい新車の購入ということになりますので、別途財源を使いまして、順次新車を購入していきたいというふうには考えているところでございます。

○篠原静則議員 どうもありがとうございます。ふるさと納税もやがて6,000万円になろうかというようなお話をきのうお聞きいたしましたけれども、ぜひ、ふるさと応援基金の用途選定委員長として、頑張って、委員の皆さん方と一緒に検討していただきたいと思えます。

公用車については終わります。

それで、高齢者支援についてですが、私これ何で聞きますかというと、高齢者の家族の方にお願ひされたものですから、元気な高齢者のために、要介護、要支援になっていない高齢者、医療費や介護保険の抑制にも貢献しているし、元気な人も大事にすべきではないかということで、副市長、転ばぬ先のつえではございませんけれども、このような元気な高齢者に対して、将来できるだけ介護にならないように何か支援はないものかというようなお願いでございます。

といいますのが、90半ばの家族を見るために関西から引き上げてこられた方が福祉事務所のほうに、これははんとけないうちに何か手続きしてもらわないかんとというようなことで相談に行かれたようですけれども、今のところ、そういう制度はないというようなことで諦めて帰ってこられたと。どっこでんすればえとよとちゅうようなことじゃいけないと思うんですけど、予算の範囲がありますから、できれば、年に何件とか、そういう支援はできないものかと思ひまして質問させていただきました。何かお考え

をよろしく願いいたします。

○副市長（岩元 明） 先ほどから通告なしで、私もしゃべっておりますので、非常に不安にだんだんなってくるわけでございますけれども、ただ、おっしゃいましたような高齢者へ対する支援というのは、弱者に対する支援というのは今までそういった視点で行われて参ったわけでございますけれども、おっしゃるような元気な人へのインセンティブというか、御褒美と申しますか、そういった視点での御提案ちゅうのも、これまた私も目からうろこの発想ではなかろうかと思っておりますのでございます。篠原議員と私は多分いわゆる団塊の世代の上と下だろうと思っておりますのでございますけれども、そういった元気な世代の方への支援、先ほど言いましたように、御褒美になるようなものの視点というのも必要なんだと今痛感しているところではございます。

○篠原静則議員 ありがとうございます。今回は副市長に同じ南中の卒業生として、そしてまた同じ高齢者として質問をさせていただきました。

やっぱり、本当元気な方はうらやましいんですよね。うちの集落には、12月確か2日で100歳になった方がいらっしゃいます。その方は病院も、役所にも来られまして、定期バスでここに、この前もお会いしたんですけれども、市長室の岩元君には言ったんですよ。お前あんた取材せえっち。すばらしい元気ですよ。まだ耕運機も使われます。ビーバーも使われます。100歳でそういう方いらっしゃらないと思うんです。だから、そういう方に支援をせえという意味に聞こえるかもわかりませんが、やっぱり高齢者、元気ちいっても90超えたり、100超えたりしたら行動にも限度はあると思っておりますので、ぜひ市長、何らかの形で、そういう方々にも大事にしていきたいと思っております。

終わります。ありがとうございました。

○議長（池之上誠） 以上で一般質問を終わります。

本日の日程は、以上で全部終了いたしました。

△日程報告

○議長（池之上誠） 明10日から17日までは、議事の都合により休会といたします。

次の本会議は、12月18日午前10時から開きます。

△散 会

○議長（池之上誠） 本日はこれもちまして散会いたします。

午後1時32分散会

平成 2 7 年 第 4 回 定 例 会

会 議 録

第 4 日 平成 2 7 年 1 2 月 1 8 日

本会議第4号（12月18日）（金曜）

出席議員 14名

| | | | |
|----|-------|-----|------|
| 1番 | 村山芳秀 | 8番 | 持留良一 |
| 2番 | 梅木勇 | 9番 | 池山節夫 |
| 3番 | 堀内貴志 | 10番 | 北方貞明 |
| 4番 | 川越信男 | 11番 | 森正勝 |
| 5番 | 感王寺耕造 | 12番 | 川尻達志 |
| 6番 | 堀添國尚 | 13番 | 篠原静則 |
| 7番 | 池之上誠 | 14番 | 川畑三郎 |

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

| | | | |
|---------|------|--------|-------|
| 市長 | 尾脇雅弥 | 水産商工 | |
| 副市長 | 岩元明 | 観光課長 | 高田 総 |
| 総務課長 | 中谷大潤 | 土木課長 | 宮迫章二 |
| 企画政策課長 | 角野毅 | 水道課長 | 北迫一信 |
| 財政課長 | 野妻正美 | 会計課長 | 堀内昭人 |
| 税務課長 | 池松烈 | 監査事務局長 | 楠木雅己 |
| 市民課長 | | 消防長 | 前木場強也 |
| 併任 | | 教育長 | 長濱重光 |
| 選挙管理委員会 | | 教育総務課長 | 保久上光昭 |
| 事務局長 | 白木修文 | 学校教育課長 | 下江嘉誉 |
| 保健福祉課長 | 篠原輝義 | 社会教育課長 | 森山博之 |
| 生活環境課長 | 田之上康 | | |
| 農林課長 | | | |
| 併任 | | | |
| 農業委員会 | | | |
| 事務局長 | 川畑千歳 | | |

議会事務局出席者

| | | | |
|------|------|----|------|
| 事務局長 | 磯脇正道 | 書記 | 橘圭一郎 |
| | | 書記 | 瀬脇恵寿 |

平成27年12月18日午前10時開議

△開 議

○議長（池之上誠） 定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△諸般の報告

○議長（池之上誠） 日程第1、諸般の報告を行います。

ここで、産業厚生委員会委員長から所管事項調査の報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

[産業厚生委員長川越信男議員登壇]

○産業厚生委員長（川越信男） おはようございます。

去る11月11日から11月13日まで、宮城県登米市同じく栗原市において、私ども産業厚生委員会の7名及び随行1名は、所管事項調査を実施しましたので、その結果を御報告申し上げます。

初めに、登米市について報告いたします。

登米市は、宮城県北部に位置し、人口は約8万3,000人、面積は538平方キロメートルであります。また、ラムサール条約指定地の伊豆沼・内沼・北上川・迫川など、水資源が豊富な水の里であります。

登米市では、「6次産業化と地域ブランド化」について研修してまいりました。

登米市は、豊富な水と市の3分の1を占める田んぼ等を利用して、東北を代表する食料供給地帯となっております。

そのためか、市の農業構造において、米の産出額が約4割を占めており、東北平均の約3割よりも米への依存が高くなっている傾向がございます。

しかしながら、米の消費が減少している昨今、

6次産業を始め、多角的経営の必要性がございました。

国の施策では、6次産業化に向けて「総合化事業計画」を認定する制度があり、登米市においては、東北最多となる15事業所が認定を受けております。

ただ、この事業は、総合化事業計画を自分たちで作成・申請しなければならない上、6次産業化におけるネットワークを自分たちで構築することも要件であるなど、結果的に大規模な事業所が対象となることが多いため、登米市では規模が小さくても生かせる登米市単独事業を実施しております。

最初に、「ビジネスチャンス支援事業」により支援をしており、施設整備のハード面だけでなく、商品開発や、販路拡大のソフト面でも利用することができ、事業費上限は1,000万、補助率は2分の1と規模は小さいものの、国の事業より補助率も高く、使い勝手がよい事業となっております。

この事業を使い、登米市では6次産業事業者が毎年のように生まれており、この中から、「伊達の純粋赤豚」など地域ブランドの一つとなるものが出てきているのもございます。

次に、起業・創業への支援として、「登米市ふるさとベンチャー創業支援事業」では、補助金240万円と融資上限1,000万に、信用保証料を市が全額負担する事業を全国で初めて農業までを対象に広げて実施されております。

この事業は、他の起業・創業支援事業では、利用することができない他業種参入でも、別会社を立ち上げることによって利用ができるなど、柔軟性のある事業でもあります。

また、この制度は、経済産業省の産業競争力強化法に認定されております。産業競争力強化法の認定を受けますと特別交付金の対象となり、財政的にも有意義な事業と言えます。

また、6次産業化では人材育成も必要である

と考えます。

登米市では、この点についても東北大学に協力をもらい、「登米アグリビジネス起業家育成塾」を開講しております。

この塾では、栽培等の技術ではなく、実際に農業経営をしていく上で重要なことを学ぶことにより、「経営者」を育成しております。

開催時期は、田植えが終わった後から稲刈りまでの期間とし、開催時間も夜間とすることにより、農作業の邪魔にならない時間を設定するなど、受講者への門戸を広げております。

事業が開始されてから、毎年15人の定員に対し20名程度の申し込みがあり、定員を少々超えても受け入れが可能ならば受講していただくなど、盛況となっております。

この事業では、塾生同士の交流により、塾生同士が触発されあい、切磋琢磨し、あるいは事業に対する総理解が深まることから、共同事業となった事例もあるようです。

以上が、登米市において実施している事業ですが、これらの最大の効果は新しい取り組みに挑戦する人たちが交流することにより、本当に支援を必要とする人を効果的に発掘できることであり、その結果、6次産業化と地域ブランドの確立への一助となっております。

本市においても、多分に活用が考えられる事業であると実感しております。

次に、栗原市でございますが、栗原市は宮城県の北部に位置し、人口約7万2,000人、面積が804.97平方キロメートルであります。市内に東北自動車道インターチェンジと新幹線の駅があり、交通の便が良いことから、自動車産業の誘致を積極的にされております。

栗原市では、「子育て支援と出産支援」について研修してまいりました。これらの支援については、直接的な資金の助成と環境整備の助成がございます。

直接的な資金の助成として、まず「すこやか

子育て支援金支給事業」で、出産時に第1子、第2子に2万円、第3子5万円、第4子10万円、そして、第5子以降に20万円の出産祝金の助成、第3子以降の子が小学校入学時に入学祝金を助成しております。

この事業は、合併前から各町村で実施されており、そのおかげかわかりませんが、10人以上の子宝に恵まれた世帯もあるそうでございます。

次に、子育て世帯の経済的負担軽減のため、2人目の保育料を2分の1に軽減する国の制度がございますが、さらに市単独事業で助成し、2人目の保育料を無料としております。年間200人弱が対象となり、今年度からは上の子供が幼稚園であっても対象となることから、さらに100人以上が対象となっております。

また、保護者の勤務形態の多様化に対応するため、保育園の標準時間以外における延長保育を、一部本人負担ではありますが、一定部分を市の予算で行っております。

ちなみに本市では全額自己負担となっております。

昨今の不妊治療に対しても、「特定不妊治療費助成事業」を県の交付金と合わせて行っており、栗原市独自分として1回の治療で10万円を限度とし、初年度は3回まで、2年目以降は2回まで、通算で5年間助成がございます。

成果としても、平成25年度の助成では、19名のうち8名が出生と4割以上の成果も出ております。

また、環境整備での助成として、本市でも行っております新生児訪問では昨年1年間で384名、延べ487件の訪問を行っており、子供への虐待予防の第一歩となっております。

次に、母子保健健診事業では、妊婦へは健診14回と歯科検診1回、生まれた子供に対しては2カ月と8ないし9カ月の2回は健診受診票の交付をし、3カ月健診、1歳6カ月検診、2歳歯科検診、2歳6カ月歯科検診、3歳児健診を

それぞれ行っております。

虐待予防対策事業では、相談員が電話や面接により被虐待児の早期発見に努め、発見された場合には医師会、歯科医師会、警察や民生委員等から構成される要保護児童地域協議会で適切な対応や支援を行っております。電話相談も2,000件を超えており、重要な施策の一つであるとのことでありました。

地域子育て支援事業では、子育て支援センターが9カ所あり、平成26年度は延べ1万4,021名の0歳から未就学児までの子供が利用しております。

また、保育所巡回相談事業では、各施設を月に2回巡回しておりますが、対象者が保護者であることから、園児を迎えに来る午後3時半から午後6時半とするなど、利用促進のために細やかな工夫をされていました。

そのほか、本市で実施していない事業もあり、「子ども家庭支援員訪問事業」では、子育てに関する不安や悩みを抱える家庭、もしくは障がい者がいらっしゃる世帯を対象に、子供家庭支援員を派遣し、育児の悩み傾聴や育児や家事を支援することにより、家庭内での孤立感や育児不安の解消を図っております。

また、「ファミリーサポート事業」では、預かってほしい保護者と預かることができる協力会員の調整を市が行うことにより、地域ぐるみでの子育て環境づくりの一助としております。協力会員には特別な資格は求めませんが、年1回研修会を行い、質の向上にも努めているそうです。

栗原市での事例は以上であります。本市に比べ、全体的に子育て世帯へのフォローが手厚く行われている現状でありました。それは、支給等の経済的な面だけではなく、地域の助けや保育施設を通じたソフト面でのフォローも行っており、単年度で精査すると成果がないように見える事業もございました。

しかしながら、事業を継続することにより、10年、20年、それ以上という、長いスパンでの人口減少対策の一つとして有効だと考えているとのことでありました。

今回の所管事項調査は、垂水市にとって参考になる事例が非常に多くありましたことを報告して終わります。

○議長（池之上誠） 次に、総務文教委員会委員長から、所管事項調査の報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

[総務文教委員長堀内貴志議員登壇]

○総務文教委員長（堀内貴志） 産業厚生委員会に続きまして、総務文教委員会も行政視察に行っておりまいました。

去る11月17日から11月19日にかけて、総務文教委員会7名と随員1名により広島県広島市、広島県三次市、また、島根県邑南町において所管事項調査を実施いたしましたので、その結果を報告申し上げます。

調査順に沿って、御報告申し上げます。

初めに、広島市についてですが、広島市は人口129万人で、中国・四国地方第1位の人口規模を誇る政令指定都市です。今回、昨年8月に発生した豪雨災害を踏まえた防災対策について、及び、復興まちづくりビジョンについての2点を研修してまいりました。

災害の概要については、平成26年8月19日から20日未明に発生した断続的な大雨により、複数の土砂災害が発生し、山麓直下の住宅地をのみ込みました。これにより、災害関連死1名を含む75名もの尊い命が失われたほか、68名の方が負傷されました。

また、建物被害は全壊179棟を含む合計4,749棟、さらに道路・橋梁、河川堤防など、公共土木施設の被害も1,333件と、甚大な被害が発生しております。

なお、調査当日は、最も被害の大きかった安佐南区八木地区の被災地跡も訪問し、復旧工事

の進む現地の状況についても視察してまいりました。

さて、この広島市では、災害後の昨年9月に、住民代表や有識者等で構成される「避難対策等検証部会」を設置し、検証されていますが、検証の結果について浮かび上がった課題や導き出された今後の対応として、次のようなことを挙げられました。

まず、全庁的な指導、調整機能を強化するため、それまで消防局にあった危機管理部門を市長事務部局に移管し、本市と同様に危機管理室を新設されています。

次に、災害発生時、広島地方気象台から発表された情報をリアルタイムに確認できていなかったことや、避難勧告発令時に避難所の開設ができなかったことなど、現行の地域防災計画どおりに行えていなかったことから、災害応急組織体制の強化策として、大雨注意報や大雨警報発令時において、それぞれ、「注意体制」、「警戒体制」を新設し、市及び市内各区で職員が情報収集にあたることと改正されています。

あわせて、県や関係機関との連携を図るための防災情報共有システムの新たな構築、さらに県と連携して危険度を5キロメートル四方に区切って表示するメッシュ情報を活用し、市民により細かな注意喚起や避難準備情報の発信を行うものとされています。

自主防災組織については、災害寄附金を活用して、新たに「防災まちづくり基金」を設置し、市内1,900の町内会単位において、防災マップの作成や防災リーダーの養成等を支援する新たな事業を本年9月以降に実施されています。

「復興まちづくりビジョン」は、被害を受けた市内5つの地区を対象としたおおむね10年間の計画です。このビジョンで被災家屋等の再建支援や防災・減災のための基盤施設等の整備を集中的に進めるものとなっております。

また、ハード面だけでなく、断続的な地域の

防災力向上を目的として、先ほど申し上げた

「防災まちづくり事業」を活用し、市民と行政との連携・協働により、防災・減災に取り組むこととされており、市民一人一人が災害の教訓を忘れることなく、居住地域の危険性を認識し、常に意識・知識を高めるというソフト面の取り組みの推進についても重視されておりました。

本市において、災害警戒時の情報の発信と共有という面では、直近のものとして防災ラジオの活用を図る取り組みを評価しておりますが、この取り組みを市民に一層普及・定着させ、防災・減災の情報共有を図り、平時から防災意識を高めておくことこそ重要であると考えたところです。

次に、島根県邑南町について報告いたします。

邑南町は、島根県の中部、広島県との県境に位置し、人口1万1,000人の町です。今回の調査では、町が5年前から取り組みを開始した「日本一の子育て村構想」と、その核となる定住促進策の内容や成果について研修を受けてまいりました。

定住促進のための子育て支援策としては、公立病院の産婦人科・小児科専門医が常勤の上、24時間365日の緊急受付体制を確立していることを初め、子育て費用の負担軽減や一般不妊治療費の3年間助成など、本当に多くの支援を行っておられます。

就労面でも、農林商工機関との連携により、「食と農に関する起業家」の支援、また、「医療福祉従事者確保奨学金制度」により、制度を利用した町民に対する償還免除制度などがあります。

さらに、移住・定住の関係では、「定住支援コーディネーター」の配置や、地域の町民に「定住促進支援員」を委嘱し、徹底した移住者ケアを行っておられます。

こうした各種施策が奏功し、減少を続けていた人口は、社会動態が平成25年、26年度の2年

連続で増加し、町の合計特殊出生率は平成24年までの5年平均で2.15という高水準にまで達しています。

全ての施策が定住促進という町の願いにつながっており、特に子育て世代にとって邑南町が魅力的に映るのもうなづけました。

また、行政だけにとどまらず、地域とともに子育てに取り組もうとする町全体の姿を垣間見えることもできました。

これは、町が住民にも希望の見える構想を打ち出し、推進しているからであろうと思います。大事なことは自治体の規模ではなく姿勢であることを実感した次第です。

なお、財源につきましては過疎対策事業債のソフト事業を活用しており過疎法終了後の事業継続や新規事業のための基金を造成、平成24年度末現在で3億円余りを積み立てられている状況です。これも思い切った戦略のひとつであり大変参考になりました。

次に、広島県三次市について報告いたします。

三次市は、広島県の内陸中央部に位置し、人口約5万5,000人の都市です。三次市では、市の自治基本条例である「三次市まち・ゆめ基本条例」及び「地域まちづくりビジョンに基づく施策の推進について」の2点を研修してまいりました。

三次市は、平成16年の市町村合併を機に、既存の「公民館」と呼ばれる29の活動拠点を整備し、コミュニティセンターに移設されました。

また、新たに19の住民自治組織を立ち上げることにより、「ひとづくり」と「まちづくり」の一体的推進を図っておられます。

「三次市まち・ゆめ基本条例」は合併から2年後の平成18年に施行されており、市民と行政の協働のまちづくりに取り組むための「三次市の憲法」という位置づけで、まちづくりの基本理念や仕組み等を定めております。

「地域まちづくりビジョン」については、そ

の基本条例に基づき、地域の夢や将来像などを、10年の計画期間をもって地域住民が自ら考え、地域内合意により策定された指針で、19の地区ごとに策定されており、本市の総合計画に基づく「地域振興計画」と考え方が共通しております。

ビジョンに基づくまちづくりの展開も多岐にわたっておりますが、それぞれの地域の特性を生かした住民主導の事業により、定住促進や企業家の支援による雇用の創出など多くの実践例があり、実効的な取り組みが行われていると感心したところです。

また、「地域まちづくりビジョン」については、各地区による策定からおおよそ10年が経過し、想定以上に社会情勢の変化もあることから、自主的に計画の見直しを行っている地区もあるとのことでした。

研修を通じ、地域の目指す姿を住民自らが考え、実現可能なプランとして策定し、地域資源を生かしながら、具体的に実行・展開していくことの必要性を改めて感じた次第です。

なお、偶然でございますが、今年、本市大野地区が受賞した全国過疎地域自立促進連盟会長賞をこの三次市田幸地区の「田幸ふるさとランチグループ」も同時に受賞されており、委員長として「つらさげ芋」の紹介等をしっかりと行ってまいりました。

今回の視察が、がんばる過疎地域間の交流のきっかけになればありがたいと願っているところでもあります。

以上で、総務文教委員会所管事項調査の報告を終わります。

○議長（池之上誠） 以上で諸般の報告を終わります。

△地方創生等特別委員会の廃止について

○議長（池之上誠） 日程第2、地方創生等特別委員会の廃止についてを議題といたします。

本年5月の第2回定例会（初日）において設

置されました地方創生等特別委員会から、その審査が終了した旨の報告がありましたので、その審査の経過及び結果等について委員長の報告を求めます。

[地方創生等特別委員長北方貞明議員登壇]

○地方創生等特別委員長（北方貞明） 皆さん、おはようございます。

地方創生等特別委員会審査結果を報告いたします。

去る5月22日の平成27年第2回定例会において設置された地方創生等特別委員会を8月28日及び10月27日並びに12月9日に開き、審査をいたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

第1回の委員会では、「垂水市人口ビジョン」及び「垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の両「素案」の審議を行い、第2回目委員会では、その後検討・協議が加えられ、さらに外部の意見等を反映させた「原案」について担当の課の企画政策課より報告と説明を受けました。

第1目の委員会以降の経過については、両素案のパブリックコメントの実施を初め、地元金融機関4行合同の意見交換や、鹿屋公共職業安定所、報道機関との意見交換を行い、多くの意見が寄せられたことを報告しました。

あわせて、町内においても、検討・協議が重ねられ、素案に追加や修正が加えられることによって原案をつくり上げており、さらに、修正後の原案は、外部審査会である「垂水市、まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会」における承認を得たものであると説明がありました。

また、10月中に両原案が庁内機関会議で最終決定され、本市にとって正式に策定することにより、地方創生にかかる取り組みとして、一部は平成27年度中の実施計画もありますが、平成28年度から、本格的、具体的に進めていくことが可能となるとの説明がありました。

素案からの変更点について、まず、「人口ビジョン原案」については、2060年人口の将来展望を1万2,000人程度の人口規模を維持することに制定の中で、その理由を補足するために、「高齢人口比率」について追加記載された報告があり、その他に大きな変更はなく、文言修正のみでありました。

一方の「総合戦略原案」については、パブリックコメントにより市民から提出された意見を反映させたほか、先ほど述べました関係機関等の意見交換や庁内検討を踏まえ、「今後の施策の方向」として制定した4つの基本目標の具体的な事業展開等において、より具体的な表現となるよう修正を加えたものとなっております。

質疑では活発な議論が行われましたので、次のとおり報告いたします。

最初に、「垂水市人口ビジョン原案」に対し、質疑において、独自の人口推移をもとに2030年の合計特殊出生率を1.8という高い数値目標設定を行っておりますが、この目標に近づけるため、本市の特性を生かした独自の行動計画、実施計画についての努力を行い、今後本市の移住を含めた各施策を打ち出すことによって、目標達成を図っていききたいとの答弁がありました。

また、検証の方法については、毎年度検証を積み重ねながら、指標として設定した各施策の達成目標に近づける努力を行い、また検証により事業展開の中にあっても、修正を加えていく考えがあると説明されました。

そのほか、ある程度国の方針を踏襲した「ビジョン原案」であることに対し、市の実態把握を進めて、垂水色をもっと出して推進してほしいという要望や、パブリックコメントの意見提出が少なかったことから、さらに制度活用を促すよう市民へ制度の周知を求める意見がありました。

一方、地区別の将来人口推移について、現状では難しいが、どのような方法で出せるか検討

するとの答弁がありました。

また、原案について、「前に進んでいくように」と激励された委員もあり、「全力で取り組みを進めていく」と答弁がありました。

次に、「垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略原案」について、次のような質疑がありました。

よい計画であるので、実現のために新年度以降しっかりと事業を推進されたいと評価する意見がありました。

ほか、戦略に掲げられた4つの基本目標について、分野横断的な取り組みであることを認識しながら推進すべきであること、また、今度観光地づくりを行う地域団体であるDMOを活用し、本市の魅力の発信や周知の仕方を工夫する必要がある等の議論がされました。

南の拠点整備の財源について、将来にわたって負担を生まない展望のもとに推進していくことを求める意見があり、市の財政に与える影響を極力少なくするよう新たな取り組みを想定すると、各取り組みにあたっては、国の支援、市独自、民間の力を活用するものを整理し、本市の財政を圧迫しない中で効果や成果を上げる形で運営を目指していくことと回答されました。

さらに、南の拠点について、市民への説明を求める意見が出されました。

なお、委員会審査終了後、「南の拠点の整備構想」に関しまして、基本設計業務委託先である合同会社口福ラボの菅氏より、南の拠点の考え方及び現時点での進捗状況等について説明を受けました。

短期間の作業ではありましたが、両原案には、本市が今後講ずべき人口減少対策や雇用対策等について基礎的な考え方や目標が盛り込まれていると考えております。

本委員会は、3回にわたり開かれ、あらゆる角度から活発な議論が展開され、真摯かつ慎重に審議が行われた結果、これからのビジョン及

び総合戦略が、市民の皆様が大切に思っておられる本市の将来像として、市政運営に幅広く生かされることを強く期待するとともに、本市議会として地方創生のさらなる推進に向け、各施策の展開とともに取り組んでいくことを確認した次第であります。

よって、本委員会は所期の目的は達成され、一定の役割は果たされたものとして、廃止することに決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（池之上誠） ただいま、地方創生等特別委員長からその審査を終了した旨の報告がありましたので、この際、地方創生等特別委員会を廃止いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（池之上誠） 御異議がありますので、地方創生等特別委員会の廃止については、起立により採決いたします。

地方創生等特別委員会を廃止することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（池之上誠） 起立多数です。

よって、地方創生等特別委員会は本日をもって廃止することに決定いたしました。

△議案第78号～議案第86号括上程

○議長（池之上誠） 日程第3、議案第78号から、日程第7、議案82号まで、及び、日程第8、議案第84号から、日程第10、議案第86号までの議案8件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第78号 垂水市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例 案

議案第79号 垂水市税条例等の一部を改正する条例 案

議案第80号 垂水市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 案

議案第81号 垂水市港湾管理条例の一部を改正する条例 案

議案第82号 垂水市道路線の認定について

議案第84号 平成27年度垂水市一般会計補正予算（第9号） 案

議案第85号 平成27年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） 案

議案第86号 平成27年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第2号） 案

○議長（池之上誠） ここで各常任委員長の審査報告を求めます。

[産業厚生委員長川越信男議員登壇]

○産業厚生委員長（川越信男） 去る11月27日の本会議において、産業厚生常任委員会付託となりました案件について、12月11日に委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告します。

当日は、午前中に先日まで開催されておりましたCOP21（気候変動枠組条約第21回締結国会議）での合意により、省エネの強化が全国的に求められている中、本市高峠地区にあります株式会社ジャパンファーム所有のバイオマスボイラーとサンエジソンジャパン株式会社所有の垂水市高峠太陽光発電所において、本市における再生可能エネルギーの現状を現地にて視察を行いました。

株式会社ジャパンファームのバイオマスボイラーは重油をほとんど利用せず、乾燥させた鶏糞を燃焼させることにより3,000キロワットもの電力を発電し、発電した電力はボイラー自体の稼働にも一部使われますが、鶏舎の電灯などにも使われており、8%ぐらい残る灰も肥料として利用できるそうであり、環境にやさしい循環型発電ボイラーとなっております。

総事業費は30億円強であり、国等の事業を利用せず、全て会社の資金より調達したとのことでありました。

次に、サンエジソンジャパン株式会社の太陽光発電所ではありますが、13万2,837平方メートルの敷地に3万7,656枚もの太陽光パネルを設置し、9.6メガワットもの最大出力があるそうでございます。発電した電力はすべて売電しており、実績は9月3,600万円、10月4,700万円、11月2,400万円となっており、順調に稼働しているそうでございます。

施設の現地視察を行い、本市でも確実に再生可能エネルギーへの取り組みが広がってきていることを実感し、これからのエネルギー政策が明るいものと確信いたしました。

それでは、本委員会付託案件の審査につきまして御報告いたします。

最初に、議案第80号垂水市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案、議案第81号垂水市港湾管理条例の一部を改正する条例案、及び、議案第82号垂水市道路線の認定については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号平成27年度垂水市一般会計補正予算（第9号）案中の所管費目については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号平成27年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第2号）案については原案のとおり可決されました。

また、議案審査終了後に、9月28日から10月2日にかけて開催いたしました議会報告会において参加された市民の皆さんから意見や質問があり、このうち、産業厚生委員会所管の次の4項目について、本委員会として協議を行い、要望を行うべきと判断する項目を取りまとめましたので報告いたします。

最初に、危険廃屋が市内にいくつもあり、対応をお願いしたいという要望がございました。この件は総務文教委員会でも空き家対策という点で重複する部分があることから、特定空き家対策へのきちんとした対応を産業厚生委員会としても要望すべきという結論に達しました。

次に、道の駅の指定管理者の選定については、一般質問で執行部において検討する旨の回答があったこと、森の駅に憩いの場をつくってほしいという要望には、指定管理者が決まったら伝えるとの回答があったこと、そして議会だよりでも、各意見・要望について報告を行うことから今回の執行部への意見・要望から除外するという結論に達しました。

最後に、県農業開発総合センター、果樹部撤退の跡地利活用については、上野台地にある10ヘクタールの農地は農地法の関係により農地以外への転用ができないこと、購入も農業者か農業法人格を持った事業所しか購入できないこともあり、積極的な提案はできないものの、第2圃場にある学生寮などの施設の利活用について執行部から県に対して提案を行ってほしいとの結論に達しました。

以上で報告を終わります。

[総務文教委員長堀内貴志議員登壇]

○総務文教委員長（堀内貴志） 去る11月27日の本会議において、総務文教常任委員会付託となりました各案件について、12月14日に委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第78号垂水市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例案につきましては、マイナンバー法に基づく国のマイナンバー制度に関し、本条例案に掲げられている個人番号利用事務の運用を不安視する意見があり、このまま運用を開始するのが拙速であるとして異議があったため、挙手による採決を行い、賛成多数で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第79号は、垂水市税条例等の一部を改正する条例案につきましては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号平成27年度垂水市一般会計補正予算（第9号）案中の所管費目及び歳入全

款、及び、議案第85号平成27年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案につきましては、いずれも原案のとおり可決されました。

また、産業厚生委員会同様、議案審査終了後に、9月28日から10月2日にかけて開催いたしました議会報告会において、参加された市民の皆様から意見や質問があり、このうち総務文教委員会所管の次の6項目について本委員会として協議を行い、要望を行うべきと判断する項目をとりまとめましたので、報告いたします。

最初に、「地区から市に要望を届ける仕組みについて」は、現在、振興会と地区公民館は異なる所管であるが、地域の活性化のためには連携が必要であることから、地域の要望等を取りまとめる組織のあり方や、窓口について検討されるよう要望を行うことで意見の一致を見ました。

次に、「廃屋について」は、特定空き家に対する対策に限らず、空き家の有効活用も含めて全庁的な取り組みが必要であるという観点から、要望を行うことで意見の一致を見ました。

次に、「学校の統廃合」については、「近い将来の統廃合は考えていない」との教育長の見解もいただいたことから、要望は行わないことで意見の一致を見ました。

次に、「南中跡地について」は、市民より、売却後の進捗や今後の方向性についての情報を求めていることから、本委員会においても本市の活性化を図るため、株式会社財宝様に対し、引き続き売却当初の計画に沿った対応を進めていただきたいとする議論もあり、要望を行うことで意見の一致を見ました。

次に、「人口減少対策について」は、企画政策課長より、特に住宅政策の面から、集合住宅建設促進のための支援策や子育て世代に対する優遇措置など、次年度以降の計画も含めて回答いただきましたので、改めて要望は行わないということで意見の一致を見ました。

最後に、「市が管理している旧田中茂徳邸について」は、現状について財政課長より回答を得ましたので、要望は行わないことで意見の一致を見ました。

以上で報告を終わります。

○議長（池之上誠） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

〔持留良一議員登壇〕

○持留良一議員 おはようございます。

私は、今回の議案においては、議案78号垂水市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例案について、反対の立場で討論をいたします。

この条例案の提案は、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバーの制度の導入によって、その必要性から提案がされています。それは、個人番号独自で利用する場合や同一の地方公共団体内の他機関への特定個人の情報の提供を行う場合は条例を制定して運用することが法律で求められているからであります。

ところが、国がさまざまな個人情報を管理するこの制度をめぐる混乱が収まりません。1月からの利用開始をうたっているのに、番号を通知するカードの輸送が遅れたり、カードそのものが印刷されていない地域が発覚したり、国民の不信は募るばかりです。

垂水市でも、受取人不在で手渡せないケースも生まれています。

これは、当初から指摘されていたことでもあります。住民票を変えず福祉施設で生活する高齢者、家庭内暴力から避難しているなどへの手当ても本人任せであるからであります。

さらに、認知症などマイナンバーをしっかりと

と管理できない人への対応の仕方も不明確で、医療・介護・福祉の現場は苦悩を深めているのが現状であります。

この条例案には3つの利用事務がありますが、保護者や障害者の中には視覚障害を持っている方もいることが考えられます。今、視覚障害者の方々からは「通知カードが届いても、個人番号が読めない」と訴えが寄せられています。

封筒には、点字で「マイナンバー通知」と記載されていますが、中身は全て筆記文字、いわゆる筆記文字で視覚障害者の方々には個人番号が確認できません、音声コードがありますが、携帯電話に音声コードをかざすことは非常に困難であると、当の障害者の方々からも指摘がされています。自分で個人番号の管理が難しい障害者など、社会的弱者への人権を無視するような制度はこの点からも中止・廃止すべきではないでしょうか。

一人一人の生活状況を考慮せず、大切な管理が必要な番号通知を一律に送り付ける政府のやり方が問われる問題でもあります。

こんな中、政府は1月からマイナンバーや顔写真を掲載した「個人番号カード」を1,000万人に交付する計画です。身分証明以外にはほとんど使い道がなく、むしろ紛失するという、個人情報が漏れるリスクは極めて高いカードでもあります。

カードの危険性にはほとんど触れず、普及ばかりに力を入れている政府の姿勢は、国民のプライバシーを危うくするのです。

地元の新聞でも、「高齢者を初め、国民の理解が進まないままでの運用は拙速と言わざるを得ない」という論評がされていました。

さらに、個人情報漏洩の危険性が高く、憲法が保障するプライバシー権を侵害するとして、国を相手に弁護士等がマイナンバーの利用停止や削除などを求め、「マイナンバー違憲訴訟」が全国の5つの地方裁判所で一斉に起こされま

した。実際に番号を手にしてからも国民の不安は広がるばかりでもあります。

1月実施を延期して、制度の危険性を検証・再点検し、廃止へ向け見直すことが求められているというふうに思います。

よって、議案第78号垂水市個人番号利用及び特定個人情報の提供に関する条例案については反対をいたします。

以上であります。

○議長（池之上誠） 以上で、通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 御異議がありますので、議案第78号を除き、各議案を各常任委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。

よって、議案第78号を除き、各議案は各常任委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第78号は、起立により採決いたします。

委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（池之上誠） 起立多数です。

よって、議案第78号は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

△議案第87号上程

○議長（池之上誠） 日程第11、議案第87号垂水市議会会議規則の一部を改正する規則案を議題といたします。説明を求めます。

議案第87号 垂水市議会会議規則の一部を改正

する規則案

〔議会運営委員長川畑三郎議員登壇〕

○議会運営委員長（川畑三郎） 議案87号垂水市議会会議規則の一部を改正する規則案の提案理由を御説明申し上げます。

近年の男女共同参画の状況に鑑み、地方議会においても男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、会議への欠席に関する規定第2条及び委員会の欠席に関する規定第83条のいずれにも出産による欠席の意向を加えるものでございます。

なお、補足といたしまして、この規則は交付の日から施行するものであります。

以上で提案理由の説明は終わりますが、御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池之上誠） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第87号を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。

よって、議案第87号垂水市議会会議規則の一部を改正する規則案は原案のとおり可決されました。

△選挙

○議長（池之上誠） 日程第12、垂水市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についてを議題といたします。

○堀内貴志議員 この際動議を提出します。

○議長（池之上誠） 堀内議員。

○堀内貴志議員 垂水市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法によられたいと思います。

○議長（池之上誠） ただいま、堀内貴志議員から垂水市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙の方法については指名推選によられたいとの動議が提出されました。

[賛成者挙手]

○議長（池之上誠） 所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を議題とし、採決いたします。
お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。

よって、垂水市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙の方法は指名推選によられたいとの動議は可決されました。

指名をお願いいたします。

○堀内貴志議員 さきの全員協議会で話し合いがなされたとおり、垂水市選挙管理委員会委員に垂水市田神277番地高野猛氏、垂水市牛根麓2733番地—2今村富義氏、垂水市柗原734番地—2岩元勇男氏、垂水市中俣377番地—3後迫洋氏、以上4名を推選いたします。

次に、垂水市選挙委員会委員同補充員につきましては、垂水市南松原町23番地谷口敏徳氏、垂水市牛根麓2067番地—3大山信矢氏、垂水市海潟595番地—1平野日出生氏、垂水市新城2299番地—2宮迫光男氏、以上4名を指名いたします。

よろしく御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（池之上誠） お諮りいたします。ただ

いま指名されました方々を当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。

よって、選挙管理委員会委員に高野猛氏、今村富義氏、岩元勇男氏、後迫洋氏の4名が、同補充員に、谷口敏徳氏、大山信矢氏、平野日出生氏、宮迫光男氏の4名がそれぞれ当選されました。

以上で、本日の日程は全部議了いたしました。

これで、本定例会に付議されました案件は、全部議了いたしました。

お諮りいたします。

閉会中、議会運営委員会の所管事項調査を行うことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。

よって、閉会中、議会運営委員会の所管事項調査を行うことに決定いたしました。

△閉 会

○議長（池之上誠） これをもちまして、平成27年第4回垂水市議会定例会を閉会いたします。

午前11時6分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員